

**宜野湾市海浜公園施設等再編整備  
基本構想・基本計画**

**平成30年3月  
宜野湾市**



## 目次

I	宜野湾海浜公園及び市立グラウンド再編基本計画	1
1	計画の背景・目的	1
2	現状把握	2
2-1	上位・関連計画等の把握	2
2-2	宜野湾海浜公園及び市立グラウンド再整備に向けた現状把握	9
2-3	市民意向調査	21
2-4	施設利用者調査	26
2-5	事業者・業界団体ヒアリング	29
2-6	健全度調査	30
3	敷地分析	32
3-1	宜野湾海浜公園全体の現状と課題	32
3-2	宜野湾海浜公園各エリアの現状と課題のまとめ	35
3-3	市立グラウンドの現状と課題	39
4	課題の抽出・整理	40
5	宜野湾海浜公園施設等再整備計画の検討および設定	41
5-1	基本方針の検討	41
5-2	導入機能等の検討	42
5-3	施設配置計画の検討	46
5-4	動線計画	57
5-5	市立グラウンド	59
II	屋外劇場整備基本計画	61
1	諸条件の整理	61
1-1	屋外劇場の基本情報	61
1-2	屋外劇場の利用要望	63
1-3	法令等への適合	64
2	基本方針	65
3	施設計画の検討	66
3-1	建物および設備の改修	66
3-2	観客席の改修	67
3-3	周辺の外構等の改修	67
III	事業手法及び管理運営手法の検討	68
1	前提条件の整理	68
1-1	宜野湾海浜公園及び市立グラウンド全体の再整備手法	68
1-2	宜野湾海浜公園及び市立グラウンド全体の管理運営手法について	68
1-3	新たに計画する収益施設の設置について	68
2	想定される事業手法及び管理運営手法の検討	69
2-1	宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの改修・維持管理運営手法について	69
2-2	新たに計画する収益施設の整備・管理手法について	72
2-3	公園全体及び収益施設における事業手法及び管理手法の方向性	74
IV	基本計画図の作成	77

V	事業計画	81
1	概算事業費	81
2	事業スケジュール及び年度別事業費の設定	81
2-1	事業スケジュール及び年度別事業費	81
2-2	事業スケジュールの考え方	82
2-3	公募設置管理制度活用による民間活力導入施設の整備費	83
3	事業化にあたっての今後の課題	84
3-1	海浜公園の事業実施に先立ち、公園インフラ等の情報整理	84
3-2	収益施設等民間活力導入に際しての事業者のニーズの把握等	84
3-3	利用者への負担軽減のための事業実施手順の精査	84
3-4	関連機関との調整等	84

# I 宜野湾海浜公園及び市立グラウンド再編基本計画

## 1 計画の背景・目的

宜野湾海浜公園は、本市西海岸に位置する運動公園で、体育館・テニスコート等のスポーツ施設の他に、運動会やさまざまなイベントに利用できる多目的広場・遊具を設けた子ども広場・屋外劇場等、レクリエーションやレジャーに欠かせない施設が整備された公園です。周囲には市立グラウンド、野球場、人工ビーチ、沖縄コンベンションセンターが立地しています。

昭和62年に開催された海邦国体では、野球やバスケットボール・アーチェリー・ヨットの会場となり、市内外からの参加者・観客で賑わいを見せていました。その後は、各種スポーツ大会・コンサート・展示会等の各種イベントに利用されており、一年を通し利用者の足が絶えることはありません。また、春には、プロ野球の横浜 DeNA ベイスターズが野球場と公園内各施設を使用しており、子ども達に夢を与えるとともに“ぎのわん”の名を全国に広めています。

しかし、開園してから30年以上経過し、施設の経年による劣化が進行しており、利用者の安心安全や利便性の確保が難しい状況にあります。

このような背景を踏まえ、本計画は公園施設及び近接の市立グラウンドの整備について、市民の多様なスポーツ活動、文化活動のニーズに応えこれを推進し、よりよい魅力的な施設とするために、前提条件の整理や再編整備基本構想・基本計画策定に向けた検討等を行うものです。



図 I-1-1 本構想における対象範囲

## 2 現状把握

### 2-1 上位・関連計画等の把握

#### 2-1-1 県の関連計画

##### (1) 第5次沖縄県観光振興基本計画改定版（平成29年3月策定）における宜野湾海浜公園周辺の位置づけと施策の動向

第5次沖縄県観光振興基本計画改定版は、県民をはじめ沖縄観光に関わるすべての人に向け、10年後の沖縄観光ビジョンを掲げた計画であり、各主体が協働してそのビジョンを着実に実現することが示されています。

沖縄県観光振興条例が示す観光の意義と沖縄県の地域特性を踏まえ、長期的視点に立った沖縄の観光振興に向けた課題を整理した上で、観光振興によって真に美しい豊かな郷土の創出を実現するための施策が掲げられています。沖縄全体において今後目指すべき姿を定めた「世界水準の観光リゾート地」（沖縄21世紀ビジョンより）の実現に向けて、沖縄観光が国内外に広く認知される基盤を構築することを目的としています。

計画期間は、平成24年度（2012年度）から2021年度までの10年間となります。

表 I-2-1-1 宜野湾海浜公園に関連した施策の位置づけ

計画の構成	方針と施策	目指すべき姿	目指すべき姿を実現するための取り組み
1章 総説 2章 沖縄観光の現状と課題 3章 基本方向 4章 施策の展開	多様で魅力ある観光体験の提供	沖縄らしい観光体験を高品質で提供するとともに、それらのイメージを基調としながら多様なツーリズムを展開することで新たな市場を開拓する。	○沖縄版自然観光の推進 ○多様なツーリズムの展開 ○MICEの振興 ○地域の特色づけ
4-1 多様で魅力ある観光体験の提供 4-2 基盤となる旅行環境の整備 4-3 観光産業の安全性確保	基盤となる旅行環境の整備	安全・安心・快適に観光客が過ごすための基盤となる交通および情報インフラ、人材育成、景観形成を推進することで、沖縄らしさを感じられる旅行環境の整備を図る。	○観光産業にかかわる人材育成 ○観光地としての景観形成 ○ユニバーサルデザインの推進 ○観光危機管理の対応強化
5章 圏域別の基本方向 (1) 中部圏域 6章 成果の測定	(1) 中部圏域	宜野湾市から読谷村に至る西海岸地域においては、リゾートホテルや飲食、ショッピング、コンベンション、マリナー、レクリエーション等施設の集積を生かし、国際色豊かな観光・MICEリゾートとしての都市ブランド力の強化を推進する。	

##### (2) 沖縄 MICE 振興戦略（平成29年7月策定）における宜野湾海浜公園周辺の位置づけと施策の動向

沖縄のリーディング産業である観光分野の基本計画である「沖縄県観光振興基本計画」では、MICE振興によるビジネスツーリズムを沖縄観光の新規軸に位置づけ、観光分野をはじめとする多分野において MICE 振興に向けた取組強化を図っていくことが掲げられています。

沖縄 MICE 振興戦略では、これらの計画等に示される沖縄県の MICE 振興に関する施策を体系的に整理し取りまとめるとともに、MICE の推進・活用による沖縄県経済の発展及び国際的な MICE 開催地としての地位確立に向けた基本的な考え方や施策展開の方向性を示しています。

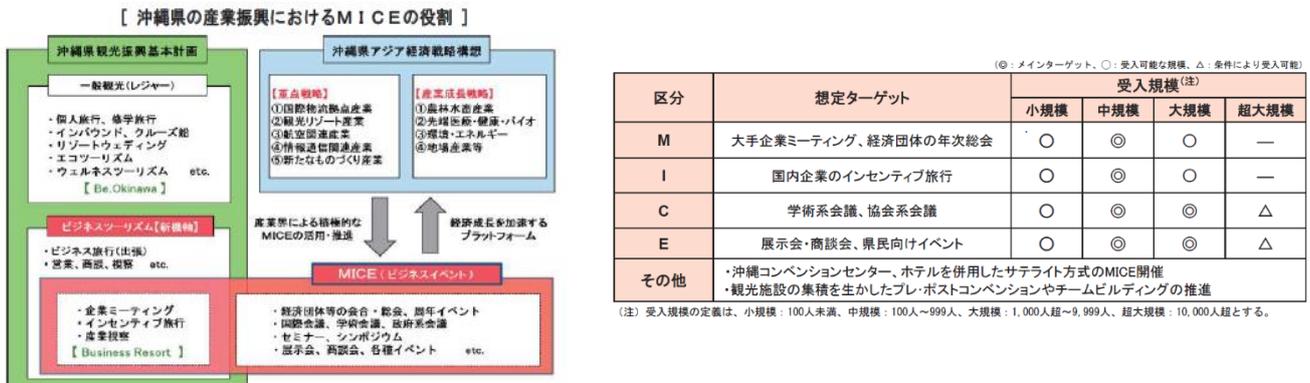


図 I-2-1-1 産業振興における MICE の役割と中部エリアにおける MICE 開催の想定

市町村における取組としては、多種多様な MICE 需要を取り込めるよう市町村や民間 MICE 施設の整備促進に努めることや、特別な空間や沖縄らしさを演出できるユニークメニューの活用を促進するために、公的空間の会議・レセプション開催での活用や民間事業者等による新たなユニークメニューの開発を促進すること等が掲げられています。

MICE エリア戦略における中部エリアの特徴は、沖縄コンベンションセンターやホテル等、主要 MICE 施設が位置することから、小規模コンベンションから大規模イベントまでさまざまなタイプの催事が開催可能なエリアとされています。

計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から 2026 年度までの 10 年間となります。

表 I-2-1-2 宜野湾海浜公園周辺エリアに関連した施策の位置づけ

計画の構成	方針と施策	施策展開の方向性	目指すべき姿を実現するための取り組み
1 章 MICE 振興の意義 2 章 MICE を取り巻く国内外の動向 3 章 沖縄 MICE の課題と展望	MICE 施設の機能強化	既存 MICE 施設の機能強化による利便性の向上	・地域における MICE 施設の整備、機能強化 ・沖縄コンベンションセンターの適正な管理と主催者等の利便性向上に資する施設整備
4 章 MICE 振興戦略 5 章 具体的施策 (1) MICE 施設の機能強化 (2) MICE 誘致・受入の体制強化	MICE 誘致・受入の体制強化	大規模 MICE の受け入れ体制の整備、地域内連携による周遊性の向上	・地域間・業種間の連携による周遊プログラムや MICE 参加者を対象にした限定メニューの提供
(3) MICE 誘致・開催に関する支援の充実 6 章 MICE エリア戦略	MICE 誘致・開催に関する支援の充実	沖縄らしい MICE コンテンツの開発	・産業視察、ユニークメニュー、体験プログラム等の MICE 商品、サービスの開発支援

2-1-2 市の関連計画

(1) 第四次宜野湾市総合計画（平成 29 年 3 月策定）における宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの位置づけと施策の動向

本市は、第四次宜野湾市総合計画（以下「総合計画」という。）の「目標 4：地域資源を活かした、活力あるまち（2） コンベンション支援機能の充実」において、宜野湾海浜公園が担う機能が示されており、市内外から多くの観光客が訪れ、都市機能用地の第 1～第 3 街区に整備された大型商業施設や複合アミューズメント施設、宿泊施設等アフター・コンベンション機能の充実化により、西海岸地域の賑わいを創出するエリアを形成することが掲げられています。

また、宜野湾市海浜公園が立地する西海岸地域でのイベントや催事等の情報共有化が図られておらず、複数の施設でイベントが重なる際には交通渋滞や駐車場不足が生じているために、交通渋滞対策や駐車場確保等が求められるとしています。

計画期間は平成 29 年度（2017 年度）から 2024 年度までの 8 年間となります。

表 I-2-1-3 宜野湾海浜公園及び市立グラウンドに関連した施策の位置づけ

計画の構成	関連施策	目指すまちの姿	目指すまちの姿を実現するための取り組み
目標 1：市民と行政が協働するまち 目標 2：健康で、安心して住み続けられるまち 目標 3：文化を育み、心豊かな人を育てるまち 目標 4：地域資源を活かした、活力あるまち (2) コンベンション支援機能の充実	(2) コンベンション支援機能の充実	◆目指すまちの姿 ○国や県との連携のもと、企業誘致等によるアフターコンベンション機能の充実、公共交通機関の利便性の向上、美しい景観の形成等、本市の強みであるコンベンション・リゾート環境の整備を総合的に推進	①コンベンション・リゾート環境の整備・充実 ○コンベンション・リゾート基盤の整備拡充 ○仮設避難口の利用促進に向けた取り組み ○西海岸地域における駐車場不足への対応 ○コンベンション・リゾートエリアにふさわしい景観の形成  ②受入態勢の強化及びプロモーション活動の充実 ○観光・コンベンション分野における人材育成 ○セールスプロモーション活動の実施 ○プロ野球キャンプをはじめとした、プロスポーツ大会開催等への支援
目標 5：安全・快適で、持続的発展が可能なまち (8) 公園・緑地及び墓園等の整備 目標 6：平和をつなぎ、未来へ発展するまち	(8) 公園・緑地及び墓園等の整備	◆目指すまちの姿 ○都市公園の整備や維持管理、市民の緑化意識の高揚による緑化の推進	①都市公園の整備 ○公園の整備 ○既存緑地の保全 ②都市公園等の維持・管理運営 ○施設の長寿命化 ③緑化の推進 ○ボランティア団体との協働による緑化の推進 ○緑化活動の支援 ○緑化の啓発

(2) 都市マスタープラン改定版（平成 29 年 12 月改定）における宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの位置づけと施策の動向

宜野湾市都市マスタープラン改定版（以下「都市マスタープラン」という。）によると、宜野湾海浜公園一帯は、本市が推進する「国際コンベンションリゾート拠点」の形成や西海岸地域開発との連携を図りながら海岸周辺地域における良好な景観の形成を進めることが定められています。

西海岸地域では沖縄コンベンションセンターやトロピカルビーチの整備等で都市基盤が充実し、さまざまなイベントの開催により、毎年多くの方が本市を訪れています。今後、商業機能の充実により、海洋性リゾート地としてますます発展することが期待されるとしています。

宜野湾海浜公園エリアの土地利用に関する施策としては、西海岸地域の水辺空間の保全・整備を図ることが掲げられています。また、西海岸地域におけるコンベンション・リゾートとしてのまちづくりの展開、西海岸地域の機能充実や基地跡地利用と連携した交流都市としての魅力の向上に取り組むこととしています。

計画目標年次は、2020 年度までとなります。

表 I-2-1-4 宜野湾海浜公園周辺エリアに関連した施策の位置づけ

計画の構成	関連する方針と施策	目指すべき姿	目指すべき姿を実現するための取り組み
序章 都市計画マスタープラン改定の背景、目的	2-2 土地利用の方針	地域の豊かな自然や歴史・文化を後世に伝える環境と調和した市街地の形成	・コンベンション・リゾートゾーン
1章 まちづくりの理念と目標			
2章 全体構想	2-4 公園・緑地の配置方針	観光・交流拠点、自然・歴史拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・緑地配置の基本方針</li> <li>・公園・緑地配置の考え方</li> <li>・緑のネットワークの考え方</li> <li>・公園・緑地配置計画</li> </ul>
2-2 土地利用の方針			
2-4 公園・緑地の配置方針	2-7 自然環境の保全、都市環境形成の方針	個性と特色ある都市景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と水のふれあう空間づくり</li> <li>・魅力ある美しいまちづくりの推進</li> </ul>
2-7 自然環境の保全、都市環境形成の方針			
3章 地域別構想	3-4 西地区地域別構想	夕日に映える景観都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宜野湾海浜公園や沖縄コンベンションセンターを中心とした「西海岸コンベンション・リゾート」の形成と拠点性の強化</li> <li>・地区東部の斜面地等から東シナ海を望むビスタの形成</li> </ul>
3-4 西地区地域別構想			
4章 マスタープラン実現に向けた取り組み方針			

(3) 宜野湾市産業振興計画（平成 26 年 3 月策定）における宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの位置づけと施策の動向

宜野湾市産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）では、「交流と創意工夫により魅力ある人材と産業が生まれ育つ都市」を基本理念に掲げており、県内最大のコンベンション機能や優れた交通アクセス性により、ヒトやモノが集積する都市という特徴を生かして、集まったヒトやモノが、地域資源と交ざり合い創意工夫のもとで新しいコトが生まれ、それが本市の産業として育ち発展していくことを目指すことが示されています。

方針Ⅲでは、「観光の振興及び産業間連携の強化」とし、西海岸地域への商業施設やビジネスホテル等の誘致に向けた検討を行うことや観光地形成促進地域制度等を活用した観光関連施設等の拡充に取り組むことで、アフター・コンベンション機能の充実を図ることが示されています。

また、国・県との連携による世界水準の観光リゾート地の形成、景観等、コンベンション・リゾートの拠点として一体的な基盤の整備・拡充、公共交通機関の利便性向上や駐車場の確保等、西海岸地域の交通利便性の向上を図ること等が掲げられています。

さらに、重点的取組として、MICE 事業の推進、スポーツ・コンベンション振興、緑化推進事業（宜野湾海浜公園を南国沖縄の花で埋め尽くす、花いっぱい運動の実施）等に取り組むことが示されています。

計画期間は平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 5 年間となります。

表 I-2-1-5 宜野湾海浜公園周辺エリアに関連した施策の位置づけ

計画の構成	関連する方針と施策	施策展開のための目指すべき姿	目指すべき姿を実現するための取り組み
序章 計画の位置づけ 1章 宜野湾市産業の概要	方針Ⅲ 施策 10 魅力ある地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多彩なイベント等の振興&lt;重点&gt;</li> <li>・民間活力を活かした観光資源の有効活用</li> <li>・市内観光資源の確保と拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンベンション支援事業</li> <li>・観光関連施設間の連携</li> <li>・エンタテインメント産業支援事業</li> </ul>
2章 産業振興の基本理念と基本方針 3章 施策 3-2 施策内容 方針Ⅲ 観光の振興及び産業間連携の強化	方針Ⅲ 施策 11 コンベンションリゾート環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西海岸地域における商業・リゾート施設の誘致</li> <li>・コンベンションリゾート基盤の整備・拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地形成促進地域制度の活用</li> <li>・宜野湾市西海岸地域開発基本計画事業</li> <li>・仮設避難港の利用促進</li> </ul>
方針Ⅴ 産業基盤の充実 4章 計画の推進 資料編	方針Ⅲ 施策 12 誘致・受け入れ態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MICE 事業の促進&lt;重点&gt;</li> <li>・スポーツコンベンションの推進</li> <li>・緑化推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄国際会議観光都市推進事業</li> <li>・横浜 DeNA ベイスターズ事業</li> <li>・スポーツコンベンション振興事業</li> <li>・グリーンコミュニティ事業</li> </ul>
	方針Ⅴ 施策 15 産業振興に必要な交通問題の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西海岸エリアの交通利便性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の維持管理・改良事業</li> </ul>

(4) 宜野湾市景観計画（平成 27 年 11 月策定）における宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの位置づけと施策の動向

宜野湾市景観計画（以下「景観計画」という。）は、「みんなで守り、創り、育む美しさと風格を備えた「ねたて」の景観づくり」を基本目標に掲げ、市民・事業者・行政が協働して、ねたての都市にふさわしい美しさと風格を備えていくことが示されています。

基本方針 2 では、「市民が誇りに思える宜野湾らしい顔のある風景づくりを進める」ことを掲げ、宜野湾を感じさせる多彩な景観の保全・魅力化のために、国際コンベンションリゾート拠点としての整備が進む宜野湾海浜公園一帯等をまちの顔として、地域活性化を牽引していけるように、それぞれのまちづくりの機会を活かしながら、誰もが訪れたい・訪れて楽しい・快適と思えるような魅力ある景観づくりを進めることが示されています。

また、海岸周辺地域における景観づくりの方針では、「美しい海を身近に感じながら、快適に遊び、働き、過ごせる景観づくりを進める」ことを掲げ、海を活かした潤いを感じる景観づくりとして、海を眺望したり、海と触れ合える場の保全・創出や個性的で質の高いリゾート景観づくりに取り組むこと（沖縄の伝統や南国を意識したリゾート景観の創出、秩序ある沿道景観の創出、観光指向の特色ある商業施設等の集積等）が示されています。

計画期間は平成 27 年度（2015 年度）から 10 年を目処に定期的な見直しを行うこととされています。

表 I-2-1-6 宜野湾海浜公園周辺エリアに関連した施策の位置づけ

計画の構成	方針と施策	目指すべき姿	目指すべき姿を実現するための取り組み
はじめに 良好な景観の形成に関する方針 ・基本方針 2：市民が誇りに思える宜野湾らしい顔のある風景づくり ・海岸周辺地域の景観づくりの方針：美しい海を身近に感じながら、快適に遊び、働き、過ごせる景観づくり ・景観形成重点地区（宜野湾海浜公園一帯）：良好な景観の形成に関するその他施策の方針 本計画の推進に向けて	基本方針 2：市民が誇りに思える宜野湾らしい顔のある風景づくりを進めます	(2) 宜野湾を感じさせる多彩な景観の保全・魅力化	○誰もが訪れたい・訪れて楽しい・快適と思えるような魅力ある景観づくり
	海岸周辺地域の景観づくりの方針：美しい海を身近に感じながら、快適に遊び、働き、過ごせる景観づくりを進めます	(1) 海を活かした潤いを感じる景観づくり (2) 個性的で質の高いリゾート景観づくり	○海を眺望したり、海と触れ合える場の保全・創出 ○建築物等の配慮による高台等からの海への眺望の保全 ○沖縄の伝統や南国を意識したリゾート景観の創出 ○屋外広告物や建築物等の配慮による秩序ある沿道景観の創出 ○観光指向の特色ある商業施設等の集積
	宜野湾海浜公園一帯	良好な景観の創出	○景観形成重点地区における建築行為等の規制誘導 ○地区独自の景観づくりの方針

(5) 宜野湾市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）における施設再編の考え方について

宜野湾市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、市の所有する公共施設等の今後のあり方や管理の基本的な方針を定めた計画です。

総合管理計画の「基本方針 1 公共建築物保有量の適正化」では、公共建築物の保有量を抑制する方針が掲げられ、原則、新規整備は行わないことが示されています。「基本方針 2 長寿命化の推進」では、公共建築物を効率的に使い続けるため、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減と構造的な耐用年数まで使用可能な状態を維持できるよう取り組むと示されています。さらに、「基本方針 4 効率的・効果的な利活用の推進」では、地域コミュニティの維持やまちづくりの観点から施設を有効に賢く利活用すると掲げられ、現在ある公共建築物の運営や更新については、PFI による施設整備や複数施設の一元管理 PPP 手法による民間活力の導入を検討すると示されています。

宜野湾海浜公園内施設については、「ビーチハウス」や「宜野湾海浜公園屋外劇場」は、劣化・老朽化が進んでいるため、中長期保全計画を策定し優先度に応じた計画的な修繕を実施すると示されています。

計画期間は平成 29 年度（2017 年度）から 2026 年度までの 10 年間となっています。

(6) 宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの整備・運営に関連する市の取り組み

宜野湾海浜公園及び市立グラウンド又は周辺エリアを対象とし、現在、市が取り組む事業について調書により把握しました。

再編整備計画の策定にあたり特に整合性を図る必要のある事業は、以下の 3 事業となります。

表 I-2-1-7 市の宜野湾海浜公園及び市立グラウンドに関する関連事業

事業名及び所管課	取り組み概要	成果	課題
西海岸地域開発事業 【企画政策課】	西海岸地域において仮設避難港を開発の核として位置付け、民間活力による開発方策を検討 【開発方策検討等：平成 25 年度～継続中、事業実施年度は未定】 【対象施設】周辺エリア	開発方策を検討中	・開発の前提となる仮設避難港陸域部（国所有行政財産）の用途廃止に向けた、護岸整備、土砂の撤去、棧橋の撤去の実施 ・用地取得にあたっての財源
スポーツ・コンベンション事業 【観光農水課】	各種プロスポーツの試合、キャンプ、興行等の誘致及び支援。横浜 DeNA ベイスターズ、琉球コラソン、琉球ゴールデンキングス等 【H27～継続中】 【対象施設】宜野湾海浜公園内及び市立グラウンド	県内外より多くの集客あり	・大会、イベント開催時における駐車場不足及び近隣の交通渋滞
（仮称）安室奈美恵記念館設置事業 【観光農水課】	安室奈美恵が最後のライブを実施した地域であることから、宜野湾海浜公園にライブ衣装や記念品等を展示する施設を設置し、国内外から多くの観光客が集積することを目指す取組を行う方針 【H30 年度～】 【対象施設】宜野湾海浜公園内	—	・公園内の施設設置が望ましいが、公園内への記念館設置は難しいと考えられるため、屋外劇場を建替えるのであれば施設の一部に会議室や展示室等を設け、その中に衣装等を常設展示する等を検討したい。

## 2-2 宜野湾海浜公園及び市立グラウンド再整備に向けた現状把握

### 2-2-1 宜野湾市の人口動向

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）準拠の推計では、平成 37 年（2025 年）に人口のピークを迎え、総人口 95,473 人となることが予測されています。以降、平成 72 年（2060 年）は 83,155 人となり、平成 22 年（2010 年）の 90,838 人から 7,683 人の減少となる見込みです。

年齢別で見ると、今後長期にわたる施設利用層にあたる生産年齢人口（15 から 64 歳）は、平成 22 年（2010 年）の 60,864 人から平成 72 年（2060 年）に 46,207 人に減少し、総人口に占める割合も 67.0%から 55.6%に低下すると見込まれています。

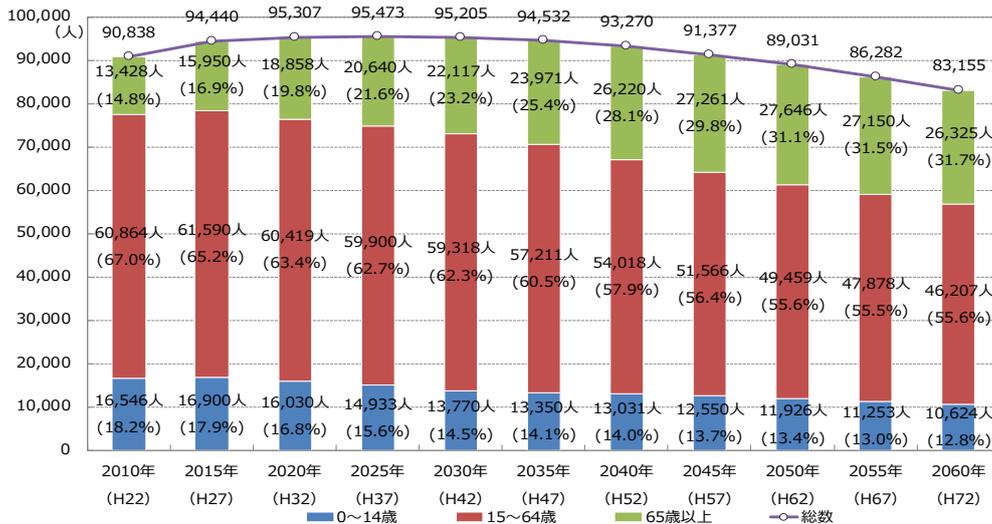


図 I-2-2-1 宜野湾市の将来人口推計

次に、男女別年齢階級別人口移動（平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年））を見ると、高齢人口は減少となっていますが、若年層の男性は、10 代前半から 20 代前半で転入超過となり、20 代前半から 20 代後半で大幅な転出超過となっています。これは、大学等に入学した学生が一時的に移り住み、卒業とともに流出したと考えられます。一方で、男女共に 20 代後半から 30 代前半の子育て世代が大幅に転入していることから、子育てを行う環境として本市が選ばれている状況といえます。

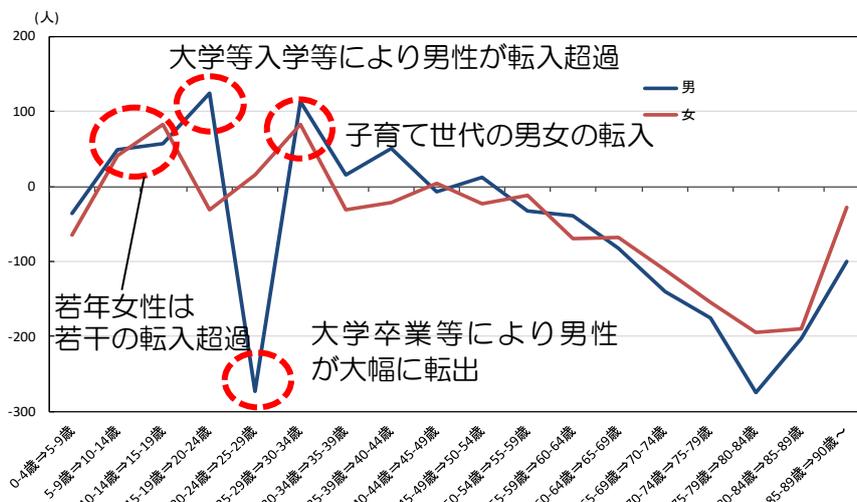
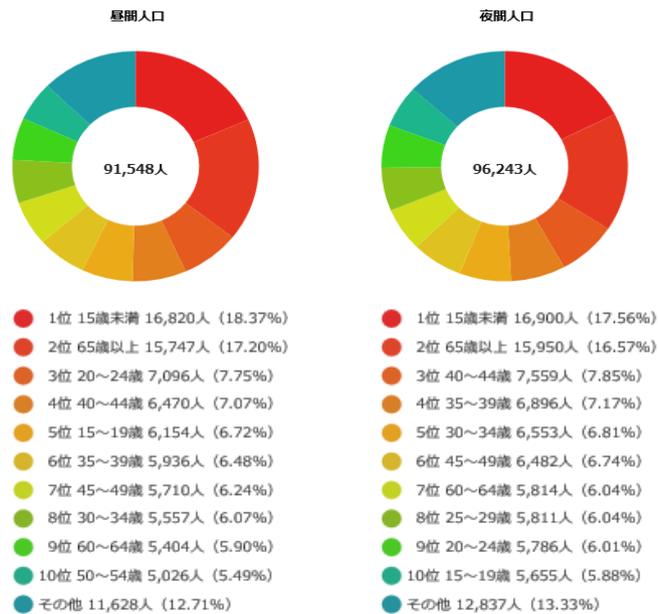


図 I-2-2-2 平成 22 年（2010 年）→平成 27 年（2015 年）の男女別年齢階級別人口移動

（出典：宜野湾市公共施設等総合管理計画）

宜野湾市の昼夜間人口比率（2015年）は、95.1%であり、100%を下回ることから、日中は宜野湾市外へ通勤通学により流出が超過している状況です。年齢層別にみると、日中に宜野湾市内に常住する主な年齢層は、15歳未満（18.37%）、65歳以上（17.2%）と従属人口だけで約35%を占めます。また、40～44歳では昼夜ともに7%も超えており変動が少ないことがわかります。夜間も同様の特色があることから、市民の公園・市立グラウンド利用は、健康増進や児童生徒のスポーツ活動での利用ポテンシャルがあると考えられます。

なお、昼夜間人口比率とは、夜間人口100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を表します。



昼間人口の算出方法は「地域に常駐する人口」－「地域から通勤者又は通学者として流出する人口」＋「その地域へ通勤者又は通学者として流出する人口」

図 I-2-2-3 昼夜間人口（出典：RESAS、国勢調査）

## 2-2-2 イベント・競技大会等の開催状況

宜野湾海浜公園内施設および市立グラウンドでのイベント・競技大会の開催状況は、平成29年度は208件の開催実績があり、過去3か年で増加傾向にあります。平成29年度では競技大会が112件（全行催事の55.2%）、イベントが66件（同32.5%）と競技大会やイベントの開催件数が多いのに対し、行事や公共利用（健診等）とスポーツ合宿は非常に少ない状況です。

直近3か年の月別開催件数では、7月がイベントや競技大会のピーク期となっており、開催件数が多い月です。平成29年度は24件、平成28年度は21件、平成27年度は25件となっています。また、4月は公園全体を会場とする「琉球海炎祭」やトロピカルビーチの海開き等の例年開催のイベントがあり、イベント開催件数が多い月となります。一方、直近3か年にわたり1月から3月の3か月間はイベントや競技大会開催が少ない時期となっています。2月の1か月間は横浜DeNAベイスターズが春季キャンプで公園内主要施設や市立グラウンドを長期予約しており、他の行催事の開催に影響しています。

また、行催事の開催が多い施設としては、市立体育館（平成27年度74件、平成28年度75件、平成29年度75件）であり、次いで宜野湾海浜公園（多目的広場等）となっています。一方で、稼働率が低い施設は、ビーチ（平成29年度3件）と宜野湾海浜公園屋外劇場（平成29年度9件）となっています。また、市立グラウンドは、平成27年度が13件、平成28年度が14件、平成29年度は18件とやや増加傾向にあるものの、依然として利用が低迷している状況です。

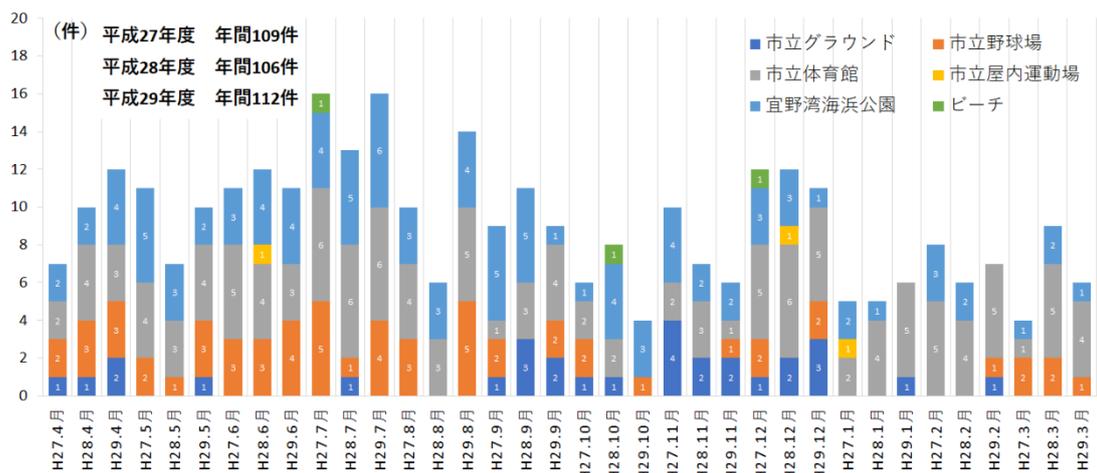


図 I-2-2-4 競技大会の開催状況

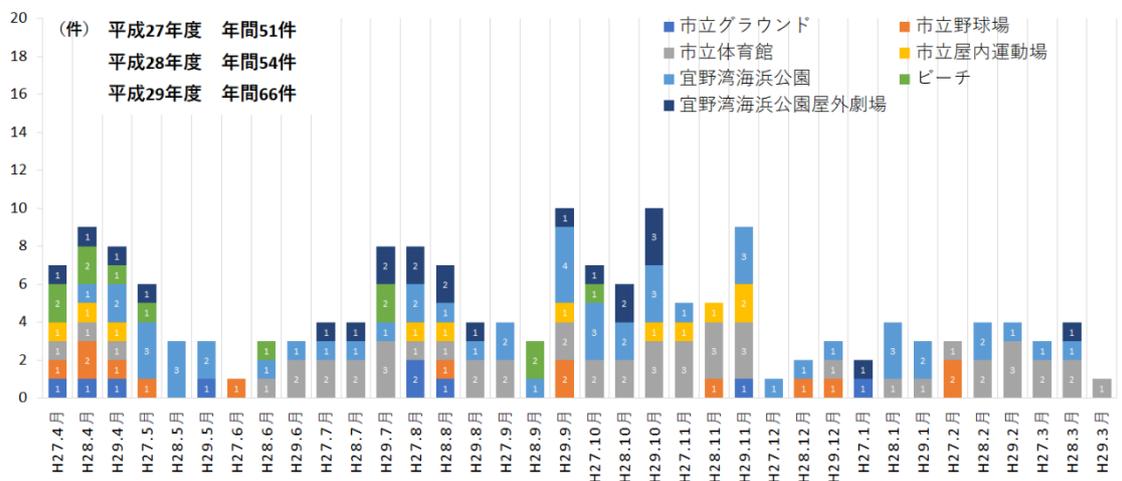


図 I-2-2-5 イベントの開催状況

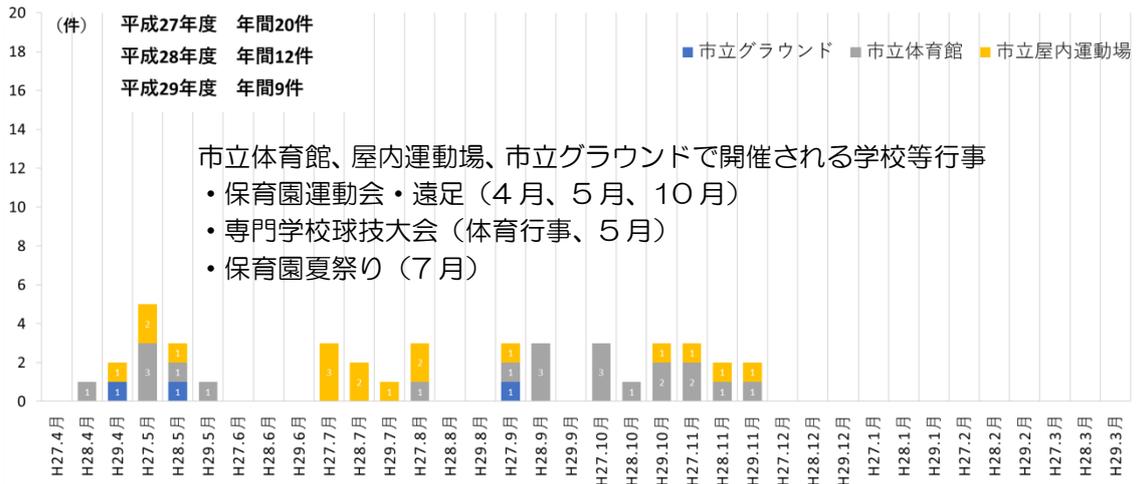


図 I-2-2-6 学校等行事の開催状況

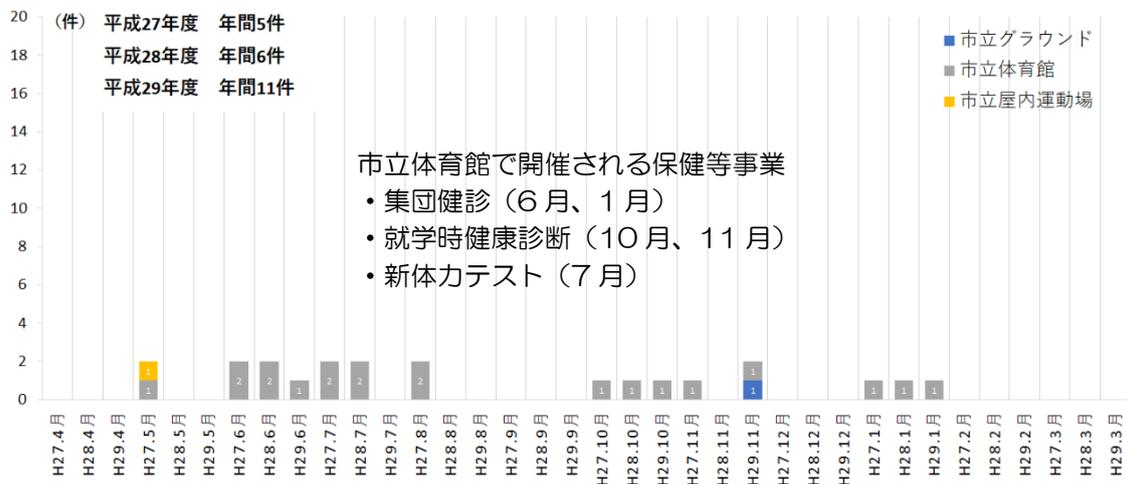


図 I-2-2-7 公共利用の開催状況

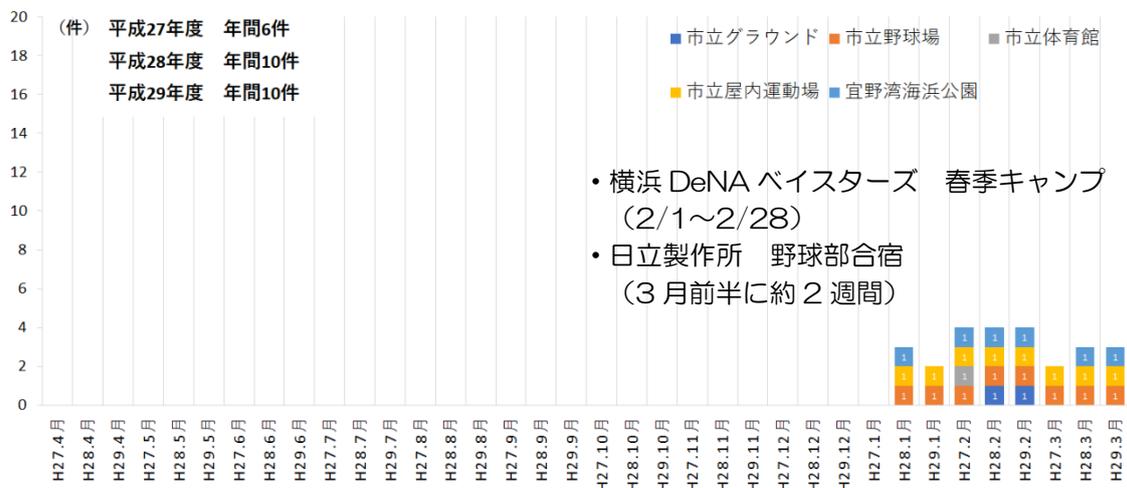


図 I-2-2-8 スポーツ合宿の開催状況

（出典：宜野湾海浜公園指定管理事業・年次事業報告書）

### 2-2-3 スポーツ合宿等の受入状況

スポーツ・コンベンション開催実績報告書（平成28年度版）によると、宜野湾市が受け入れるスポーツ合宿・自主トレーニング等の主な競技種目は「野球」が3件、「陸上競技」が1件、「サッカー」が1件となっています。市立野球場は、横浜 DeNA ベイスターズのキャンプ地の指定を受けており、例年、受け入れを行っています。

しかし、本島中部エリアの他の市町村に比べると、スポーツ合宿・自主トレーニングの受入件数は、平成25年度以降減少傾向になっています。

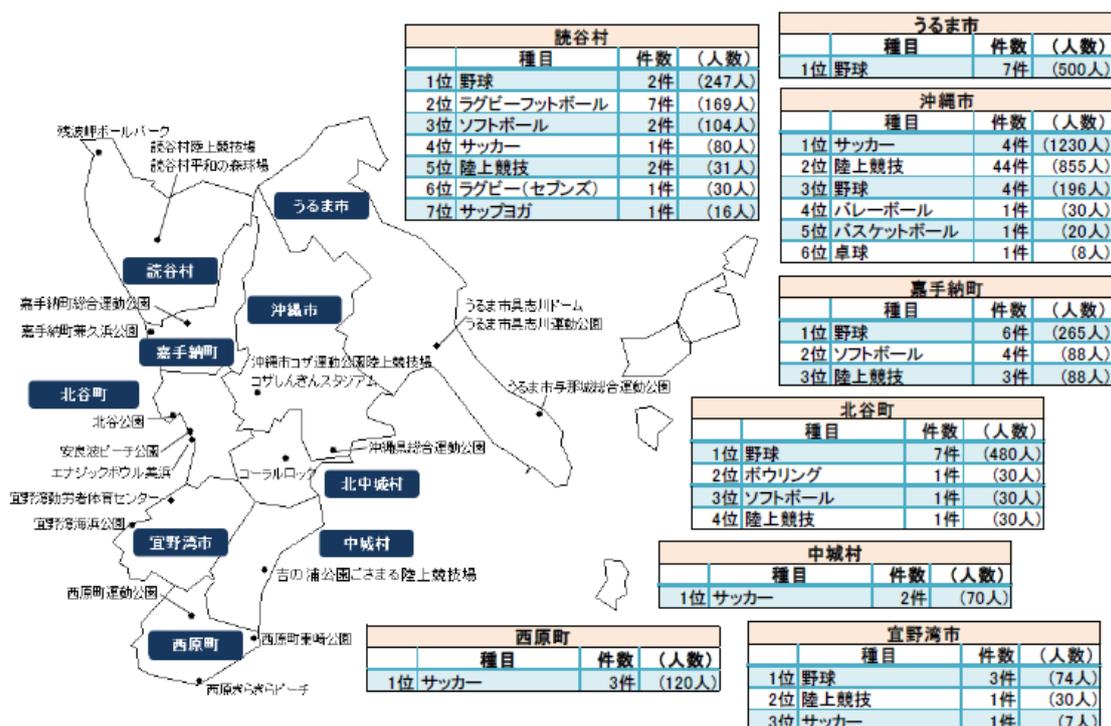


図 I-2-2-9 中部エリアのスポーツ合宿・自主トレーニングの受入状況

(出典：沖縄県スポーツ・コンベンション開催実績報告書)

2-2-4 各施設等の現状確認

(1) 宜野湾海浜公園施設、市立グラウンドの概要及び現状

① 宜野湾海浜公園の整備経緯等

表 I-2-2-1 宜野湾海浜公園整備の経緯

公園の整備の経緯	<p>1980年：緑のマスタープランにおいて「文化公園（カルチャーパーク）」という名称の総合運動公園の公園を整備することを位置づけた。 ：当時は、南部の急激な人口増加に対して都市公園整備が遅れていたため、真志喜地先を埋め立てて、運動公園の他ほか、マリナー、漁港等港湾用地、道路用地、学校用地、公共施設代替用地等の大規模な土地利用を生み出すことになっていた。</p> <p>1981年：「宜野湾海浜公園基本計画」を策定。宜野湾海浜公園用地のほか、港湾用地（マリナー）を含めた範囲を対象としていた。1987年に海邦国体の開催が決定しており、宜野湾市に振り分けられていた競技施設（バスケット、アーチェリー、ヨット等）の配置を中心として計画された。 ：公園内に「展示館用地」として位置づけられた機能は、後に沖縄コンベンションセンターとして整備されている。</p> <p>1984年：宜野湾海浜公園の基本設計を実施、現コンベンションセンターは、県において沖縄県民会館として沖縄県により設計が進められ、国からの指導で公園面積が15ヘクタール程度とされたため、野球場は別事業で整備とし、これらを除いた形でゾーニングの詳細検討が行われた。</p> <p>1986年：市立体育館整備 1987年：屋内運動場整備 ：宜野湾海浜公園開園、海邦国体開催</p> <p>1988年：テニスコート、噴水広場整備工事 1989年：植栽整備 1990年：屋外劇場整備 1991年：ビーチハウス整備 1992年：投球練習場、テニスコート更衣室、展望広場、ビーチハウス整備 1994年：ビーチデッキ、駐車場整備</p>
ゾーニング	<p>・臨海域と陸域の2つにゾーニング設定がされ、その間に築山・防潮林帯で緑の壁を作り、海風や塩害の影響を和らげるプランとなっている。</p>
現状	<p>・園内及び隣接、至近に宜野湾市立野球場、宜野湾市立グラウンド等が併設し、公園内には宜野湾市立体育館、庭球場と合わせ多様なスポーツ施設が集積するとともに、イベント会場となる屋外劇場や多目的広場、ビーチエリアを併設した多目的な公園となっている。</p>

(出典：国建50年史、公園台帳、宜野湾市公共施設等総合管理計画・白書編)

② 公園種別、都市計画決定経緯、供用面積等

- ・公園種別：運動公園
- ・都市計画決定経緯：
  - 計画決定（1984年8月14日告示、15.8ヘクタール）
  - 事業認可（1984年12月21日、1990年3月30日、1992年3月3日告示）
- ・開園面積：

表 I-2-2-2 開園面積

面積		法令
1987年10月1日	9.4ヘクタール	都市計画法（昭和43.6.15）
1989年4月1日	1.5ヘクタール	都市計画法（昭和43.6.15）
1990年7月1日	1.3ヘクタール	都市公園法（昭和31.4.21）
1991年4月1日	0.8ヘクタール	都市公園法（昭和31.4.21）
1992年4月1日	0.8ヘクタール	
1995年4月1日	1.7ヘクタール	

### ③現在の公園内施設の配置状況

現在の宜野湾海浜公園の施設配置は、整備中の（仮称）屋外運動場、投球練習場を含めると、以下の施設配置となります。

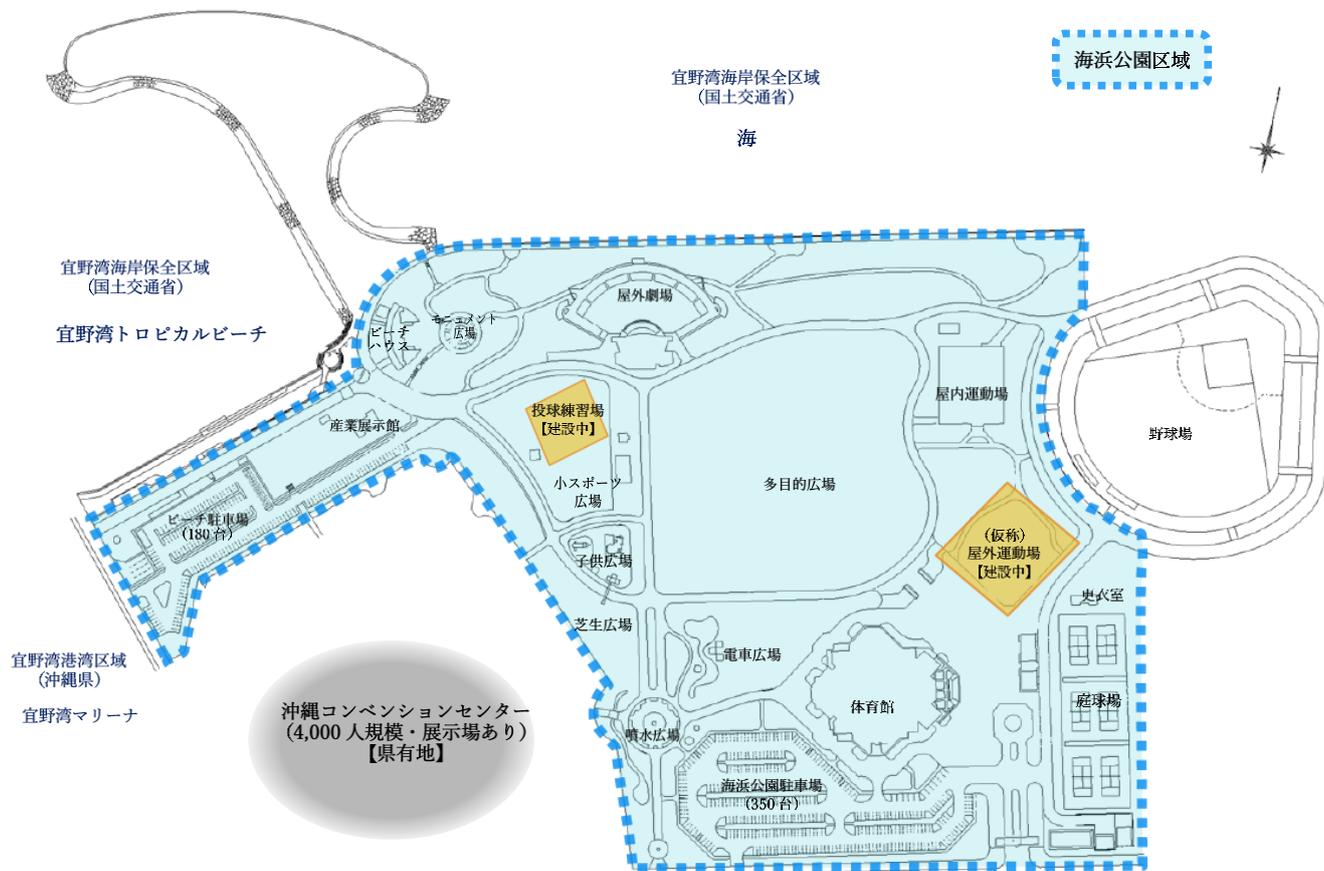


図 I-2-2-10 宜野湾海浜公園施設配置図

④現在の公園内建築面積

表 I-2-2-3 公園内施設の建築面積

海浜公園敷地面積(S)		158,000.00 m <sup>2</sup>					
NO.	建築物名称	管理施設	便益施設	休養施設	運動施設	教養施設	備考
1	管理棟	231.32					
2	体育館				4,480.71		
3	屋内運動場				△ 1,809.71		
4	屋外劇場					567.75	
5	便所(劇場南)		46.73				
6	便所(劇場北)		46.73				
7	屋外劇場観覧席					2,009.60	
8	屋外劇場ミキシング室					21.00	
9	ビーチハウス	440.58					
10	庭球場更衣室		98.70				
11	便所(小スポ広場)		104.40				
12	便所(中央広場)		104.40				
13	休憩室(中央広場)			69.84			
14	ポンプ室(噴水側)	19.63					
15	変電室(噴水側)	29.16					
16	東屋(ビーチ便所側)			9.00			
17	東屋(ビーチ駐車場側)			11.25			
18	東屋(海浜広場側)			11.25			
19	東屋(小スポ広場側)			13.16			
20	倉庫兼作業室	108.75					
21	便所(ビーチ駐車場側)		45.90				
22	産業展示館					203.70	
23	倉庫兼作業室	91.30					
24	倉庫(屋内運動場側)	84.50					
25	第二変電室	29.16					
26	倉庫(ビーチハウス側)	32.50					
27	(新)屋外運動場				4,275.45		
計		1,066.90 m <sup>2</sup>	446.86 m <sup>2</sup>	114.50 m <sup>2</sup>	8,756.16 m <sup>2</sup>	2,802.05 m <sup>2</sup>	
①管理施設 計		1,066.90 m <sup>2</sup>					
②便益施設 計			446.86 m <sup>2</sup>				
③管理・便益施設 計		1,513.76 m <sup>2</sup>					◎/S=0.96%
④休養・運動・教養施設 計				11,672.71 m <sup>2</sup>			
⑤休養・運動・教養・便益施設 計				12,119.57 m <sup>2</sup>			
合計		13,186.47 m <sup>2</sup>					
建蔽率の現状							備考
① 公園施設全体の建蔽率		8.35% (13,186.47 m <sup>2</sup> ÷ 158,000 m <sup>2</sup> × 100)					
② 管理・便益施設の現況建蔽率		0.96%					建蔽率2%
③ 休養・運動・教養施設等の現況建蔽率		7.39%					特例建蔽率+10%
現状における建蔽率規定による残・整備可能建築面積							備考
④ 管理・便益施設の整備可能最大面積(ex. トイレ・立体駐車場、管理棟等の拡充整備が可能)		1,646.24 m <sup>2</sup> (158,000 m <sup>2</sup> × 2% - 1,513.76 m <sup>2</sup> )					建蔽率2%まで
⑤ 休養・運動・教養施設の現況建蔽率(ex. 東屋・屋内スポーツ施設等の拡充整備が可能)							
・④の面積を整備した場合		4,127.29 m <sup>2</sup> (158,000 m <sup>2</sup> × 10% - 11,672.71 m <sup>2</sup> )					建蔽率10%までの残
・④の追加整備を行わない場合		5,773.53 m <sup>2</sup> (158,000 m <sup>2</sup> × 12% - 13,186.47 m <sup>2</sup> )					建蔽率12%までの残
(残・整備可能面積をすべて休養・運動・教養施設に充てる場合)							
公募設置管理制度(*)導入の場合の特例建蔽率による整備							備考
⑥ 公募対象公園施設の整備可能最大面積(ex. 屋内遊戯施設、カフェ・レストラン、トイレ、立体駐車場等の設置が可能)							
・市が建築物の拡充整備を行わない場合		5,773.53 m <sup>2</sup> (158,000 m <sup>2</sup> × 12% - 13,186.47 m <sup>2</sup> )					再整備に当たり、市が建築物を追加整備をx%した場合、12%-x%の整備が可能。市が12%まで整備した場合は特例は使えない。
・別途、市が管理・便益施設の整備を2%まで行う場合(ex. 立体駐車場等を市が整備)		4,127.29 m <sup>2</sup> (158,000 m <sup>2</sup> × 10% - 11,672.71 m <sup>2</sup> )					
* 公募設置管理制度に基づき整備する場合は、③の公園施設に加え、遊戯施設、便益施設、展望台・集会所が特例建蔽率の対象となり、合計+10%まで整備可能。(なお、壁を有しない屋根付き広場など開放性を有する建物の場合は、さらに10%の上乗せが可能)							

表 I-2-2-4 施設概要（建築物）

区分	宜野湾海浜公園				
施設名称	市立体育館		市立屋内運動場	宜野湾海浜公園屋外劇場	
施設種別	運動施設		運動施設	教養施設	
建築面積	4,480.71 m <sup>2</sup> （うちアリーナ 1,917 m <sup>2</sup> 51m×39m）		1,809.71 m <sup>2</sup> （うちアリーナ 40m×40.5m）	2,598.35 m <sup>2</sup> （ミキシング室とも）	
建物所有状況	市所有		市所有	市所有	
建物の構造 （棟別）	<b>【体育館】</b> 鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階 1986年建設 建築面積 4,409 m <sup>2</sup>	<b>【倉庫】</b> 鉄骨造 地上1階 1992年建設 建築面積—m <sup>2</sup>	<b>【厚生室】</b> 軽量鉄骨造 地上1階 2005年建設 建築面積—m <sup>2</sup>	<b>【市立屋内運動場】</b> 鉄骨造 地上1階 1987年建設、2020年撤去予定	<b>【宜野湾海浜公園屋外劇場】</b> 鉄筋コンクリート造 地上1階 1991年建設
観客席(席)	1,500（うち固定席 1,212、移動席 288）		なし	固定席 2,500、立見席 1,500 人分	
主な付属施設	トレーニング室、会議室、管理事務所、更衣室、放送施設、シャワー室		管理人室、ロッカールーム、倉庫	ステージ、楽屋 A～D、ミキシング室	
駐車台数(台)	宜野湾海浜公園駐車場 350（うち身障者用 3）				
外観					

	宜野湾海浜公園				市立グラウンド
施設名称	ビーチハウス	宜野湾海浜公園庭球場	産業展示館	(仮称)屋外運動場【建設中】	
施設種別	管理施設	運動施設	教養施設	運動施設	—
建築面積	440.58 m <sup>2</sup>	コート面積 4,766 m <sup>2</sup> (119.3m×39.9m)	203.70 m <sup>2</sup>	4275.45 m <sup>2</sup> （うちアリーナ 56m×56m）	1,100.00 m <sup>2</sup>
建物所有状況	市所有	市所有	市所有	市所有	市所有
建物の構造 （棟別）	<b>【ビーチハウス】</b> 鉄筋コンクリート造 地上1階 1992年建設	<b>【宜野湾海浜公園庭球場】</b> 1998年建設	<b>【産業展示館】</b> 鉄筋コンクリート造 地上1階 1999年建設	<b>【(仮称)屋外運動場】</b> 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 地上1階	<b>【市立グラウンド】</b> 鉄筋コンクリート造 地上2階 1981年建設
観客席(席)	なし	なし	なし	なし	スタンド席 1,200
主な付属施設	なし	更衣室	なし	事務室、トレーニング室、シャワー室、ロッカー室、研修室	会議室、管理事務所、更衣室、放送施設
駐車台数(台)	ビーチ駐車場 180	宜野湾海浜公園駐車場 350(うち身障者用 3)	ビーチ駐車場 180	宜野湾海浜公園駐車場 350(うち身障者用 3)	73（うち身障者用 6）
外観				*イメージ 	

## (2) 各施設の利用状況

宜野湾海浜公園施設及び市立グラウンドの過去3か年の利用実績をみると、年間利用者総数は、50万人前後で推移していますが、年間利用料金収入総額は増加傾向にあります。

平成29年度の年間利用者総数は、平成28年度よりも127,332人利用者数が減少していますが、年間利用料金収入は、平成28年度134,100千円に比べて、平成29年度は144,954千円と1.08倍に増加しています。体育館での大会開催や団体の利用、ビーチでの団体利用等（バーベキュー）が増えたことが、利用料金収入増加の主な要因となっています。

月別利用者数（過去3か年）をみると、ビーチハウスが7月から9月にかけての海水浴シーズンに他施設の7から10倍も多くなっています。市立体育館は年間を通して1万人前後の利用者数を維持しています。また、市立野球場は横浜DeNAベイスターズのキャンプがある2月がピークとなっています。

月別利用料金収入（過去3か年）では、海水浴シーズンであり、バーベキュー施設の利用ができる6月から10月にかけてのビーチハウスの利用料金収入が、際立って高くなっています。

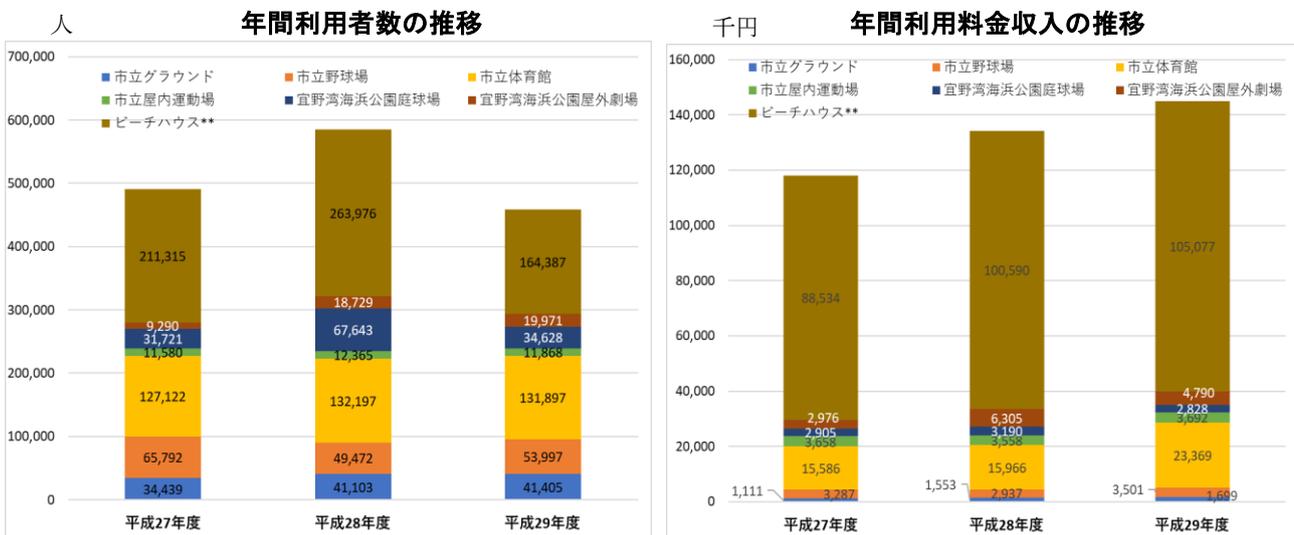
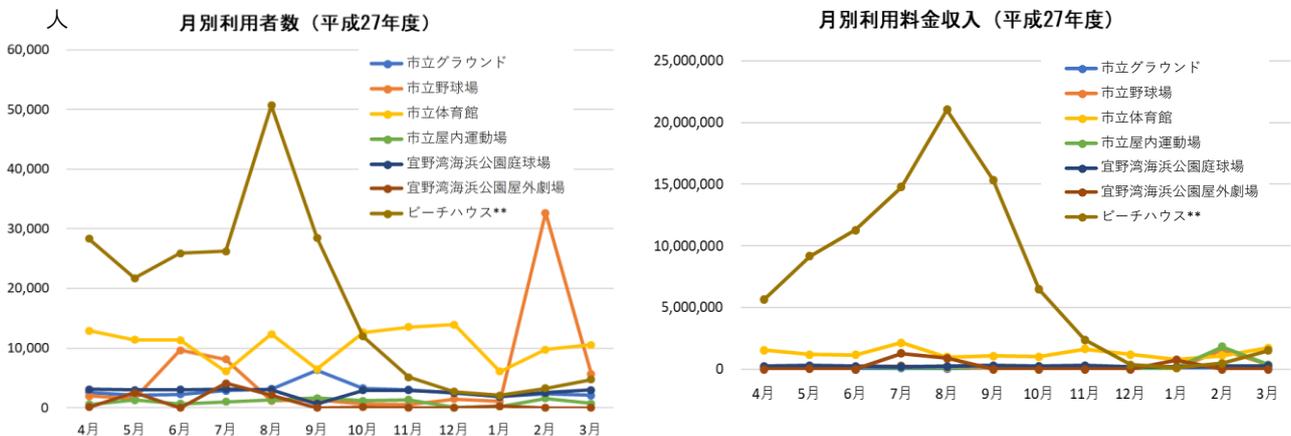


図 I-2-2-11 年間利用者数と利用料金収入の推移 (平成27～29年度)



※ビーチハウス\*\*は、トロピカルビーチの利用者数・利用料金収入を表しています。

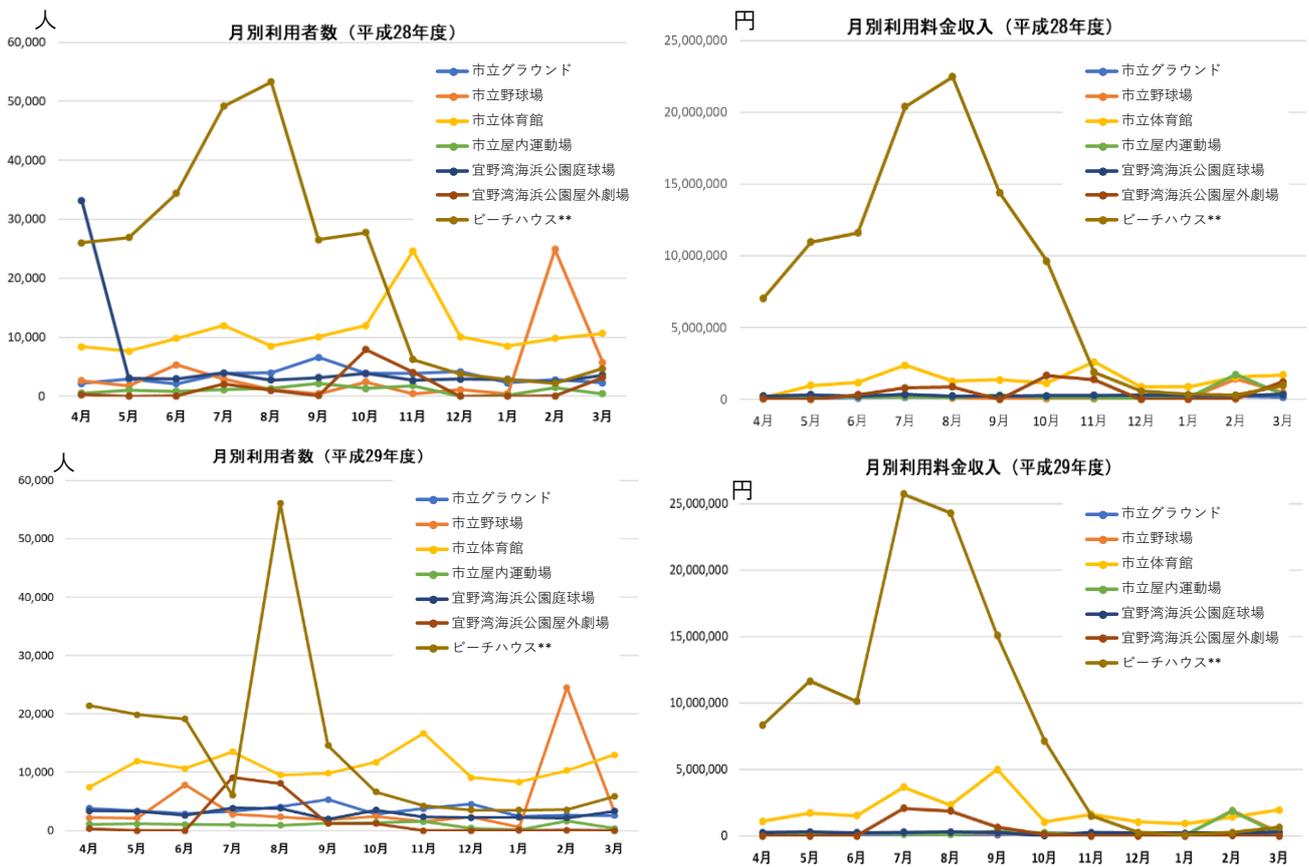


図 I-2-2-12 月別利用者数及び月別利用料金収入の推移（平成 27～29 年度）

（出典：宜野湾海浜公園指定管理事業・年次事業報告書）

（3）施設の維持管理・運営の状況

宜野湾海浜公園及び市立グラウンドは、いこいの市民パークとともに「宜野湾市都市公園条例、宜野湾市産業展示館の設置及び管理に関する条例、宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例」に基づき、指定管理者制度を導入しており、市に指定された民間事業者が維持管理・運営を行っています。

表 I-2-2-5 宜野湾海浜公園及び市立グラウンドにおける指定管理者制度の概要

項目	内容
指定管理期間	5年
指定手続 条例	宜野湾市都市公園条例 宜野湾市産業展示館の設置及び管理に関する条例 宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例
指定管理者の 募集目的	宜野湾市立総合運動場及び宜野湾海浜公園の施設を相互リンクさせることで、利用者の利便性を高めるとともに西海岸リゾート性を増大させる。 市内各所に点在する都市公園及びその他広場等の維持管理の質を向上させ、市民が気持ちよく利用できる公園を提供する。 適切な修繕・改修を行い指定管理区域内施設の老朽化に伴うライフサイクルコストを平準化できるように努める。 市産品等の普及促進に向けた宜野湾市産業展示館の管理運営業務を行う。
業務内容	許可業務 管理事務所窓口業務 清掃業務 警備業務 公園管理運営業務 総合運動場運営業務

指定管理者、観光農水課観光係へのヒアリングに基づいて、宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの

現在の管理運営面での課題について整理すると以下のようになります。

表 I-2-2-6 宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの管理運営面における課題

施設	課題
公園全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務所から発信できるよう園内各所にスピーカー等の音響設備が必要です。(例：駐車場の車両の移動や迷子の放送等)</li> <li>・イベントや大会の開催時は、駐車場の利用状況(稼働率)を一般利用者向けに周知する必要があります。</li> <li>・夏場は熱中症等で日中の利用者が少ないことから、木陰で休憩できる広場や東屋等の設置が必要です。</li> <li>・子ども用遊具が少ないため、遊具設備等の拡充が求められています。</li> </ul>
宜野湾市立体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週末に関してはほとんどが駐車場不足の状態であることから、現在の350台(宜野湾海浜公園)より多くの駐車台数を確保する必要があります。</li> <li>・また、駐車場から野球場までが遠いこと、新屋外運動場でのイベント搬入車両の動線を確保するために、駐車場の配置の見直しが求められています。</li> </ul>
宜野湾市立屋外劇場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場から距離があり、また、イベント開催時は駐車場不足になるため、駐車スペース不足への対応や動線の見直しが必要です。</li> <li>・施設老朽化への対応が必要です。</li> </ul>
宜野湾市立海浜公園庭球場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂入り人工芝のベースライン付近の劣化が進行し、降雨後の水はけが悪いため、人工芝の張替が必要な状況です。</li> </ul>
トロピカルビーチエリア(海浜広場、ビーチハウス、産業展示館、ビーチ駐車場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチ遊泳期間中は駐車スペースが慢性的に不足しており、拡張等の対応が必要です。</li> <li>・緑陰や休憩所が不足しており、日陰で憩えるスペースの整備が必要です。</li> <li>・駐車場からビーチまでの動線上や園路に段差があるため、バリアフリー対応が求められています。</li> </ul>
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場が不十分であるため、公園近隣の路上駐車、民間施設への長時間駐車等が懸念されます。</li> <li>・大規模イベント後は長期の芝生の養生期間を設けられず、芝の損傷が進行しています。</li> <li>・イベント開催時は、イベントに必要な車両を園路に寄せて駐車しているため、広場隣接の駐車スペースの確保が必要です。</li> <li>・夜間の利用時の照度が不十分であるため、照明施設設置の必要があります。</li> <li>・急な雨天時に避難できる東屋等施設の必要があり、広場周辺に設置する必要があります。</li> </ul>
スケートボードエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内広域で滑っていたために、一般利用者からの苦情が多かったことから、駐車場付近の場所を提供しています(日中10名程度利用)。公園再編整備の際は、利用者数との兼ね合いで、スケートボード専用施設の導入検討が必要です。</li> </ul>
池・流れ及び噴水広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池の水は湧水を利用しており、池の他に球場・屋外トイレ(手洗い場以外)・園内各所散水栓・ビーチトイレ等にも供給しています。夏場の暑い干ばつ時には池へ安定供給できないため、湧水を利用した親水広場等の設置は困難です。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサートや大会開催時、横浜DeNAベイスターズキャンプ期間中は駐車場が満車になり、一般利用者の駐車スペース不足が生じています。</li> <li>・駐車場の構造上、場内を周回しづらいため配置の見直しが必要です。</li> <li>・はごろも祭りでは、公園内駐車場は来場者用、市立グラウンドは関係者用に分けて、公園内駐車場を全面的に開放しています。また、周辺民間駐車場(ゼビオは店舗利用者と共有、アメリカンエンジニアリングは約100台)を臨時駐車場とし、対応していますが、混雑は解消されていません。(観光農水課)</li> <li>・常時、公園周辺への通勤者が駐車していることが駐車場不足を悪化させているため、有料化を図るべきだとの意見が出ています。</li> </ul>
宜野湾市立グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタンドに日陰が無いために、利用者が少ない状況であるため、日よけの設置等が求められています。</li> <li>・住宅地に隣接していることから、照明の照度や音響設備の使用時に注意が必要です。</li> </ul>

## 2-3 市民意向調査

### 2-3-1 調査概要

調査概要は以下となります。

表 I-2-3-1 調査対象等

調査対象	16歳以上の無作為に抽出した市民1,500名 ※各地区ブロックの年齢層別人口比率等に合わせ、北：277名、西：525名、南：563名、東：135名に配布
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	2018年9月～10月
配布数	1,500票
回収率	386票(25.7%) ※地区ブロック別の回収状況は、以下のようになっています。 北：75通/277通(回収率27.1%)、西：136通/525通(回収率25.9%) 南：145通/563通(回収率25.8%)、東：30通/135通(回収率22.2%)

### 2-3-2 調査結果の概要

#### (1) 宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの利用状況について

##### ① 利用状況

宜野湾海浜公園の利用有無については、「利用したことがある」が8割を超え、ほとんどの市民が利用しています。一方、市立グラウンドでは、「利用したことがある」が4割程度と半数以下の利用となっています。

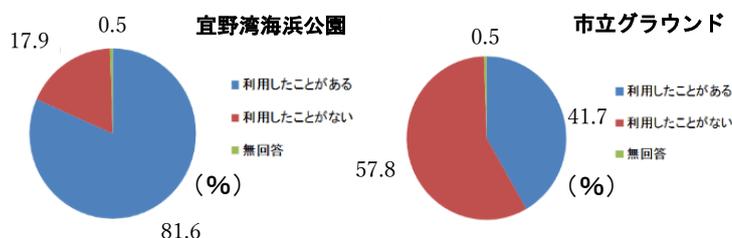


図 I-2-3-1 利用の有無

##### ② 主に利用されている施設

宜野湾海浜公園では、「トロピカルビーチ」の利用が最も多く、次いで「多目的広場」、「ビーチハウス(管理棟・トイレ・シャワー)」、「市立体育館」となっており、行催事の開催が多い施設が、市民の主な利用施設となっています。年齢別では、30代以下では、「ビーチハウス」が多い一方で、50代や60代では、「多目的広場」の利用が多くなっています。市立グラウンドでは、「競技トラック」と「芝(インフィールド)」の利用がありますが、会議室利用はほとんどありません。

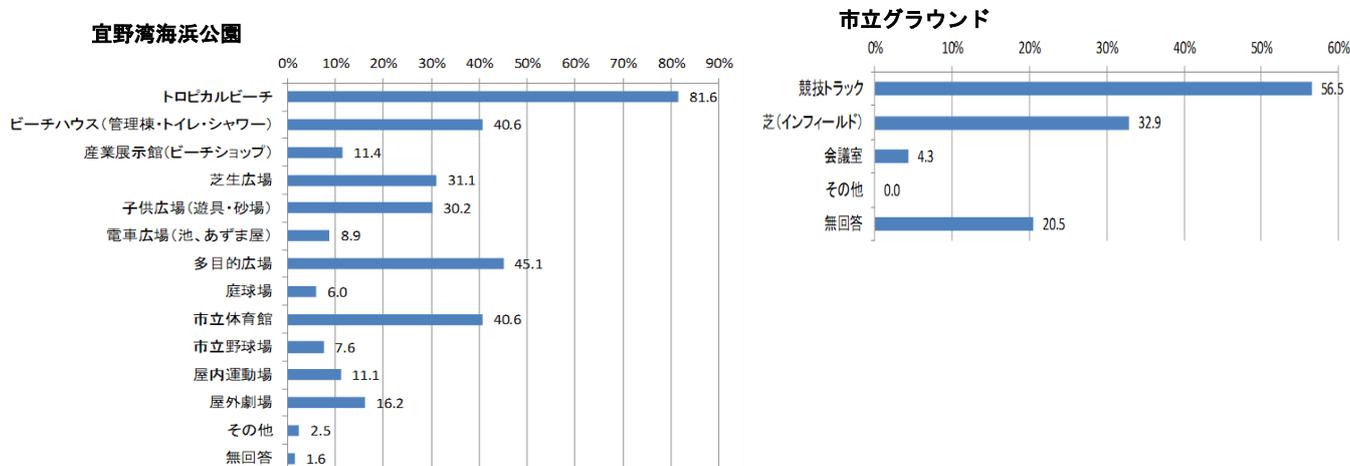


図 I-2-3-2 主な利用施設

### ③利用目的について

宜野湾海浜公園の利用目的は、「仲間との交流・遊びのため」、「行事・イベント参加のため」、「余暇・レクリエーションのため」が多くなっています。

これに対して、市立グラウンドの利用目的では、「行事・イベント参加のため」のほか、「健康づくりのため」と「スポーツ技術の習得や向上のため」が多くなっています。

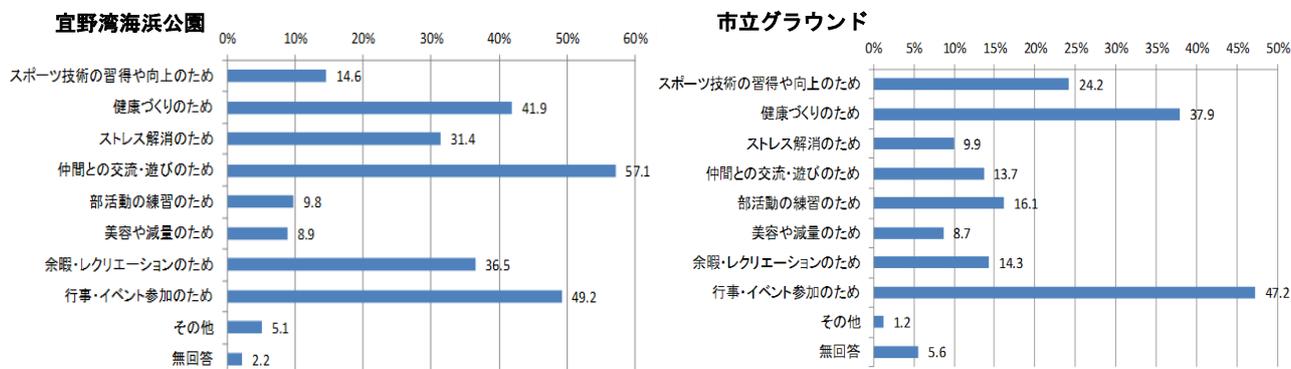


図 I-2-3-3 主な利用目的

### ④利用頻度と利用時間帯について

宜野湾海浜公園の利用頻度では、「年に数回程度」が7割を超え、主な利用時間帯は、「土日祝・午後」が最も多く、次いで「土日祝・午前」と「平日・午後」が続き、週末利用が多い状況です。利用目的（仲間との交流・遊びのため、行事・イベント参加のため）や主な利用施設（ビーチ、多目的広場）の状況から、週末のレジャー等利用の多い公園であると考えられます。

市立グラウンドの利用頻度では、「年に数回程度」が8割程度であり、主な利用時間帯は、「土日祝・午後」が最も多く、次いで「土日祝・午前」と「平日・午後」の順に多く、平日・週末ともに午後の利用が多い結果となっています。

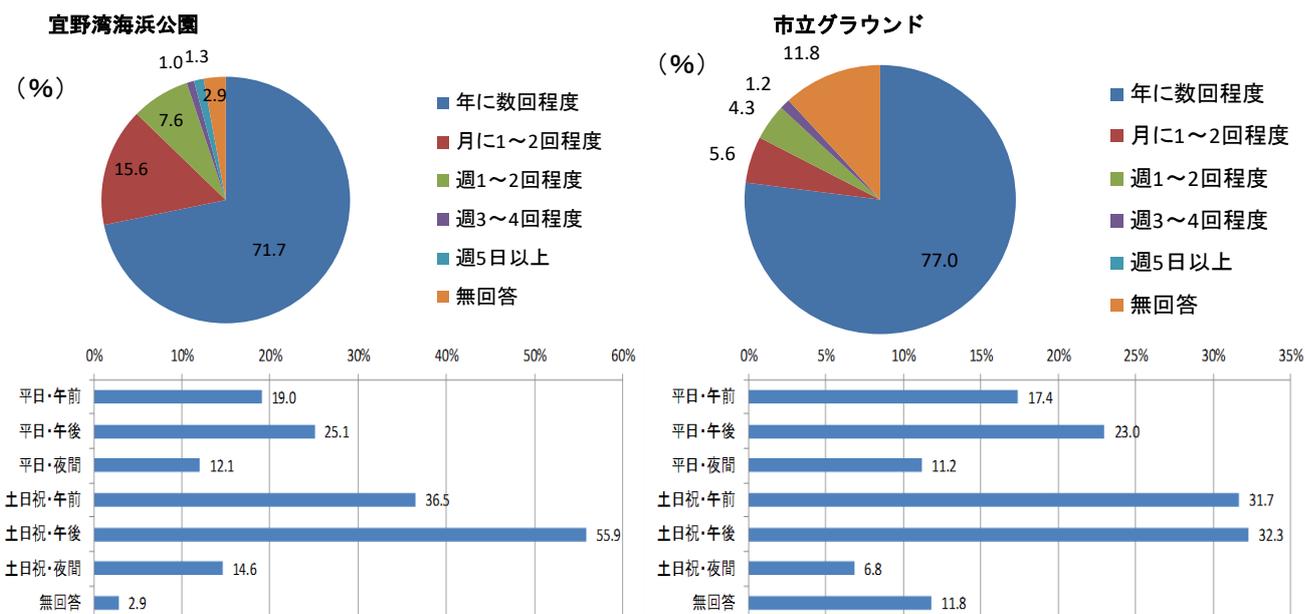


図 I-2-3-4 利用頻度と主な利用時間帯

## ⑤ 主な交通手段について

主な交通手段について、宜野湾海浜公園、市立グラウンドともに「自家用車（車での送迎を含む）」での利用が8割程度となっており、再整備に関する意見（自由回答）で駐車場不足への対応を求める意見が多くありました。

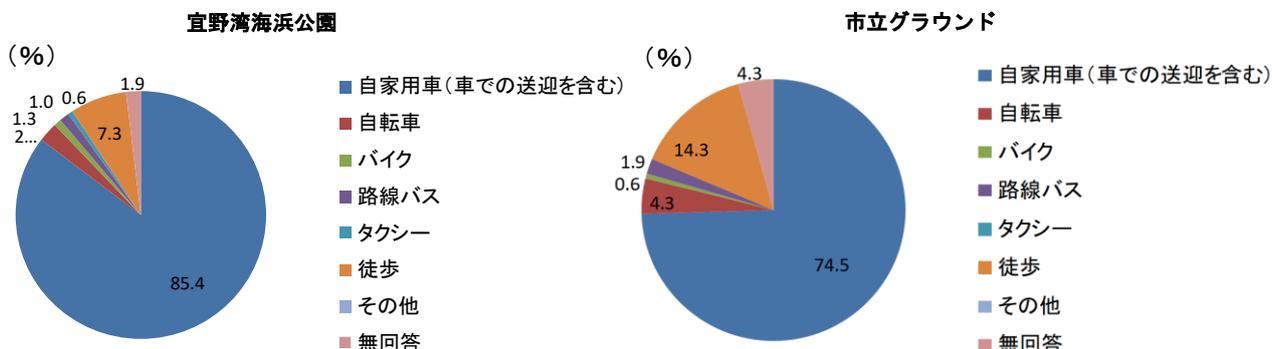


図 I-2-3-5 主な交通手段

## (2) 宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの整備について

### ① 宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの整備イメージについて

整備のイメージについて、「スポーツや健康づくりを楽しむ運動公園」、「木陰やベンチでくつろげる公園（特に60代以上）」、「市民が気軽に集える施設がある公園」、「海辺で自然体験ができる公園」、「遊具があり子どもが楽しめる公園（特に30代）」、「イベント開催可能な広場のある公園（特に20代）」が多くありました。

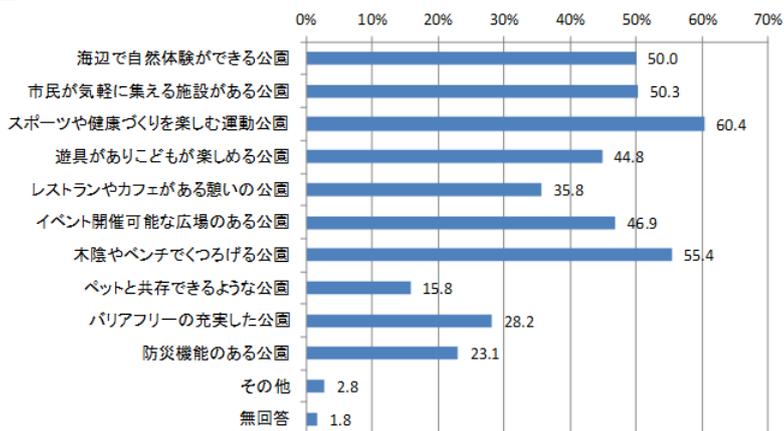


図 I-2-3-6 整備イメージ

### ② ほしい施設・機能について

ほしい施設・機能について、「ウォーキング・ジョギングコース」、「カフェ（特に20代）」、「キッズパーク（子ども複合遊具、特に30代）」、「コンビニエンスストア」の順で回答が多くなっています。

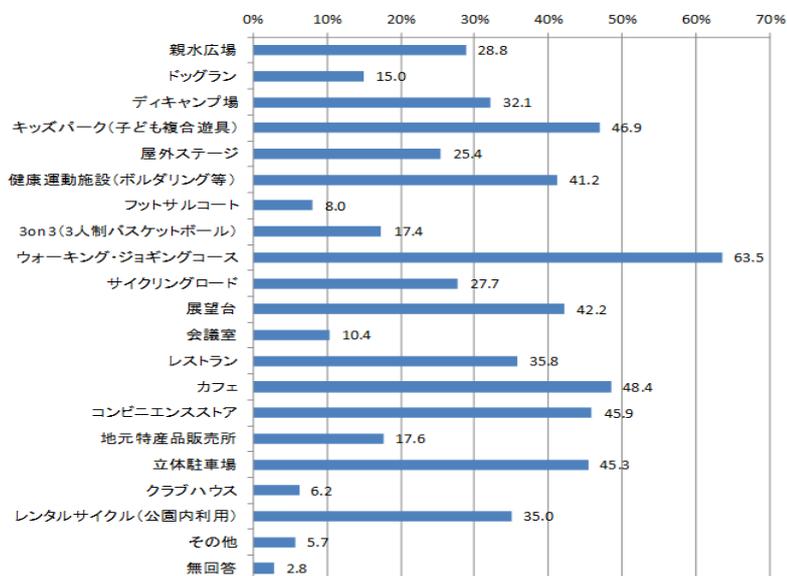


図 I-2-3-7 ほしい施設・機能

### ③市立グラウンド（陸上競技場）の整備位置

市立グラウンドの整備一について、「現位置での整備」が6割程度となっています。

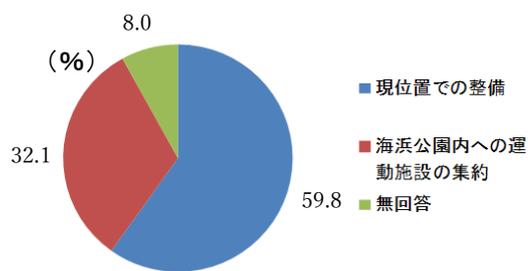


図 I-2-3-8 市立グラウンドの整備位置

### ④再編整備の考え方について

再整備の考え方について「駐車場の拡充が必要だ」、「海岸沿いの遊歩道から海が眺望できる方が良い」、「公園内をスポーツエリア、イベントエリア、キッズ・エリア、健康遊具エリア等とエリア分けした整備が良い」、「再編整備に係る財政負担はできるだけ少ない方が良い」、「民間収益サービス（飲食・物販・体験プログラム等）の導入による公園内施設の有効活用が必要だ」等、肯定的な意見が多い一方で、「利用料金が高くなっても設備や機能が充実したグラウンド（陸上競技場）を整備してほしい」、「陸上競技に特化した公認グラウンドを整備してほしい」、「公園内施設はシンボリックな外観が良い」は比較的評価されていません。

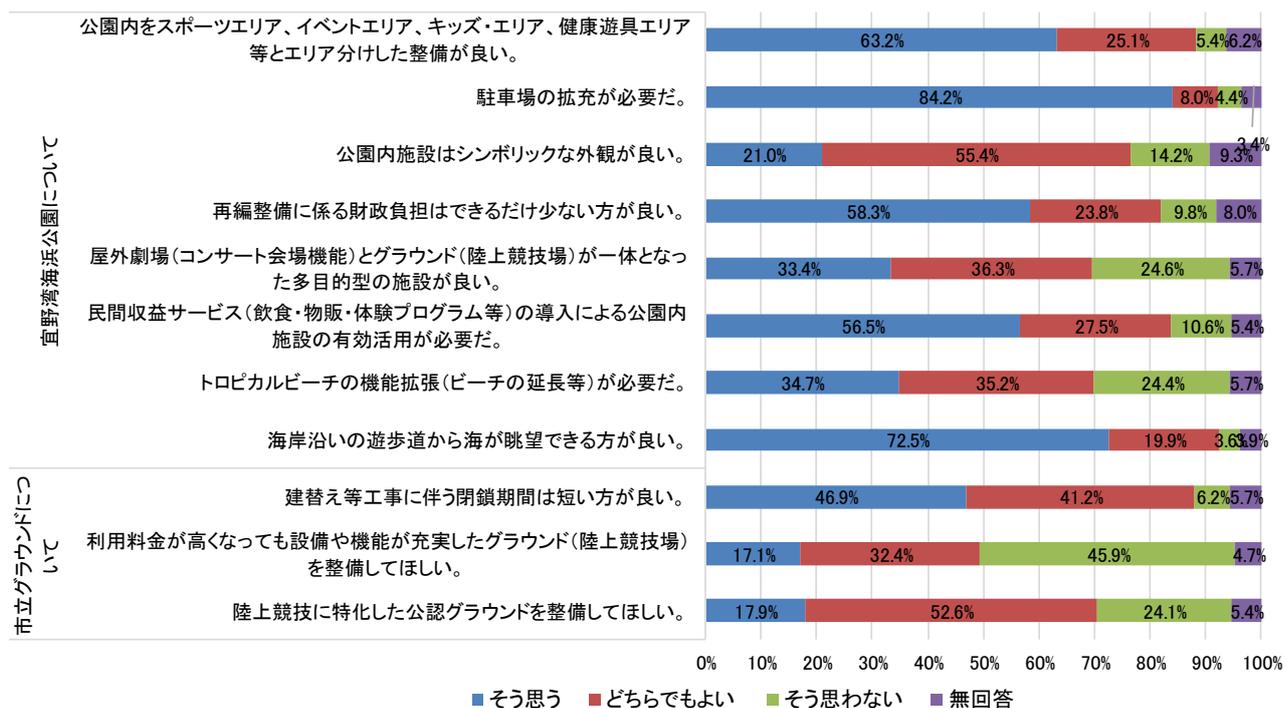


図 I-2-3-9 再編整備の考え方

(3) 運動施設に求める機能や地域への効果について

①あると便利な施設について

「更衣室・ロッカー」、「休憩・談話スペース」、「温浴施設」の希望が多く、運動施設に、市民同士の交流機能を期待する意見があります。

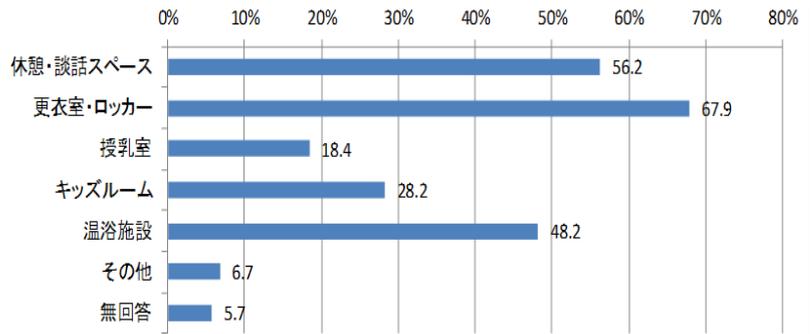


図 I-2-3-10 あると便利な施設

②運動施設の整備による地域への効果について

「市民の健康増進」が特に多く、市民の日常的な利用を可能とする設備・機能の導入が求める意見が多くなっています。

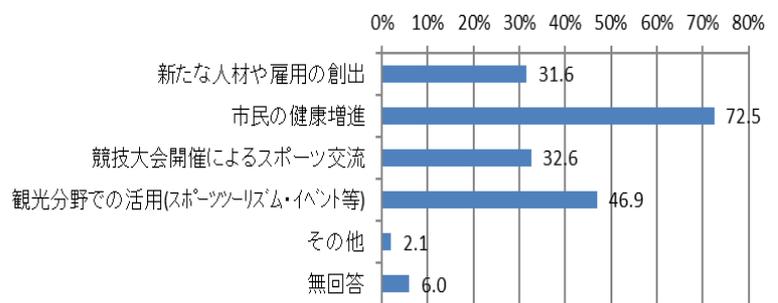


図 I-2-3-11 運動施設整備により期待する地域効果

## 2-4 施設利用者調査

### 2-4-1 調査概要

調査概要は以下となります。

表 I-2-4-1 調査対象等

調査対象	施設利用者（市内・市外）
調査方法	Web アンケート（QRコード読取式）、日本語・英語
調査時期	2018年9月13日から10月9日まで
回収数	502票
周知方法	<p>宜野湾海浜公園内の各施設（体育館、東屋、ビーチハウス、産業展示館）、及び市立グラウンドにポスター掲示やチラシ配布による周知を行った。</p> <p>また、宜野湾海浜公園及び市立グラウンドにて実査（平日・土日の7日間）を行った。</p>



### 2-4-2 調査結果の概要

#### (1) 宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの利用状況について

##### ① 主な利用目的と施設

###### 【宜野湾海浜公園】

主に利用する施設・諸室はトロピカルビーチの利用が最も多く、利用目的は「行事・イベント参加のため」や「余暇・レクリエーションのため」、「仲間との交流・遊びのため」が多い結果となっています。利用時間帯は全体的に「土日祝」の回答が多いことから、週末に家族や友人、知人同士で余暇やレクリエーション（バーベキュー等）、行事、イベント等の利用が多いことがわかります。

また、「トロピカルビーチ」以外によく利用する施設・諸室は、「多目的広場」や「市立体育館」の回答が多くあります。特に、利用目的として「健康づくりのため」と多く答えた年代は50代以上であり、利用頻度についても週3～4回、平日・午前と午後に利用の回答が多いことから、健康づくりができる運動施設へのリピーターがいると考えられます。

市外・県外・海外利用者では、「行事・イベント参加のため」と「余暇・レクリエーションのため」の利用目的が圧倒的に多くなっています。

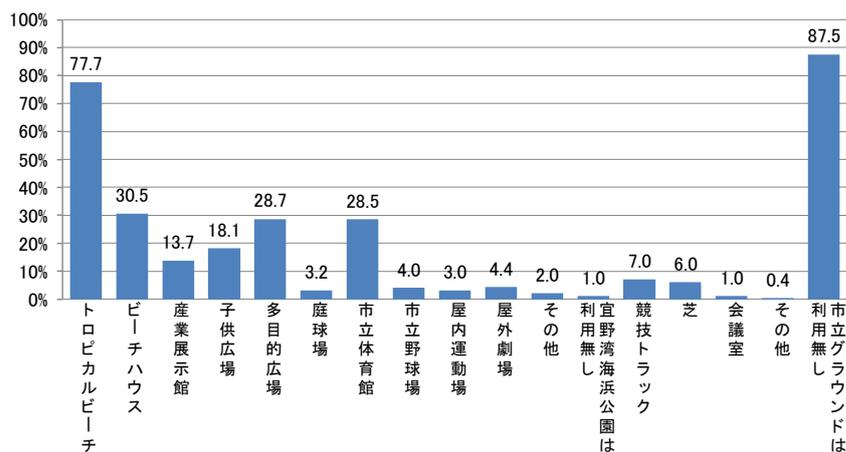


図 I-2-4-1 主な利用施設・諸室

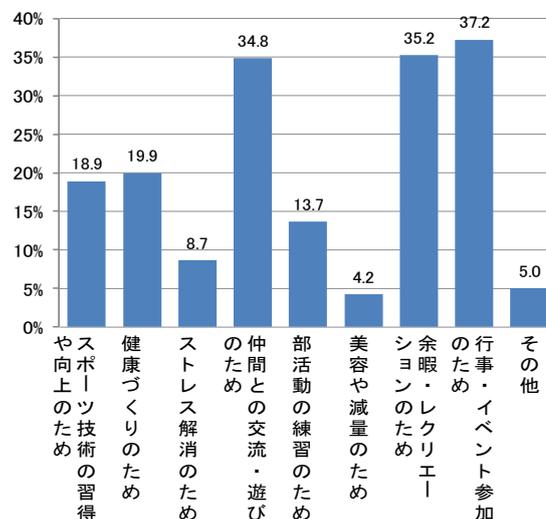


図 I-2-4-2 主な利用目的

### 【市立グラウンド】

「競技トラック」や「芝（インフィールド）」を主に利用するとの回答は全体の1割程度にとどまっており、老若男女・市内外ともに市立グラウンドを利用する人は全体のうちわずかです。

利用目的と利用頻度については、「スポーツ技術の習得や向上のため」や「健康づくりのため」、「部活動の練習のため」、「ストレス解消のため」等の回答があり、「技術向上のための通常練習」と「健康づくり」のために、10代では学校を終えた後、40代では休日の利用（ウォーキング等）が見られます。

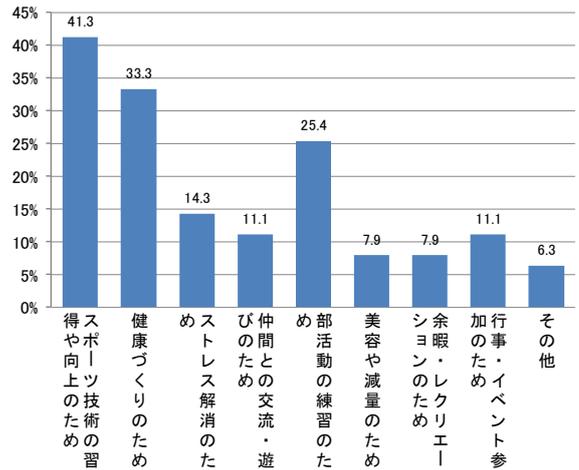


図 I-2-4-3 主な利用目的

## (2) 宜野湾海浜公園の整備について

### ①設備の評価について

駐車場の利用しやすさについては、市民利用者の4割が不満を感じています。

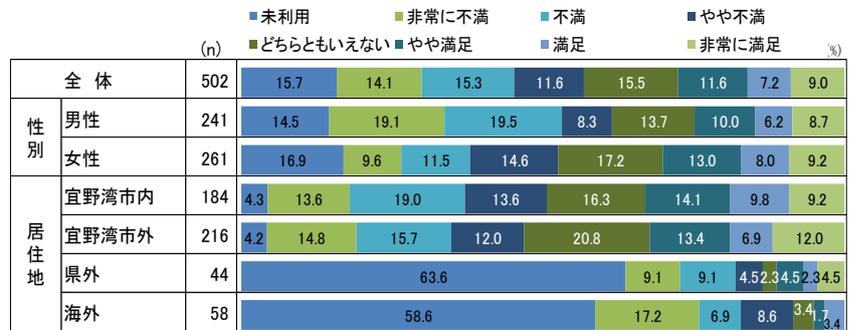


図 I-2-4-4 駐車場の満足度

トイレの使いやすさについては、全体的に不満足傾向にあります。特に、県外・海外利用者からは「非常に不満」の回答が多くなっています。

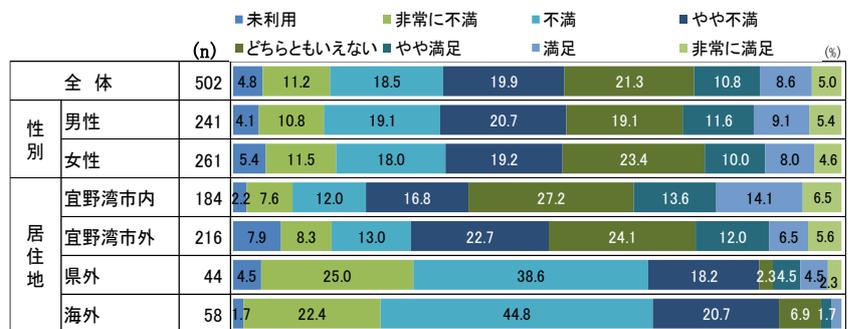


図 I-2-4-5 トイレ使いやすさの満足度

公園の案内表示については、全体的にはやや不満を感じています。特に、海外利用者は「不満」の傾向が高くなっています。



図 I-2-4-6 案内表示の満足度

施設の明るさ（照明）については、「未利用」の回答が多くなっています。照明設備の整備については、公園内のゾーニングと機能（運動施設、余暇・レクリエーション、イベント、駐車場等）を鑑みて、設置場所や必要な照度について検討する必要があります。

	(n)	満足度								
		未利用	どちらともいえない	非常に不満	不満	満足	やや不満	非常に満足	満足	
全体	502	15.1	3.0	6.4	13.5	24.7	15.3	14.1	7.8	
性別	男性	241	17.0	2.5	7.5	12.9	24.5	15.8	12.9	7.1
	女性	261	13.4	3.4	5.4	14.2	24.9	14.9	15.3	8.4
居住地	宜野湾市内	184	10.3	3.8	10.9	26.1	16.3	21.2	9.8	
	宜野湾市外	216	14.8	2.3	5.1	12.0	25.9	19.0	11.6	9.3
	県外	44	18.2	2.3	11.4	15.9	31.8	6.8	11.4	2.3
	海外	58	29.3	10.3	15.5	25.9	10.3	5.2	3.4	

図 I-2-4-7 施設の明るさ（照明）の満足度

② ほしい施設・機能について

宜野湾海浜公園の整備に伴いほしい施設・機能については、全体的に「コンビニエンスストア」、「カフェ」が多く、飲食・物販施設が最も求められています。また、立体駐車場を望む意見が多くなっています。

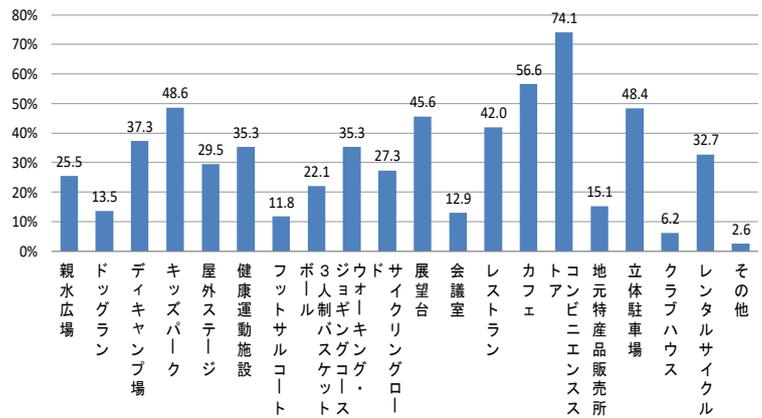


図 I-2-4-8 ほしい施設・機能

10代～20代の若年層が求める施設・機能は、「展望台」、「野外ステージ」となっており、宜野湾海浜公園の立地を活かしたサンセットや海岸線が眺める展望台、イベントが開催できる施設整備ニーズがあります。また、50代以上は「ウォーキング・ジョギングコース」の設置を求める意見が多くなっています。

10代～20代の若年層が求める施設・機能は、「展望台」、「野外ステージ」となっており、宜野湾海浜公園の立地を活かしたサンセットや海岸線が眺める展望台、イベントが開催できる施設整備ニーズがあります。また、50代以上は「ウォーキング・ジョギングコース」の設置を求める意見が多くなっています。

## 2-5 事業者・業界団体ヒアリング

### 2-5-1 宜野湾海浜公園施設及び市立グラウンドに関するヒアリング

#### (1) 調査の目的

宜野湾海浜公園施設及び市立グラウンドの再編のあり方に係る検討に活かすため、宜野湾海浜公園内体育施設や市立グラウンドの主な利用団体から、施設・機能ニーズ、MICE やスポーツでの活用可能性、宜野湾海浜公園へ体育施設を集約した場合の活用可能性について意見の把握を行いました。

#### (2) 調査概要

調査概要は以下となります。

表 I-2-5-1 調査概要

調査対象	①スポーツ関連団	宜野湾海浜公園体育施設及び市立グラウンドの利用経験のあるスポーツ団体 計4団体
	②MICE 関連団体・企業	県内の MICE 誘致・主催者 (PCO) プレ・アフターMICE 事業者 計4団体(社)
	③スポーツ施設運営企業	沖縄県のスポーツ施設運営事情に詳しい、又は類似施設の運営実績のあるスポーツ関連企業(大手全国区および現指定管理者) 計3社
	④デベロッパー	宜野湾海浜公園周辺の立地環境に精通し、再整備事業に関心のある県内デベロッパー 計2社
調査方法	事業概要書にて事業趣旨を説明したうえで、対面式のヒアリングを実施	
調査時期	2018年9月～11月	

#### (3) 調査結果の概要

表 I-2-5-2 事業者・業界の主な意見と課題

主な意見	課題
<p>■宜野湾海浜公園全体</p> <p>【ハード】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車場整備（又は公共交通手段の確保）が必要</li> <li>○MICE 活用するためには、駐車場から体育館までのアーケード、園内各所での上下水道設備（屋外炊飯場等）、多目的広場への大規模テント設置可能な構造が必要</li> <li>○バリアフリー化された設備、障害者スポーツに取り組める用具の設置等の障害のある方が利用しやすい環境作り</li> <li>○オーシャンフロント、ホテルとコンベンション会場隣接であることからプレ・アフターMICE 会場での活用ポテンシャルが高く、市民や観光客も利用可能なオーシャンビューの飲食施設導入や出店スペースの設置を求める</li> <li>○飲食機能と併せて搬入口や車両通行の動線の確保が必要</li> <li>○海外利用者の増加に対応するため、多言語案内板等の設置</li> </ul> <p>【管理運営手法・整備手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者に提供するサービスの幅が広がることから、宜野湾海浜公園内の運動施設と公園の一体的な管理運営が望ましい</li> <li>○事業性向上の観点から、市立グラウンドの用地活用を含めた一体的な公園整備を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者、外国人を含め誰もが利用しやすい環境づくりが求められる。</li> <li>・飲食物販機能の導入が求められる。</li> <li>・管理用車両動線の整理が求められる。</li> <li>・駐車場収容規模の拡大が求められる。</li> <li>・天候急変時の対応が求められる。</li> </ul>
<p>■屋外劇場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設を活用する事業者の視点に立った施設整備が必要であり、イベント開催の集客力と収益性改善のためには、観客席の増設可能な設備や急な雨天対応可能な構造への見直しを望む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宜野湾海浜公園と市立グラウンドとの役割分担を踏まえた導入機能の検討が求められる。</li> <li>・市立グラウンドの整備水準の検討が求められる。</li> </ul>
<p>■市立グラウンド</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公園内に移設すれば、駐車場不足の面からグラウンドがさらに利用しにくくなるため、現位置での整備が望ましい</li> <li>○老朽化のために、陸上競技の団体利用がほとんどない状況</li> <li>○県内自治体の公認グラウンド保有状況や維持費低減が可能となる人工芝導入の観点から、新たに公認施設を整備する必要性は低い</li> <li>○サービス動線の明確化と照明設置が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種屋外型運動施設の夜間利用への対応検討が求められる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

## 2-6 健全度調査

健全度調査の結果概要について、以下に示します。

表 I-2-6-1 健全度調査結果の概要

施設名称	築年度	経過年数	構造	健全度判定	緊急度判定	使用禁止判定	全体の劣化状況と今後修繕すべき事項
管理棟	S61年度	32年	R C	C	高	使用禁止としない	<p>[全体の総括] 屋根や外壁を中心に経年劣化が見られます。今後も利用し続けるためには部分的な補修又は更新し、予防保全型の修繕に切り替えていく必要があります。</p> <p>[劣化状況] 屋根や外壁を中心に経年劣化が見られます。内部の0.5mm以上の大きな亀裂については漏水等の影響を受けないよう経過観察が必要です。</p> <p>[緊急に対応すべき問題] コンクリートブロック積に大きな変位が見られるため、早急に撤去又は補修が必要です。</p>
市立体育館	体育館	S60年度	R C	C	中	使用禁止としない	<p>[全体の総括] 近年の改修部分を除き外部内部設備が全体的に経年劣化しています。現状躯体の健全性に影響を与える劣化症状は見られませんが、<u>今後影響を与える可能性のあるものがいくつか確認されました。そのため、今後も施設を使用し続ける場合、躯体の健全性の確認を行った上で大規模改修を行い、予防保全型の修繕に切り替える必要があります。</u></p> <p>[主な劣化状況] ・外部内部ともにコンクリート面での劣化が進行。ジャンカが多く劣化の進行速度が速いことが予測されます。 ・屋根形状の特徴から、縦樋が呑み込めない雨水が外壁に流れており、壁面仕上げの劣化や窓から雨水が侵入しているようです。</p> <p>[緊急に対応すべき問題] 雨漏り箇所の特定制及び対応措置が必要です。</p>
	倉庫	H4年度	S	C	中	使用禁止としない	<p>[全体の総括] 内部、設備は健全な状態ですが、<u>外部を中心に経年劣化しています。躯体鉄骨には錆は確認されず健全な状態であることが予測されるため、今後施設を利用し続けるためには劣化部を中心に部分補修し、今後は予防保全型の修繕に切り替えていく必要があります。</u></p> <p>[主な劣化状況] 外壁や取り付け部の鉄部の劣化が進行しており、錆が顕著に見られます。</p> <p>[緊急に対応すべき問題] 特にありません。</p>
	厚生室	H17年度	13年	S	C	中	使用禁止としない

施設名称	築年度	経過年数	構造	健全度判定	緊急度判定	使用禁止判定	全体の劣化状況と今後修繕すべき事項
市立屋内運動場	S62年度	31年	S	D	高	暫定的利用に限る	<p>[全体の総括] 屋根面や窓ガラスが大破し、外部内部ともに全体的に非常に劣化しています。利用者に危険を及ぼすため<b>使用禁止とする必要</b>があります。</p> <p>[主な劣化状況] 屋上、外壁、内部の多くの箇所で腐食・破損しています。</p> <p>[緊急に対応すべき問題] 使用禁止が望ましいが、当面は使用禁止としません。</p>
屋外劇場	H2年度	28年	RC	C	中	使用禁止としない	<p>[全体の総括] ・外部のコンクリート、鉄部ともに劣化が進行しており、今後も劣化進行が速いと推測されます。<b>早期の補修と、定期的な点検が必要</b>です。 ・<b>今後も施設の使用を続ける場合は、躯体の健全性の確認を行った上で大規模改修を行い、予防保全型の修繕に切り替えていく必要</b>があります。</p> <p>[主な劣化状況] ・外部のコンクリート劣化が進行しており、特に重度のクラックが広範囲に発生しています。舞台上の吊天井は鉄部ルーバーに重度の錆が多数発生しています。</p> <p>[緊急に対応すべき問題] 特にありません。</p>
ビーチハウス	H3年度	27年	RC	C	中	使用禁止としない	<p>[全体の総括] 屋上を中心に経年劣化が見られます。躯体の劣化進行を早める恐れがある箇所については早めに修繕し、躯体の健全性の確認を行った上で大規模改修を行い、予防保全型の修繕に切り替えていく必要があります。</p> <p>[主な劣化状況] 防水層の劣化やドレーンの排水不良により、雨漏りが発生しています。躯体の劣化進行を早める恐れがあるため、屋根防水層の早期の修繕が必要です。 外部鉄部に重度の錆が多数見られるため、台風等の影響によっては危険を及ぼす恐れがあります。</p> <p>[緊急に対応すべき問題] ドレーンに排水不良が生じており、漏水により劣化の進行を早める恐れがあるため早期の修繕が必要です。 取り付け金物の腐食は倒壊の恐れがあるため早期の修繕が必要です。</p>
産業展示館	H10年度	20年	RC	B	低	使用禁止としない	<p>[全体の総括] 経年劣化がありますが概ね良好な状態です。<b>今後も施設を長く使用し続けるため、予防保全型の修繕に切り替えていく必要</b>があります。</p> <p>[主な劣化状況] 降雨の条件によってサッシ横から雨漏りが発生しています。現状では大きな劣化等は見られませんが経過観察が必要です。</p> <p>[緊急に対応すべき問題] 特にありません。</p>
市立グラウンド (スタンド)	S56年度	37年	RC	C	中	使用禁止としない	<p>[全体の総括] 外部内部ともに全体的に経年劣化しています。劣化が広範に及んでいることから、<b>躯体の健全性の確認及び改修と改築の経済的な比較を行った上で整備の方向性を決めていく必要</b>があります。</p> <p>[主な劣化状況] 外部柱や壁面に多数のクラックがあります。 倉庫のシャッター枠に進行した錆が多数あります。早めの補修が必要です。</p> <p>[緊急に対応すべき問題] 特にありません。</p>

### 3 敷地分析

#### 3-1 宜野湾海浜公園全体の現状と課題

宜野湾海浜公園は、宜野湾市の西海岸に位置し、都市近郊型ビーチリゾートを形成する沖縄県中央部西海岸の一角にあります。宜野湾市都市計画マスタープランにおいても「コンベンションリゾートゾーン」に位置づけられ、宜野湾コンベンションセンター、宜野湾マリーナ等とともにその一翼を担う重要なエリアに立地しています。

宜野湾市では、本公園一带の「国際コンベンションリゾート拠点」としての機能強化を目指しており、公園の景観、施設配置、公園施設等、植栽・植生について現状を概観し、市の将来都市構造等の実現に資する観点から課題を整理します。

##### 3-1-1 景観

<p><b>【公園景観形成の基となる空間構造】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東西方向、南北方向とも、平坦地とマウンドで構成される。</li> <li>・東西方向：西側エントランスと屋外劇場とを結ぶ軸線を境にして、西は+0.5m～1.0m程度の細長いマウンドで、東は広がりのある平坦地となっている。</li> <li>・南北方向：南側の広大な平坦地に対し北側は+2.0～5.0m程度のマウンドで、海からの直接の影響を防止する形となっている。</li> </ul> <p><b>【景観構造】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園一带の特徴的な景観としては、隣接する沖縄コンベンションセンターの屋根のスカイラインが挙げられる。</li> <li>・公園の外景観：緑の量感が殆ど感じられず、目立たない。</li> <li>・公園の内景観：歓海門、平和のモニュメントがランドマークとなっており、モニュメント広場から屋外劇場にかけては視点場として 360 度のパノラマ景観が望める。しかしながら、全体として特徴のある公園景観を形成しているとは言い難く、宜野湾公海浜園の印象は薄い。</li> </ul>	
現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宜野湾バイパスに面する公園のメインゲート（歓海門）および西側エントランスを入れて直ぐに潤いに乏しい駐車場が広がり、園内奥へと向かう景観は公園散策の楽しさや徐々に海に近づく期待感に欠ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亜熱帯の海を連想させる空間づくり等、特徴ある景観の形成。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・とくに、西側エントランスと屋外劇場とを結ぶ軸線に園路を通しては視線を誘導する軸線の構成展開が弱く、ヴィスタも十分に形成されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この軸線を本公園の特性の一つとして、効果的な景観展開の空間づくり。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の大部分を占める平坦地に広がる公園空間にメリハリが弱く、海までの距離が遠く感じられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隅々まで歩いて楽しいメリハリのある景観づくり。</li> </ul>

### 3-1-2 公園機能

#### 【宜野湾海浜公園における公園機能の配置】

- ・ 宜野湾海浜公園は東側の大きな台形の敷地からブーツ型のビーチ部分が西に延びる形状をしており、大きく3つの要素で構成されている。
- ・ 台形東側 : 各種運動機能
- ・ 台形西側 : 屋外劇場および多目的広場をはじめとする各種用途の広場機能
- ・ ブーツ型部分 : 人工海浜のトロカルビーチに面する園地

#### 【周辺一帯の機能配置】

- ・ 屋内運動場東側に市立野球場、道路を挟んで南側に市立グラウンドが立地し、一帯は市のスポーツ機能が集積するゾーンとなっている。
- ・ 海浜広場の前面に人工海浜（トロピカルビーチ）や突堤（出島）が設けられている。
- ・ ビーチ南側には沖縄コンベンションセンター、テニスコート東側にはリゾートホテルが隣接し、MICEリゾートとしての機能が集積しつつある。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園内にモニュメント、記念碑、記念植樹等モニュメンタルな施設が多く存在しているのが特徴である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニュメンタルな施設の残置を基本とすると、国際交流の足跡として再整備にあたっては十分な配慮が必要。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園施設整備の都度、整備されてきたと思われる園内インフラ（キュービクル等）が分散して配置されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再整備に合わせて、公園インフラについて管理面、景観面等からの再検討。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園規模および利用者数に加え、隣接立地する沖縄コンベンションセンターからの利用者誘引等を考慮すると、トイレや飲食物販等の便益機能が充足されていないと想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民ニーズ等を踏まえ、利用者サービス機能の充実。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内では最も規模の大きい公園で、さまざまな年齢層を対象としているが、子ども連れのファミリー層を対象とする公園施設が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民ニーズ等を踏まえ、ファミリー層を対象とする公園機能の充実の検討。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本公園とくに広大な面積の広場施設群と沖縄コンベンションセンターの連携性が薄い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本公園にはすでにさまざまな海外の人々との交流の足跡が刻まれており、「国際交流・観光の拠点」の一つとしてふさわしい。隣接する沖縄コンベンションセンターと連携を強めてその誘引力を活用し、賑わいの相乗効果の醸成を通じて、公園機能の充実と本公園の利用促進、コンベンションリゾートゾーンにふさわしい機能の拡充を図ることが望まれる。</li> </ul>

### 3-1-3 公園施設

#### 【公園施設の設置経緯】

- ・本公園は、1987年の海邦国体に合わせて、1986年に宜野湾体育館が完成し、その後運動公園として1988年にテニスコート、噴水広場が最初に整備された。
- ・次いで平成2年度屋外劇場等、平成3年度ビーチハウス等、平成4年度庭球場更衣室、展望広場等、平成5年度正門等、平成6年度にビーチデッキ駐車場等と整備されてきた。(公園台帳より)
- ・隣接の市立野球場は昭和62年(1987年)3月13日に完成。現在プロ野球・横浜DeNAベイスターズが公園内各施設と併せ春季・秋季のキャンプ地として継続的に使用している。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期に整備されたテニスコートは31年経過、体育館等、および隣接の野球場、市立グランド(昭和56年)、昭和期に竣工した施設は30年以上を経過。</li> <li>・園路広場、遊戯施設、修景施設等については、公園施設長寿命化の観点からの予防保全が実施された形跡が見られない。</li> <li>・公園施設が整備当時のものが殆どで、平成18年度のバリアフリー新法に基づく対応が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テニスコートのコート面の劣化、園内の各種広場舗装等の劣化(公園施設長寿命化の観点からの目視確認)。</li> <li>・処分制限期間を超えた園路広場、遊戯施設、修景施設等で、老朽化の著しい施設の更新等。</li> <li>・バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準への適合検討。</li> </ul>

### 3-1-4 植栽

#### 【植栽の基本的な構成】

- ・多目的広場背後の海側マウンド上が高中木による密度の高い植栽となっているほかは、ほとんど高木と低木ないし地被類を主体とした開放性の高い植栽構成である。
- ・広場の外周および建物周りの植込みにまとまって植栽されている。
- ・舗装広場はパンチングにより高木を点在させる構成としている。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園全体の植栽計画のテーマ性が曖昧で、植栽の持つ機能が十分生かしていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽がもつさまざまな機能(修景、緑陰、視線誘導、遮蔽、仕切り、シンボル醸成等々)を発揮させる植栽の見直し。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨海地特有の環境圧や埋立地土壌等に起因すると考えられるが、既存の植栽の樹高が低く、植物による緑陰が十分形成されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの知見を活かした緑陰の形成。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンボリックな大木がない、まとまった樹林が少ない、花木がほとんどない等、沖縄らしい植栽の魅力に乏しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園造成時に比べ多様な樹種が導入可能となっており、沖縄コンベンションセンターや園内で大規模イベント等が行なわれる祝祭空間として植栽の魅力向上が望まれる。</li> </ul>

### 3-2 宜野湾海浜公園各エリアの現状と課題のまとめ

#### 3-2-1 エリア構成

各エリアの現状と課題の検討にあたり、現状の土地利用特性から宜野湾海浜公園を大きく以下の5つのエリアに分割して整理します。

表 I-3-2-1 エリア構成

エリア	主な公園施設
○エントランスエリア	歓海門一帯、西側エントランス一帯、駐車場
○スポーツエリア	体育館、テニスコート、屋外運動場、屋内運動場、中央広場、管理棟
○広場エリア	多目的広場、電車広場、子ども広場、小スポーツ広場
○シーサイドエリア	モニュメント広場、屋外劇場、外周樹林、展望広場
○ビーチエリア	海浜広場、ビーチ駐車場

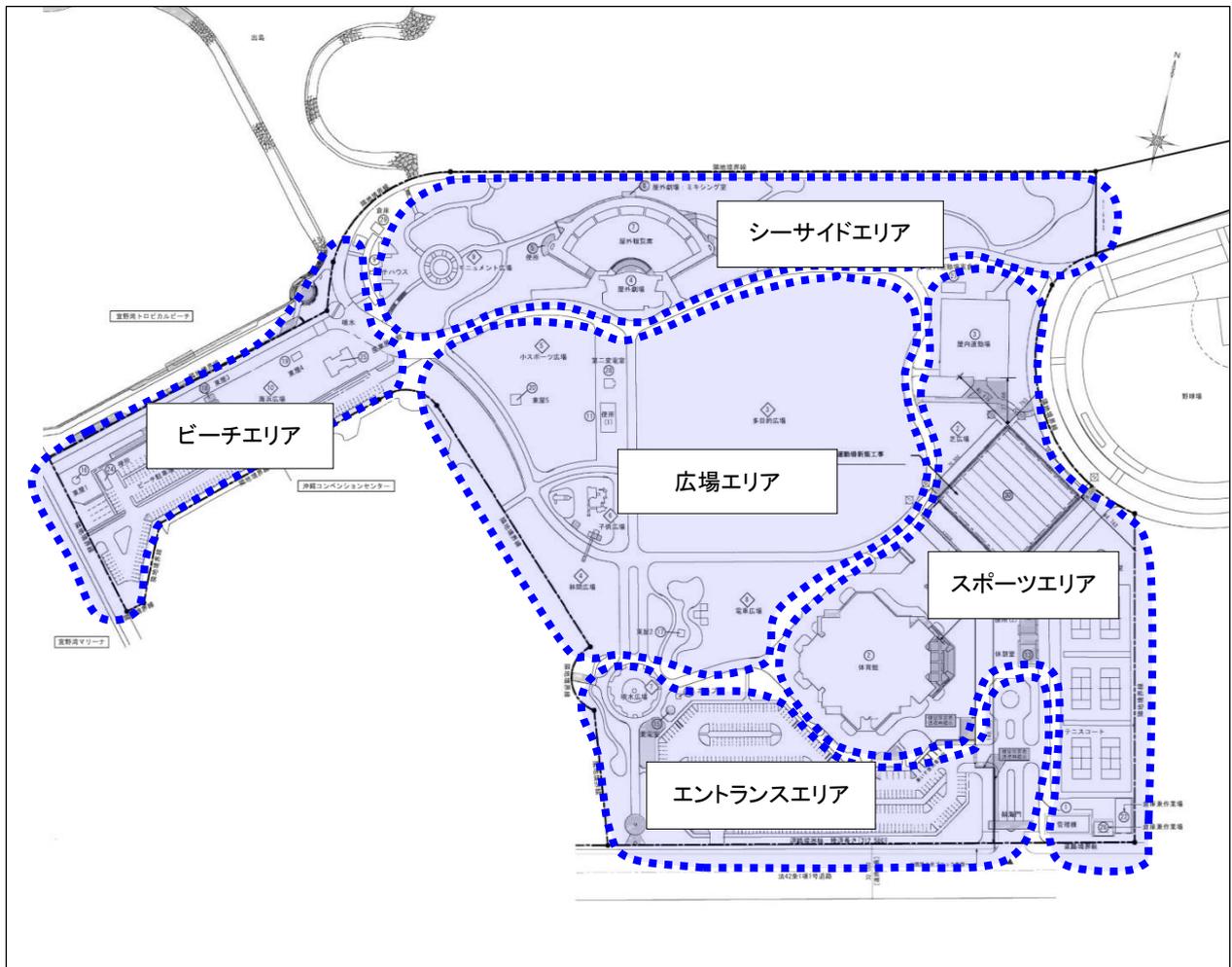


図 I-3-2-1 現況のエリア構成

### 3-2-2 各エリアの公園施設の現状と課題

#### (1) 課題位置図 (キープラン)

宜野湾海浜公園内について、エリア別に現状と課題を整理します。

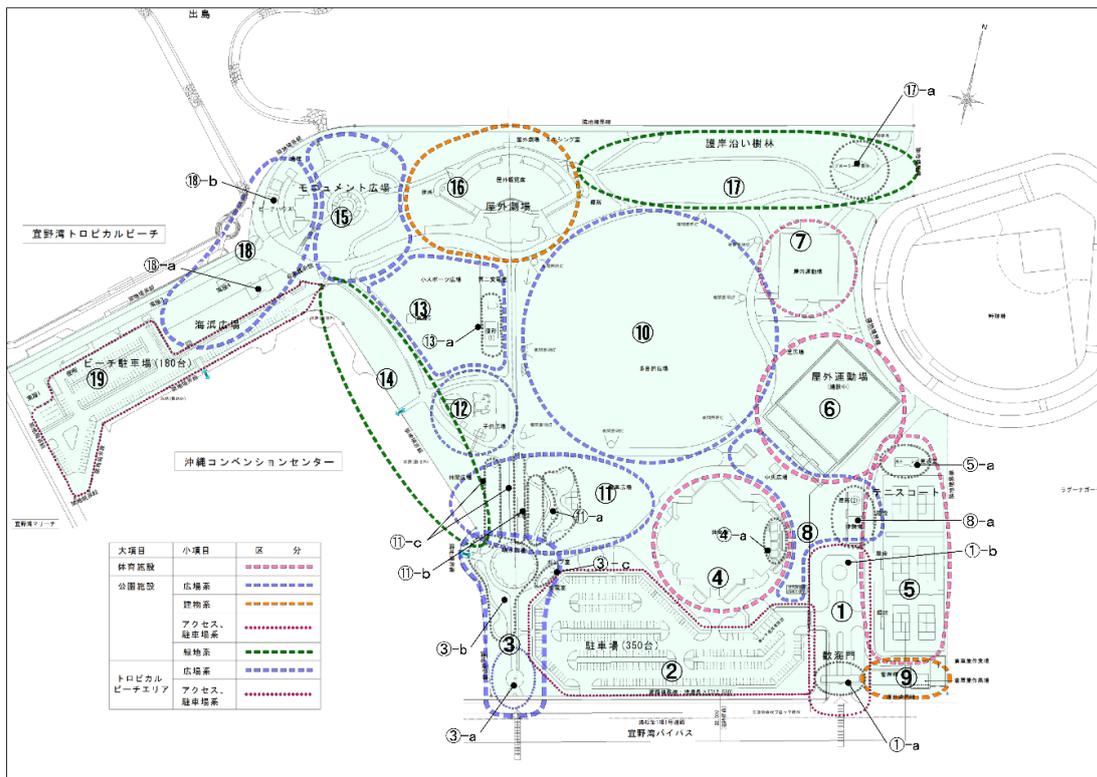


図 I-3-2-2 課題位置図

#### (2) エントランスエリア [キープラン番号①~③]

##### 【エリア概要】

・宜野湾バイパスに面するエリアで、駐車場の東側に、メインアプローチの歓海門は車両および歩行者の入口があり、これを核として車両用のロータリーと駐車場（350台）が配置されている。駐車場の西側に歩行者専用エントランスが設けられている。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歓海門（①-a）は、沖縄伝統の建築様式を模したゲートで、本公園アクセスのランドマークとなっている。コンクリートの構造材の劣化（目視による）している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歓海門の老朽化対策。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両は歓海門を抜け、ロータリー（①-b）又は駐車場（②）へ、歩行者は車道を横断して園内施設を利用する動線となっている。</li> <li>・駐車場やロータリー等の公園へのアプローチのための施設と園地の緩衝空間がなく、公園面積の割に駐車場の広がりが多いのが目立つ。駐車場が不足しているとの声が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歓海門・ロータリー・駐車場一帯の動線の整理。</li> <li>・駐車場周りの潤いのある公園空間としての設え。</li> <li>・駐車場の再整備の検討（適正な規模と形態等）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場西側のエントランス（③-a）は、屋外劇場に至る真っ直ぐの園路が始まる歩行者用のメインの入口であるが、目立たない。</li> <li>・園路上に、モニュメントのある広場や噴水広場（③-b）等の修景施設が展開する。舗装材や噴水・流れが劣化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西側入口の誘引力の強化。</li> <li>・修景施設の修景機能の見直し。</li> </ul>

(3) スポーツエリア [キープラン番号④～⑨]

【エリア概要】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公園東側のエリアで、体育館、テニスコート、屋内運動場とスポーツ施設が配置（いずれも昭和期に整備）されている。現在、体育館の北側に（仮称）屋外運動場が建設中であり、これに伴い、屋内運動場の建物は撤去予定である。</li> <li>・歓海門正面の中央広場に面して東にテニスコート、西に体育館、北に（仮称）屋外運動場と、3つのスポーツ施設が広場を取り巻くように配置されている。</li> </ul>	
現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館（④）は海邦国体にあわせて初期段階に整備された施設であるが、現状においても多くの市民が利用し、スポーツ利用に止まらず本公園の中心的施設となっている。</li> <li>・階段タイル（④-a）の劣化がみられ、やや急勾配となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段等による体育館へのアプローチ部分の見直し。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・テニスコート（⑤）は3ブロックあり、各ブロック2面ずつ6面整備されている。コートへのアクセスおよびブロック間の行き来は各ブロックに設けられている階段による。</li> <li>・テニスコートは全天候型（人工芝）で、劣化している。</li> <li>・テニスコート関連の利用受付、更衣室（⑤-a）、およびトイレ（⑧-a）等の便益施設が点在している。</li> <li>・競技者の日陰や観覧スペースが少ない。</li> </ul> <p>※テニスコートは処分制限期間を経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化対応。</li> <li>・バリアフリー化対応。</li> <li>・テニスコート利便性向上（料金収受・着替え・シャワー・休憩・トイレ等の集約、日陰、大会利用等に配慮した観覧スペースの確保等）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央広場（⑧）東側の休憩所とトイレ（⑧-a）等の老朽化が進行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館や（仮称）屋外運動場に係る管理用動線や資機材の搬出入動線、利用動線等、中央広場における各動線の錯綜の防止等。</li> <li>・便益施設の老朽化対応。</li> </ul>

(4) 広場エリア [キープラン番号⑩～⑭]

【エリア概要】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公園の西側のエリアで、平坦地に多目的広場をはじめ子ども広場、小スポーツ広場、電車広場とそれぞれテーマを持たせた広場が立地（平成期に整備）する。</li> <li>・0.5～1.0m程度のマウンド状の林間広場が沖縄コンベンションセンターとの境を形成している。</li> </ul>	
現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的広場（⑩）は広大な芝生広場で、日常的な健康づくりや大規模イベント等に利用されている。</li> <li>・健康遊具や屋外スポーツ施設照明灯が設置されているが、利用頻度は低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント利用を促進する機能の導入検討（大規模イベント用のインフラ等）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電車広場（⑪）の修景施設（池・流れ、東屋 ⑪-a）一帯は、単調で魅力に乏しい。</li> <li>・新幹線の撤去、園路上のスケートボードエリア（⑪-b）の設定、記念植樹（⑪-c）等により、広場の機能が曖昧になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電車広場の機能の見直し、明確化（修景施設の再整備ないし撤去・代替施設への転換等、スケートボードへの対応等）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども広場（⑫）には、複合遊具が設けられている。</li> <li>・エントランスから離れたところにあり、子ども向け、親子連れ向け施設としてはアピール力が弱い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な遊戯施設空間としての再整備によるファミリー層の利用促進の検討。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・林間広場（⑭）は、公園境界を縁取る緑の美しい景観を形成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の保全、継承。</li> </ul>

(5) シーサイドエリア [キープラン番号⑮～⑰]

【エリア概要】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公園の北側のエリアで、2.0～5.0m程度のマウンドが形成されており、園地に対する防風防潮機能を併せ持つ。</li> <li>・海に沿って東西に公園のシンボルとなっているモニュメント広場、大規模な屋外劇場、緑に包まれた展望広場が立地（平成期に整備）する。</li> </ul>	
現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニュメント広場（⑮）は、マウンド上にモニュメントと13の「共生の碑」があり、東シナ海から宜野湾市街地まで360度を見晴らせる眺望ポイントとなっている。日陰となるところがない。</li> <li>・モニュメントのステンレス材の劣化がみられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より魅力ある宜野湾のシンボル空間としての形成（モニュメント劣化の修復、日除け空間の配置、碑移設の可否検討等）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外劇場（⑯）は大規模な劇場空間で、本公園のシンボルの存在だが、老朽化が目立つ。全般に年間を通じ利用頻度は低く、満席になる利用は少ない。</li> <li>・マウンド上に位置し、劇場利用時の関連イベント等を展開するスペースが少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模、形態等を含め屋外劇場空間の今後のあり方の検討（補修、建替え、撤去等の対応等）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸部の後背地（⑰）は、鬱蒼とした緑となっており、展望、散策等の利用がしにくい。</li> <li>・ゴミ集積場等（⑰-a）の周囲で悪臭のする時がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防風防潮風機能を保持したうえでの快適な空間の形成。</li> <li>・ゴミ等から発生する悪臭防止による快適な空間の形成。</li> </ul>

(6) ビーチエリア [キープラン番号⑱・⑲]

【エリア概要】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄コンベンションセンターの北側に位置するエリアで、人工海浜のトロピカルビーチに面する。</li> <li>・海浜広場とビーチ駐車場が立地する。</li> </ul>	
現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海浜広場（⑱）は芝生の広場で、よく管理されている。</li> <li>・産業展示館、東屋、ビーチハウスが立地。</li> <li>・安全に海と触れ合える市内唯一の砂浜に面し、利用頻度が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便益施設の拡充。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチ駐車場（⑲）は、利用規模に比して小さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場対策。</li> </ul>

### 3-3 市立グラウンドの現状と課題

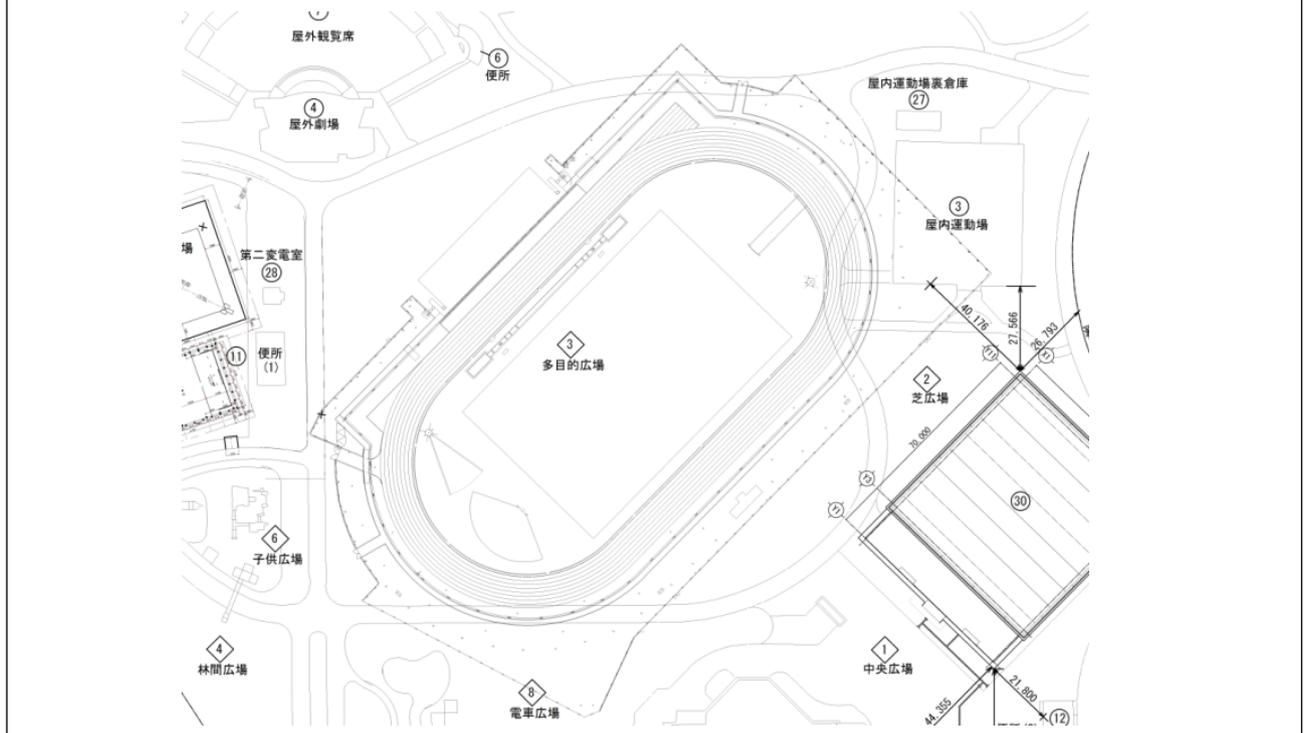
【エリア概要】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宜野湾海浜公園から道路を挟み南に位置する。陸上競技の競争・跳躍・投てきに対応しており、天然芝のフィールドも持つ。</li> </ul>	
現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 56 年度に建設された施設であり、老朽化が著しく、現行の耐震基準を満たしていない可能性がある。</li> <li>・老朽化のために、陸上技の団体利用がほとんどない。</li> <li>・市民意向調査では整備により期待する効果として「市民の健康増進」が 72.5%。</li> <li>・県内自治体の公認グラウンド保有状況、強風のある立地環境から、公認の陸上競技場とする必要性は低い。</li> <li>・市民意向調査では「現位置での整備を望む」意見が 6 割。</li> <li>・宜野湾海浜公園への移設を想定すると、施設配置上、利用や計画に支障が生まれることが予想される。</li> </ul> <p>⇒下記（参考）を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化の対応。</li> <li>・市民の健康増進のための施設として必要な性能維持。</li> <li>・現位置での建替え。</li> </ul>

（参考）

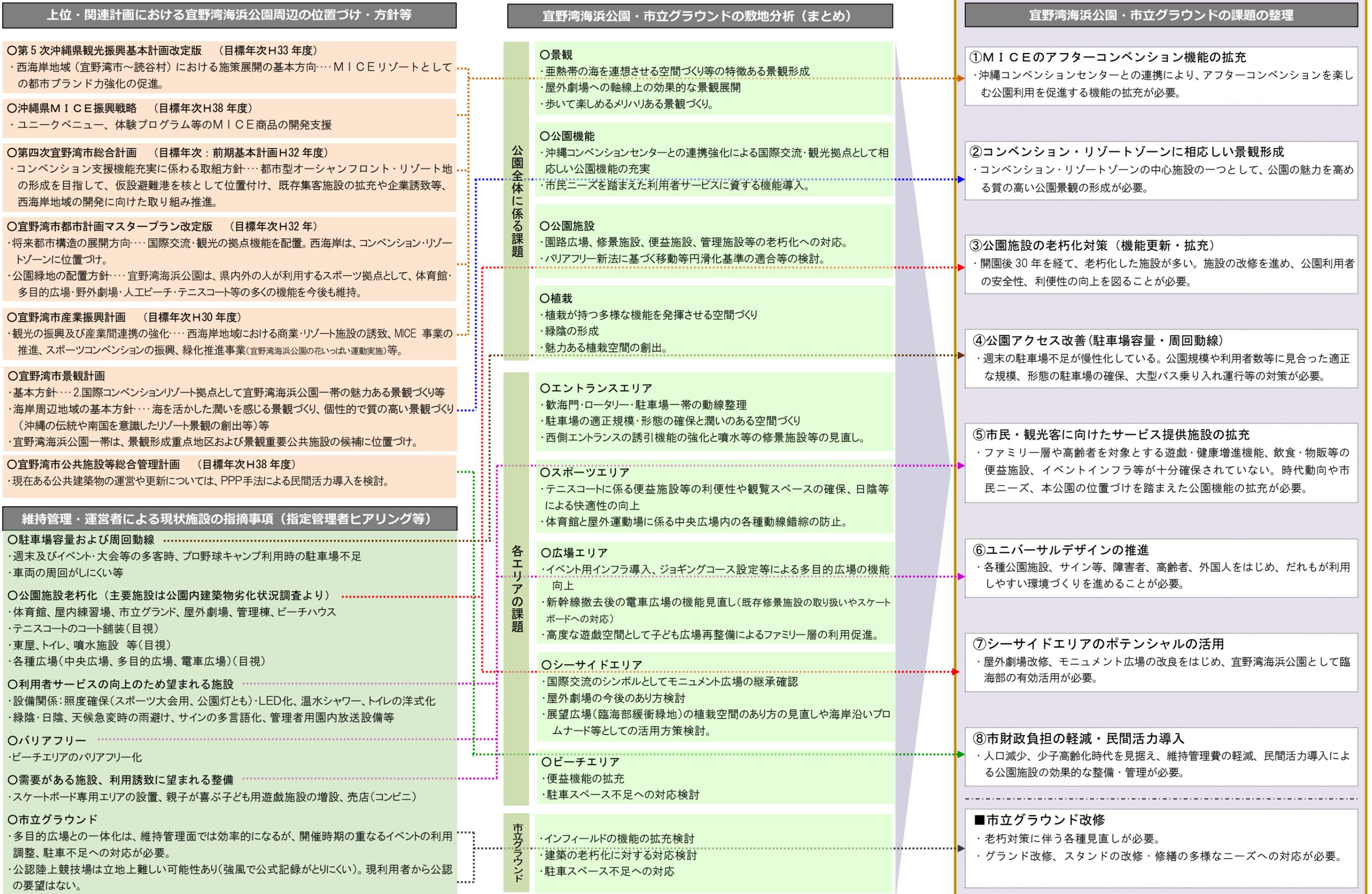
市立グラウンドは、宜野湾海浜公園の多目的広場への移設により、多用途な利用も想定した検討を進めることになっていました。現状と同等のグラウンドを多目的広場に整備した場合の課題を以下に示します。

<課題の整理と検討結果>

- ・移設した場合、屋内運動場の場所に競技トラックの一部が重なるため、今後屋内運動場の場所に新規に整備する投球練習場、サブグラウンドの配置に支障が出ます。
- ・競技トラックを避けるように投球練習場等を配置したとしても、競技トラックと非常に近接することになるため、動線確保が困難になります。
- ・また、施設が密に立地することから、憩いとなる空間が減少するとともに、新たな公園施設の立地等、再整備計画における自由度にも制限が発生します。



## 4 課題の抽出・整理





## 5 宜野湾海浜公園施設等再整備計画の検討および設定

### 5-1 基本方針の検討

留意ポイント及び市民、利用団体意向等（計画与件の整理）	
<b>宜野湾海浜公園・市立グラウンドの課題</b>	
○アフターコンベンション対応のための機能拡充 ○コンベンションリゾートゾーンに相応しい景観形成 ○施設の老朽化対策（機能更新・拡充） ○公園アクセスの改善	○市民・観光客に向けたサービス提供施設の拡充 ○ユニバーサルデザインの推進 ○シーサイドエリアのポテンシャルの活用 ○市財政負担の軽減・民間活力導入
<b>宜野湾海浜公園・市立グラウンドに関する市民等の意向</b>	
○利用状況 ・利用経験： 市民意向調査では、公園は 8 割、グラウンドは4割が利用したことがある。 ・利用頻度： 公園、グラウンドとも年数回が多い。 ・利用施設： ピーチエリア、多目的広場、体育館の利用が多い。 ・交通手段： 車が圧倒的に多い。	
○公園への要望（利用者） ・満足度： 駐車場、更衣室・シャワー、トイレ、サイン類に対する満足度が低い。 ・要望施設： 飲食・物販施設、キッズパーク、立体駐車場の要望が多い。10代・20代は展望台、40代はキッズパーク、60代以上はウォーキング・ジョギングコースの要望が多い。	
○整備に関する意向（市民） ・公園整備イメージ： 「スポーツや健康づくりを楽しむ運動公園」「木陰やベンチでくつろげる公園」「市民が気軽に集える施設がある公園」「海辺で自然体験ができる公園」がよいという意見が多い。 ・公園の機能・施設： ウォーキング・ジョギングコースの要望が最も多く、その他飲食・物販施設、立体駐車場、キッズパーク、展望台、健康運動施設(ボルダリング等)の要望が多い。 ・再整備について： グラウンドは現位置での整備、スポーツ・イベント・キッズ等をエリア分けした整備、駐車場の拡充、海岸沿い遊歩道からの海の眺望、市の財政負担の低減、民間収益サービスの導入に対する賛同が多い。屋外劇場とグラウンドの一体化やビーチの機能拡張、陸上競技に特化した公認グラウンドの整備については、意見が分かれ、料金が高くなるグラウンドの整備には反対が多い。	
<b>利用団体等の意見</b>	
○スポーツ関連団体 ・駐車場整備又は公共交通機関の確保、老朽化したグラウンドの改修。 ・ユニバーサルデザイン、付帯施設(屋内トレーニング施設、飲食、研修等)の充実。 ・合宿誘致か大会誘致か、また大会レベルにより求める施設が異なる。	
○MICE関連団体・企業 ・陸上競技場より多目的広場のほうがイベント開催しやすい。 ・屋根付立体駐車場、路線バス待機場、各施設への車両の横付けスペース等が望ましい。 ・海沿いの飲食・物販施設、イベントインフラ整備が望ましい。	
<b>市の人口動態・スポーツコンベンション・MICE 動向（※）</b>	
○市の人口動態 ・男女共に 20 代後半から 30 代前半の子育て世代が大幅転入、子育て世代の利用ポテンシャルあり ・昼夜間人口比率より、日中は市外へ通勤通学による流出超過のため、日中は健康増進や児童生徒のスポーツ活動での利用ポテンシャルあり	
○スポーツコンベンションの動向 ・市全体として平成 25 年度を境に、年々キャンプ合宿や自主トレーニングの受入件数が減少傾向	
○MICE 開催の動向（年次事業報告書） ・宜野湾海浜公園全体： 過去 3 年の体育館や多目的広場等での競技大会やイベントの開催件数は多い。 ・屋外劇場： ライブイベントの開催が過去 3 年にわたり 9 件程度と低稼働で推移 ・市立グラウンド： 低稼働で推移	
※スポーツ・コンベンション開催実績報告書、年次事業報告書	

コンセプト・再整備方針
<b>宜野湾海浜公園再整備のコンセプト</b>
<b>市民交流・コンベンションの中核としての機能向上</b>
宜野湾市民の健康づくりに資する多様なレクリエーションの促進を図るとともに、子どもから高齢者まで楽しめる公園、リゾートコンベンションゾーンの中核となる公園をめざして、「宜野湾海浜公園」の機能向上を図ります。
<b>&lt;基本方針&gt;</b>
<b>方針Ⅰ 公園施設の更新による安全・安心・快適な公園づくり</b> ・経年劣化や機能の陳腐化等の著しい公園施設を改善し、安全・安心・快適な公園をめざします。
<b>方針Ⅱ 施設機能の高度化による多彩な交流を育む公園づくり</b> ・多目的広場のインフラ機能の向上、屋外劇場の本部機能の強化等により、イベント開催等の利便性、快適性を高め、さまざまな交流を育む公園をめざします。
<b>方針Ⅲ 公園利用の活性化と賑わい創出に向けた公園づくり</b> ・公園アクセスの支障となっている駐車場の拡充、子ども用遊戯施設、若年層に人気の新たなスポーツ施設や高齢者の健康増進施設の充実等により、公園利用の活性化を図ります。
<b>方針Ⅳ ユニバーサルデザインによる「国際交流・観光拠点」の顔となる公園づくり</b> ・国際交流・観光拠点に相応しい、施設や言葉のバリアフリーをはじめ、誰もが円滑に利用できる公園をめざし、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。
<b>方針Ⅴ 沖縄らしいウォーターフロント風景を実感できる公園づくり</b> ・アフターコンベンション利用に相応しい、沖縄のウォーターフロントの風景を実感できる質の高い景観形成と緑陰豊かな公園をめざします。
<b>方針Ⅵ 民間事業者のノウハウ導入による公園サービスの向上と財政負担の軽減を図る公園づくり</b> ・公園利用の快適化を図る飲食物販等の便益機能の充実に向け、民間ノウハウの積極的な活用を図るとともに、市財政負担の軽減を図る公園づくりを進めます。
<b>市立グラウンド再整備のコンセプト</b>
<b>市民スポーツ・健康増進の拠点としての機能向上</b>
宜野湾海浜公園のスポーツ施設や野球場等とともに、市民スポーツ・健康増進の拠点として機能向上を図ります。
<b>&lt;基本方針&gt;</b>
<b>方針Ⅰ 老朽施設の改修により、利用促進を図る施設づくり</b>
<b>方針Ⅱ 市民のスポーツニーズに対応し、使いやすい施設づくり</b>
<b>方針Ⅲ 利用実態を踏まえた機能改善を図る施設づくり</b>
<b>宜野湾海浜公園の各エリアの再整備方針</b>
<b>■ エントランスエリア</b> ○週末利用、多客時利用の慢性的駐車台数不足を解消し、公園利用の促進を図ります。 ・車両の進入・退出動線の円滑化 ・大型バスによる利用者輸送力の強化を図るロータリーの拡充 ・駐車台数(現状 350 台)450 台以上の確保 ・みどり豊かな駐車場の形成 ・沖縄コンベンションセンター駐車場との連携動線の確保(要協議) ・西側エントランスの来園者誘引機能の強化を図る整備
<b>■ スポーツエリア</b> ○老朽施設の改修と、新たな市民スポーツ施設の導入を図ります。 ・老朽化の著しい宜野湾市立体育館の改修 ・現屋内運動場の撤去と投球練習場、サブグラウンド整備 ・小スポーツ広場に上記と同様の投球練習場、サブグラウンド整備 ・老朽化の著しいテニスコートの舗装改修 ・テニスコート周りの利便性向上と老朽化した管理棟の改修 ・利用者ニーズのあるスケートボード場、ジョギングコース等の整備
<b>■ 広場エリア</b> ○イベント交流、スポーツ交流、多世代交流を実現する多様な広場の整備と、イベントインフラの充実により一層の利用促進を図ります。 ・大規模イベント誘致に資する多目的広場のイベントインフラ整備 ・多世代交流と子どもが遊べる話題性の高い遊戯施設の整備 ・エントランスエリアから連続するフラワーゲート等の整備 ・花とみどりに覆われた歩行空間の整備 ・トイレの再整備と荒天時の避難のための雨よけ施設整備
<b>■ シーサイドエリア</b> ○モニュメント広場の展望・休憩の場としての充実と花修景、海辺景観と緑を楽しむグランピングエリアの新規整備を図ります。 ・グランピングエリアの整備(民間事業導入) ・モニュメント広場へのアプローチを花と緑により演出 ・老朽化の著しい屋外劇場の改修
<b>■ ビーチエリア</b> ○人気の高いエリアに民間事業による便益施設の導入を図ります。 ・飲食・物販・休憩機能の拡充(民間事業導入) ・ビーチハウスの老朽化のための改修
<b>市立グラウンドの再整備方針</b>
○老朽施設改修による市民スポーツのニーズに対応します。 ・グラウンド部分の改修(全天候型トラックの改修、インフィールドの改修) ・スタンド改築又は改修による機能改善又は利便性向上

## 5-2 導入機能等の検討

### 5-2-1 前提条件の整理

#### (1) 既存施設の取り扱いについて

##### ①建築物について

- ・市立体育館、屋外劇場、投球練習場、管理棟、ビーチハウスの各施設には、経年劣化が見られるものの適切な補修・改善等によって施設を長く利用することも可能であることから、建物の劣化状況に合わせた修繕や大規模改修を行い、既存施設を活用していくことします。

##### ②平和記念モニュメントについて

- ・市からの設置許可に基づき県が設置している施設であるため、残置することを前提とします。

##### ③運動施設について

- ・屋内運動場は、台風被害に対する修繕を行います。整備中の屋外練習場の完成後は、劣化が進んでいるため撤去することを前提とします。
- ・屋内運動場の撤去後の跡地は、サブグラウンドと投球練習場を整備する予定とします。ただし、現在、整備中の小スポーツ広場のサブグラウンドと投球練習場で、今後もプロ野球キャンプの対応に支障が無ければ多目的広場と一体となる広場として活用することを前提とします。

### 5-2-2 導入機能検討にあたっての基本的な考え方

- ・本公園の種別は、「運動公園」であるため運動施設を中心とした機能展開の継承を基本とします。ただし、「リゾートコンベンションゾーンの中核となる公園」を目指し、スポーツリゾート機能の充実を図ります。

※運動公園:都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園(都市公園法施行令第2条第1項第4号)。

- ・本公園が抱える駐車施設の不足、既存施設の機能の老朽化、緑陰の不足、低利用空間の存在、単調な景観展開等の諸課題に対し、スポーツリゾート機能を再構築する観点から、既存施設の機能拡充や新規機能への転換を図ります。また、開園から約30年を経て老朽化した施設の改修やバリアフリー対応により、来園者の安全性、利便性を確保します。
- ・5つのエリアが担う役割を踏まえ、原則、現在の機能配置を継承しつつ、エントランスエリア、スポーツエリア、広場エリアの規模については、次項の機能再検討に応じて、規模の拡大・縮小を検討します。

表 I-5-2-1 エリアの機能

エリア		求められる機能
宜野湾海浜公園	エントランスエリア	来園者を本公園に迎え入れるエントランスとしてふさわしい機能
	スポーツエリア	青少年の競技スポーツの練習等の場や、気軽に生涯スポーツを楽しむ場として市民をはじめとする来園者の健康増進等に資する機能
	広場エリア	子どもたちの発達発育に資する遊びの提供や、日常の憩いや多世代交流、心身のリフレッシュ等、多様な利用が展開できる機能
	シーサイドエリア	防潮風機能を兼ねる緑と海の景観の眺望を楽しみながら、ゆったりと寛ぐ場としてふさわしい機能
	ビーチエリア	前面の海とふれあうビーチ(公園区域外)利用の拠点となる便益施設、飲食物販等、さまざまな人々の交流と賑わいを醸成する機能
	各エリア共通	公園全体において修景機能、休憩機能、便益機能、暑熱軽減機能を適切に配置
市立グラウンド		市民スポーツ・健康増進の拠点となる機能

### 5-2-3 導入機能の検討

本公園施設の再整備方針に基づき、各エリアに求められる機能について、以下のような拡充、転換および改修を図ります。

機能拡充：既存施設がもつ機能をより生かし公園の魅力を高めるための機能の拡充

機能転換：市民ニーズ等に対応し、公園利用の活性化とサービス向上を図るため機能の転換

改修：老朽化の著しい施設の修繕や大規模改修

表 I-5-2-2 エリア別導入機能

	【機能拡充】	【機能転換】	【改修】
エントランスエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誘引機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者を園内へ円滑に誘引する動線の形成</li> </ul> </li> <li>○便益機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な来園者用駐車施設の拡充</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟の改修</li> </ul>
スポーツエリア		<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規スポーツ機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・電車広場にスケートボードのできる専用広場を導入</li> <li>・屋内練習場跡地にサブグラウンド、投球練習場を導入</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館の大規模改修</li> <li>・テニスコート（コート舗装）改修</li> </ul>
広場エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント交流機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模イベント実施の利便性を高める機能の拡充</li> </ul> </li> <li>○健康増進機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な年齢層に健康増進の機会を提供する機能の導入</li> </ul> </li> <li>○子ども遊戯機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児・児童等が安全に楽しみ、子どもたちの健全な成育につながる機能の拡充</li> </ul> </li> <li>○休憩機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨天等天候急変時の雨除けを兼ねる休憩機能の導入</li> </ul> </li> </ul>		
シーサイドエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○眺望・休憩機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・海に臨む立地や地形を活かした眺望・休憩機能の拡充</li> </ul> </li> <li>○景観形成機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・リゾートコンベンションゾーンにふさわしい海辺景観の充実</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休憩機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽空間の一角をゆったりと園内滞留の時間を楽しむ空間に転換</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外劇場の改修</li> </ul>
ビーチエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者サービスの向上と賑わい交流創出に資するサービス機能の導入</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチハウスの修繕</li> </ul>
海浜公園全体（各エリア共通）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○修景機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・亜熱帯気候を感じさせる花木の多用等による植栽の充実</li> </ul> </li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休憩機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日陰でのベンチ等による休憩スペースの拡充</li> </ul> </li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○便益機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ、更衣室等のバリアフリー化や設備更新による快適性の向上</li> </ul> </li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○暑熱軽減機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏期の強い日射の影響を軽減する気温降下対策の充実（日陰、ミスト散水等）</li> </ul> </li> </ul>		
市立グラウンド			<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドの改修</li> <li>・スタンドの改築</li> </ul>

## 5-2-4 ゾーニングと各エリアの施設配置方針

本公園のゾーニングは、前述の通り既存の5つのエリアとその配置の継承を基本とし、広場エリアについては一部スポーツエリアへの転換を行います。

再整備方針を受け、各エリアの施設配置方針を以下の通りとします。

### (1) 宜野湾海浜公園

#### <再整備方針>

**■ エントランスエリア**

○週末利用、多客時利用の慢性的駐車台数不足を解消し、公園利用の促進を図ります。

**■ スポーツエリア**

○老朽施設の改修と、新たな市民スポーツ施設の導入を図ります。

**■ 広場エリア**

○イベント交流、スポーツ交流、多世代交流を実現する多様な広場の整備と、イベントインフラの充実により一層の利用促進を図ります。

#### <各エリアの施設配置方針>

**○ エントランス機能の拡充**

- ・ 欽海門～駐車場間の車両のアクセスルートの円滑化
- ・ 大型車両の円滑な進入・退出可能なロータリーの円滑化
- ・ 駐車台数の増設、周回動線の円滑化
- ・ 西側エントランスの誘引機能の強化
- ・ 緑量の充実、緑陰の確保、花木の導入、ミストの配置

**○ 老朽化施設の改修**

- ・ 管理棟の改修

**○ スポーツ施設への機能転換**

- ・ 老朽化した屋内運動場、小スポーツ広場の野球練習施設への転換
- ・ 電車が撤去され利用密度の低い電車広場のスケート広場への転換

**○ 便益機能等の拡充**

- ・ 中央広場・テニスコート周辺の老朽化したトイレ・休憩室、更衣室の配置の一体化、バリアフリー化による利便性の向上
- ・ テニスコート観覧席の確保
- ・ 緑陰の確保、ミストの配置

**○ 老朽化施設の改修**

- ・ 中央広場舗装、体育館、テニスコート（舗装）の改修

**○ 多目的広場のイベント交流機能、健康増進機能の拡充**

- ・ イベントインフラ整備、広場外周へのイベント主催者用車両等進入対応等によるイベント開催の利便性向上
- ・ 広場周回園路へのジョギングコースの設定

**○ 子ども広場の子ども遊戯機能の拡充**

- ・ 親子連れが年間を通して楽しめる幼児・児童の遊戯空間の充実

**○ 休憩機能、便益機能の拡充**

- ・ 広場利用者のための天候急変時の雨除け等の空間確保、トイレの利便性向上

**○ 園路空間の修景機能の拡充**

- ・ 西側エントランスから屋外劇場、モニュメント広場へ誘引する園路空間の修景機能の強化

**■シーサイドエリア**  
 ○モニュメント広場の展望・休憩の場としての充実と花修景、海辺景観と緑を楽しむグランピングエリアの新規整備を図ります。



**○修景・休憩機能の拡充**  
 ・モニュメント広場の緑陰・休憩空間の確保

**○海辺の景観形成機能の拡充**  
 ・植栽空間の再構築

**○海辺の滞在・景観を楽しむ場への機能転換**  
 ・海と緑の景観を楽しむアウトドア体験の場となるグランピングの場の確保

**○老朽化施設の改修**  
 ・屋外劇場の改修

**■ビーチエリア**  
 ○人気の高いエリアに民間事業による便益施設の導入を図り、併せて駐車場の拡充を図ります。



**○産業展示館の賑わい・交流機能の拡充**  
 ・飲食・物販・休憩空間の確保

**○老朽化施設の改修**  
 ・ビーチハウス、駐車場、海浜広場内施設の改修

(2) 市民グラウンド

<再整備方針>

○老朽施設改修による市民スポーツのニーズに対応します。



<施設配置方針>

**○老朽化施設の改修**  
 ・グラウンド部分の改修（トラック、フィールド）  
 ・スタンド部分

## 5-3 施設配置計画の検討

### 5-3-1 エントランスエリア

#### (1) 施設配置の基本的考え方

- ・本公園に誘引する歓海門および西側エントランス（以下「サブエントランス」という。）、駐車場の基本配置は変更せず利便性や景観に配慮した再整備を行います。
- ・市民の駐車場増設の要望を踏まえ、駐車施設の増設を行うとともに、団体利用を促進するためロータリーを大型バス等によるアクセスが可能な形状とします。

#### (2) 各施設の概要

##### ① 歓海門

###### ○メインエントランス

- ・本公園のメインエントランスである既存の歓海門は、沖縄の伝統的な建築様式を模した意匠によりランドマークとなっており、引き続きメインエントランスとして活用します。



【公園現況】歓海門

##### ② 車両進入路

###### ○進入動線

- ・駐車場への進入をわかりやすく円滑な形態に改修します。
- ・歓海門から駐車場への進入の際、切り回しの多い現在の形態を進入路から左折により直に駐車場に進入する形態とします。

##### ③ ロータリー

###### ○大型バス対応

- ・大型バス（定員 85 名程度）が中央広場前まで進入、停車、旋回可能な形状に再整備します（車長 12m、車幅 2.5m、ホイールベース 6m、最小回転半径 8m で設定）。
- ・なお、大型バスの待機場所はビーチエリアに確保することとします。

##### ④ 駐車場

###### ○場内動線

- ・駐車場内は、走行路を軸として駐車ますを配置することで、迷うことなく駐車ますを視認できる形とします。また、イベント開催時には、イベント車両が場内を通過して多目的広場までアクセスできるものとします。

###### ○駐車施設

- ・既存駐車場の駐車施設（350 台）を増設することとし、普通乗用車 452 台分を配置します。

###### ○バリアフリー

- ・車椅子使用者駐車施設は、「沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」（以下、「移動円滑化基準条例」という。）に基づき、452 台のうち、所定の幅員の駐車施設を 7 台配置します（基準： $445 \text{ 台} \times 1/100 + 2 = 6.45 \div 7 \text{ 台}$ ）。

## ○安全性

- ・駐車場内車両動線の円滑化を図るとともに、駐車場内分離帯等に歩行空間を配し、車両走行および歩行者の安全性に配慮した駐車場とします。

## ○緑化

- ・駐車場内分離帯等に緑化スペースを配し、木陰による駐車車両の車内温度上昇の抑制と緑陰形成や景観の向上を図ります。なお、車両走行の死角を作らないように十分に留意した配植とします。

## ⑤サブエントランス付近

### ○誘引力の強化：

- ・西側の既存のエントランスは歩行者等の専用のエントランスとし、待合せ場所にもなる緑陰小広場（約 250 m<sup>2</sup>程度）を配置します。
- ・広場の中心に既存のモニュメントを移設しサブエントランスの目印として活用します。
- ・本公園への期待感を抱かせるような沖縄らしい魅力ある設えを行います。

### ○修景

- ・園路沿いの既存の噴水池・流れ等の修景施設は、アオコの除去や設備管理等、維持管理の手間がかかることから撤去し、植栽を充実させ、修景性を高めます。
- ・エントランスから園内に向かう園路沿いは、植栽によるヴィスタ景観の形成により南北軸を強調し、来園者を園内へと誘引します。
- ・植栽は、高木と低木・地被類を主体とする構成により華やかな空間を創出し、歩きたどるプロセスを楽しめる園路空間とします。
- ・足元の低木・地被類は、亜熱帯気候を感じさせる色彩豊かな花木や観葉植物による配植を行います。



【公園現況】西側エントランス付近のモニュメント。サブエントランスの目印として活用。



【事例】園路沿いの高木と低木・地被類によりヴィスタを形成する植栽事例



【事例】さまざまな色彩や形状の植物による亜熱帯気候を印象づける配植の例

- ・現電車広場周辺に植栽されている『『世界津波の日』2017 高校生島サミット in 沖縄』の際の記念植樹リュウキュウマツは、残置を基本としますが、駐車場増設や電車広場付近の改修（後述）に伴い一部移植を行います。



【公園現況】記念植樹銘板



【公園現況】記念植樹のリュウキュウマツ

- ・移植の際、普天間街道の松並木の面影を再現するかたちでエントランス小広場～広場エリア間の園路に沿って列植します。

### ○暑熱環境軽減

- ・園路に沿って、暑さ対策として適宜ミストを配置します。

## ⑥管理棟

### ○建築改修

劣化状況に合わせて、部分的な補修又は改修を行います。

- ・特にコンクリートブロック積については、早急な撤去又は補修を行います。



【劣化箇所】コンクリートブロック積

## 5-3-2 スポーツエリア

### (1) 施設配置の基本的考え方

- ・中央広場を取り巻き位置する体育館、テニスコート、(仮称)屋外運動場の位置は現状のままとし、広場は休憩、景観、利便性等に配慮した再整備を行います。
- ・体育館西側の電車広場は、スポーツエリアの一環としてスケートボードやインラインスケートが安全に楽しめる場所に改修します。
- ・屋内練習場跡地と小スポーツ広場にサブグラウンドと投球練習場を設けます。

### (2) 各施設の概要

#### ①中央広場

##### ○舗装改修

- ・劣化した広場舗装は改修します。

##### ○暑熱環境軽減

- ・中央広場は既存の位置、規模(約7,500㎡)を基本としますが、緑陰の形成とミスト装置等により暑さ対策を行います。
- ・広場に基盤の目状に配植された樹木のうち成長の良くない樹木や葉張りが小さい樹種は、樹冠が横に広がる樹種に植え替え、極力大きな緑陰を形成するように育成します。
- ・適宜、樹下にベンチを設け木陰で休める広場とします。
- ・広場の沖縄県の図を中心に、ミストを噴霧させるドライ池を設けます。



【事例】樹冠が大きく広がる樹種による緑陰形成のイメージ

#### ②テニスコート

##### ○舗装改修

- ・既存の6面を確保し、老朽化したコート舗装の改修を行います。

##### ○夜間対応

- ・適切な照度を確保できる照明設備に変更します。

##### ○利便性

- ・中央広場～テニスコート一帯に分散配置されている休憩所、トイレおよび更衣室は、テニスコート西側に集約し、利用者の利便性を高めます。
- ・トイレと更衣室は、隣接して現在と同等の規模で設置します。また、誰もが利用可能なバリアフリー施設とします。
- ・更衣室棟内に直接コートにアプローチする階段を設けます。
- ・休憩所はパーゴラとつる植物により緑陰を形成します。
- ・中央広場の休憩機能は緑陰とベンチで代替します。

## ○観覧・プレイ環境

- ・テニスを観覧する場が設けられていない点を改善し、プレーヤーと観客が一体となって楽しめる空間として再整備します。
- ・園路とテニスコートの間の1.2m前後の地盤の高低差を活かし、コート西側の側面に沿ってベンチを兼ねる階段を設けます。
- ・車いすでコートまでアクセスできるようにスロープを設けます。

## ③体育館

### ○大規模改修

- ・コンクリート面や鉄部等は劣化箇所の状況に合わせて改修を行います。
- ・雨漏り箇所については、原因となる箇所を特定し、劣化による二次被害が発生しないよう早期の改修を行います。

### ○緑化

体育館周辺の植栽の充実を図り、緑による視覚的、実感的な涼しさの醸成を図ります。



【事例】多様な樹種により構成された建築周りの緑化。壁面の緑化により豊かな緑量を感じさせる。

## ④（仮称）屋外運動場

### ○新規整備

- ・屋外運動場を新規整備します（建設中）。

## ⑤サブグラウンド、投球練習場

### ○新規整備

- ・多目的広場東側の屋内練習場跡地にサブグラウンド、投球練習場を整備を予定します。

### ○整備済み投球練習場の活用

- ・多目的広場西側に整備済みのサブグラウンド、投球練習場のうち、投球練習場については、上屋用の基礎を活用してバスケットボール等を楽しめる施設として活用します。

## ⑥スケート広場

### ○専用空間

- ・子どもから大人まで人気のスケートボード、インラインスケート専用の空間（2,000㎡程度）を確保します。

### ○魅力ある施設

- ・集客力の高い魅力ある施設とするため、初心者から上級者まで利用できる施設としてフラットな面を広く確保する共にダイナミックなセクションを設ける等、特徴のある施設とします。

### ○サービス棟の設置

- ・スケート広場利用者に対してサービスの提供を行うサービス棟（100㎡程度）を配置します。

・利用受付、安全管理を行うとともに、トイレ、シャワー・更衣室、グッズレンタル、ショップ等の便益機能を持つ施設とします。

表 I-5-3-1 スケート広場事例

施設名	設置者	面積	備考
いこいの市民パーク宜野湾スケートパーク	宜野湾市		フルコンクリート。バラエティに富んだセクション9種。
新都心公園 天久スケートパーク	那覇市		セクション7種 スペースが広く初心者も楽しめる。
具志川運動公園 具志川スケートボードパーク	具志川市		コンクリート製、セクション9種 サイズが大きく中級者から上級者向け。
与那城総合公園 スケートパーク	うるま市		ベーシックなセクション11種が揃う。
石川公園 スケートパーク	うるま市		セクション4種
砂辺馬場 スケートパーク	北谷町		定番のセクションが揃い、大きいものから小さいものまであるので、初心者から上級者まで楽しめる。
美里公園 スケートパーク	沖縄市		セクション5種。鋼製構造に木製面。 県内最大級、上級者向き。
白川街区公園 スケート広場	沖縄市		セクション6種。上級者向け
豊崎にじ公園 スケート広場	豊見城市		セクション5種。上級者向け
花・水・緑の大回廊公園 スケートボード場	南風原町		高架橋の下、コンクリート路面に変化を付けたセクション6種。初心者から上級者まで楽しめる。
カママ嶺公園 スケートパーク	宮古島市	1,220 m <sup>2</sup>	コンクリート造りのストレート系セクション中心。一部樹脂製。全8セクション。
夕風橋際あそび場 (通称 田町スケートパーク)	東京都港区	1,360 m <sup>2</sup>	コンクリート路面。レールとボックスのみ5指に入る有名パーク。
戸吹スポーツ公園 プラネットパーク	東京都八王子市	4,100 m <sup>2</sup>	有料(大人¥500/日、4歳以上~中学生¥250/日)。コンクリート。ボウルエリアとストレートエリアあり。都内最大級の公共スケートパーク。
稲城北緑地公園 タマリパーク	東京都稲城市	496 m <sup>2</sup>	コンクリート路面に木製セクション7種 初心者、子どもが利用しやすい。
城南島海浜公園 スケボー広場	東京都	約800 m <sup>2</sup>	アスファルトコンクリート面。定番セクション8種が揃う。初心者、子どもが利用しやすい。 スクール初心者・中級者500円、プロスクール3000円
ムラサキパーク	民間 (東京都足立区)		屋内外に設置。セクション11種。スクール、イベント、大会も開催。初心者から楽しみプロも練習に使う。 平日864円、土日祝日1,080円、レンタル(ヘルメット、プロテクター、スケートボード等)
新横浜公園 スケートパーク	横浜市	約7,000 m <sup>2</sup>	指定管理者の自主事業 国内最大級。教室開催:対象4歳以上¥1,000~、レンタルあり(スケートボード等)
横須賀うみかぜ公園 スケートボードエリア	横須賀市	約2,000 m <sup>2</sup>	港湾緑地。 AJSA(全日本スケートボード協会)協力。
上総更級公園 スケートコートオリプリランド	市原市	約1,200 m <sup>2</sup>	有料(高校生以上¥200/日) フルコンクリート(一部鉄製)、セクション10種。初心者から上級者まで楽しめる。

出典:「全国のスケート・スポット」より作成

### 5-3-3 広場エリア

#### (1) 施設配置の基本的考え方

- ・前述の通り小スポーツ広場と電車広場はスポーツエリアの施設として機能転換することとし、広場エリアは多目的広場と子ども広場で構成します。
- ・現況の配置を基本とし、それぞれ機能の向上を図る再整備を行います。

#### (2) 各施設の概要

##### ①多目的広場

###### ○規模

- ・周辺の施設再整備等との取り合いから約 20,000 m<sup>2</sup>とします（現状 24,688 m<sup>2</sup>）。
- ・サッカーフィールドとして使用する場合 100m×60m程度の広さは確保可能です。（日本サッカー協会規定 90～120m×45～90m）。

###### ○イベント対応

- ・劣化した芝の張り替えを行うとともに、大規模イベント開催誘致を促進する施設として、主催者側の利便性を高める整備を行います。
- ・広場内への主催者側資機材運搬、設営用車両、ケータリングカー等の車両進入に対応します。芝生の修復等に伴う維持管理の手間や費用を軽減するため、景観を考慮しつつ車両進入の可能な舗装を行います（例；琉球石灰岩乱張り芝目地等）。
- ・上記舗装部分に、ケータリングカー等による飲食等の提供のための給排水設備や放送設備等のイベントインフラを配置します。
- ・夜間イベント開催にも対応可能なように、夜間照明を設けます。

###### ○健康増進施設

- ・多目的広場を周回する園路はジョギングコースとしての利用に対応することとし、距離表示板を設けます（周回園路総長約 600m程度）。

###### ○利便性

- ・小スポーツ広場に位置するトイレ、東屋は、多目的広場利用者を主な対象とする施設とし、広場正面に再整備します。
- ・既存の東屋は撤去し、天候急変時の雨宿り空間等として利用できるよう、200人程度収容可能な休憩舎として再整備します。
- ・トイレは、現状と同等規模とし、多目的広場と同レベルに設け、バリアフリー化を行います。



【事例】雨宿りや日陰になる休憩施設のイメージ

###### ○植栽

- ・植栽の疎密により、開放性・閉鎖性の景観変化の創出と場のイメージを形つくります。
- ・広場北側～東側、子ども広場側は既存の植栽を活かすとともに、新植を含め密な植栽とし、広場の境界を意識させます。

- ・一方、西側の休憩舎やトイレに面する部分と、南側の中央広場～スケート広場間は建物が見え隠れする疎な植栽とし、ややスポーツエリアとの連続性を感じさせる植栽とします。

### ○緑陰

- ・緑陰の休息空間を生み出すように、広場内に大木となる樹種を育成します。



【事例】大木の緑陰が休息空間を生み出す。

## ②子ども広場

### ○遊戯施設

- ・小学生がダイナミックに楽しめる遊戯施設や、幼児を連れた親子が安心して楽しめる施設を配置し、遊戯機能の充実を図ります。
- ・広場全体で約 3,000 m<sup>2</sup>程度（現況 1,822 m<sup>2</sup>）を確保します。
- ・親子連れが、天候に左右されないで年間を通して安全に利用できるよう、屋内遊戯施設を配置します。

### ○屋外

- ・屋外には小学校高学年まで楽しめる遊戯施設を配置します。
- ・体力づくりだけでなくコミュニケーション能力やルールを守る社会性を育む集団遊びの場となるようなダイナミックな複合遊具とします。
- ・遊戯施設自体がランドマークとなり、目玉施設となるような話題性のある本公園独自の施設とします。
- ・公園のなかの遊び場に相応しい広場として、緑に囲まれた施設配置とします。



【事例】左：緑と一体となった遊戯施設の例。右：緑に囲まれた遊戯施設の例

### ○屋内

- ・主として幼児向けの遊戯空間とします。
- ・遊戯室のほかトイレ、ショップ、管理事務室等を有する施設（約 600 m<sup>2</sup>）を想定します。



【事例】親子で遊べる屋内遊戯施設（左 2 点民間事業者テナント、右 1 点指定管理者）の例。プレイリーダー常駐。

表 I-5-3-2 公園における屋内遊戯施設の例

公園名	建築面積	基本料金	備考
天王寺公園エントランスエリア（大阪市）	約 495 m <sup>2</sup>	親子 1 組（各 1 名ずつ） 1500 円/日	プレイリーダー配置。屋外エリア約 220 m <sup>2</sup> あり（有料範囲に含む）。遊戯施設運営者はエントランスエリアを管理運営（設置許可等による）する事業者との定期建物賃貸借契約による。
安満遺跡公園（高槻市）	約 840 m <sup>2</sup>	親子 1 組（各 1 名ずつ） 1500 円/日	プレイリーダー配置。屋外エリア約 490 m <sup>2</sup> あり（有料範囲に含む）。遊戯施設運営者は管理許可による。

### ③疎林広場

#### ○緑の維持

- ・沖縄コンベンションセンターとの境界をなす疎林広場は、美しい緑の景観が形成されているため現状を維持します。



## 5-3-4 シーサイドエリア

### (1) 施設配置の基本的考え方

- ・マウンドと樹林帯により防潮風機能をもたせたエリアであり、現状の機能を維持することを基本とします。
- ・モニュメント広場と屋外劇場は現状の配置を基本とします。
- ・屋外劇場東側の樹林帯に本公園内への滞留性を高める施設として、グランピング施設（民間施設）の導入を図ります。

### (2) 各施設の概要

#### ①モニュメント広場

##### ○緑陰

- ・本公園のシンボルとなっている平和記念モニュメントと共生の碑を残置し、マウンド上の広場に緑陰を設けます。
- ・広場の周りにモニュメントを取り巻く円形のパーゴラとベンチを設置し、つる植物を絡ませ緑陰展望所とします。



【公園現況】モニュメント広場。日陰がなく 夏期の日射が厳しい。



【公園現況】共生の碑。沖縄県



【公園現況】各国語で刻まれた共生の碑。

#### ○マウンド修景

- ・広場エリア～モニュメント広場を結ぶ園路の延長にマウンド上の広場まで階段を設け、四季を通じて彩りを楽しめる花や観葉植物を植栽し、修景性とシンボル性を高めます。

#### ○バリアフリー

- ・広場にアプローチする園路は、現状では移動円滑化条例の規定する5%を超えているため、最低1か所は5%以下の勾配の斜路に再整備します。

#### ②屋外劇場

##### ○建築等の改修

- ・劣化場所の補修・更新とバリアフリー化を行います。
- ・コンクリート面や吊天井の鉄部ルーバー等は劣化箇所の状況に合わせて部分的な補修及び更新を行います。
- ・観客席部分はバリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準への適合を踏まえ、収容人数に合わせた車いす席の設置を行います。

## ○イベント対応

- ・モニュメント広場～屋外劇場の南側園路に沿って、イベント開催時に主催者側車両の利用や来園者の集中に対応するスペースを設けます。

## ③グランピング施設

### ○アウトドア体験：

- ・海沿いの植栽空間の一角に、海と緑に囲まれたアウトドア体験の場となる日帰りグランピング施設を導入し、園内滞留時間の延長を図ります。
- ・緑に包まれてゆったりとした時間を楽しむグラウンピングサイトを配し、ウッドデッキに自然を感じられるゲル（モンゴルの移動式住居のようなテント）やハット（小型の小屋）等を設置した滞在空間を設けます。
- ・園路沿いや護岸沿いに海を眺望するレストコーナーを配置します。

### ○拠点施設（サービス棟）

- ・グランピングサイト利用者に対してサービス提供を行う、サービス棟（約 100 m<sup>2</sup>）を配置します。
- ・利用受付・管理、各種サービス提供（バーベキューセット（食材、道具等）提供、ルームサービス受付、アウトドアグッズレンタル等）、トイレ等、グランピングサイトの拠点とします。

### ○修景植栽

- ・屋外劇場から公園東側境界にかけてのマウンドは、変化に乏しく彩りが少ない植栽であるため散策が楽しめるように、防潮風機能を維持しつつ修景性を高める植栽に改修します。
- ・マウンドの海側は、密度の高い植栽を基本としますが、デッキ状の展望・レストスペースを点在させ、その周りを耐風耐潮性樹種による修景性の高い植栽に入れ替えます。
- ・樹林内の細園路の植栽には、花木や観葉植物による足元の彩りやアーチによる頭上を覆う植栽、背を超える草本等、変化にとんだ植物を導入し、歩いて楽しい空間を形成します。



【事例】レストコーナー周りの密度の低い修景植栽のイメージ



【事例】密度濃い植栽。園路際の足元の彩りの変化に富んだ植栽の例。



【事例】背丈を越すトンネル状のヘリコニア・ウォークで変化をつくる例。



【事例】アーチ等による天蓋をつくるブーゲンビリア等の植栽で変化を楽しむ例。

## 5-3-5 ビーチエリア

### (1) 施設配置の基本的考え方

- ・駐車場と海浜広場は、宜野湾トロピカルビーチの海水浴等の利用やビーチにおけるイベント等と一体的に利用されているため、現況の配置および機能の維持を基本とします。
- ・ただし、老朽化等により利便性や安全性を損なう施設あるいは景観阻害となっている施設は改修します。
- ・海浜広場東側に位置する産業展示館は、今後の機能の必要性を踏まえたうえで、新たに計画する飲食・物販・情報発信施設内への導入を検討します。

### (2) 各施設の概要

#### ① 飲食・物販・情報発信施設

##### ○ 利便施設

- ・公園利用者サービスの向上に資するとともに、賑わいを創出する飲食・物販・情報発信施設の導入を図ります。
- ・海を眺めながら休憩、飲食を楽しめるカフェ・レストランの導入を図ります（500㎡（2㎡/人×250席）程度）。カフェ・レストランは、県のMICE施設のプレ・アフターコンベンションの場としても活用できる施設とします。
- ・併せて物販施設として、ビーチグッズ、マリンスポーツグッズ等を販売する施設の導入を図ります（約200㎡程度）。
- ・物販施設内に、産業展示館の機能の必要性を踏まえたうえで、地元物産の展示・販売する空間の導入を検討します。
- ・カフェ・レストラン、物販施設の導入に伴い海浜広場面積が狭まることから、飲食施設棟は、ピロティ構造を想定し、開放的な日陰の休憩空間やイベント空間の確保を図ります。
- ・カフェ・レストランは海への眺望を兼ねて配置する等、海に面した立地を生かした配置とします。

#### ② ビーチハウス

##### ○ 建築改修

- ・劣化箇所の状況に合わせて部分的な補修及び更新を行います。
- ・特に、排水不良が生じているドレーンや屋根防水層、錆による重度の腐食がある手すりや外部設備については、早期の修繕を行います。



【劣化箇所】屋上の手すり

#### ③ 海浜広場・駐車場

##### ○ 利便性、快適性の向上

- ・老朽化した既存の広場、駐車場の改修を行います。
- ・海浜広場の芝生の張り替えを行います。
- ・駐車場の駐車台数は(180台)変更せず、生育の悪く活力度が低い植栽の植え替え、トイレの改修等を行います。

5-3-6 施設配置計画図

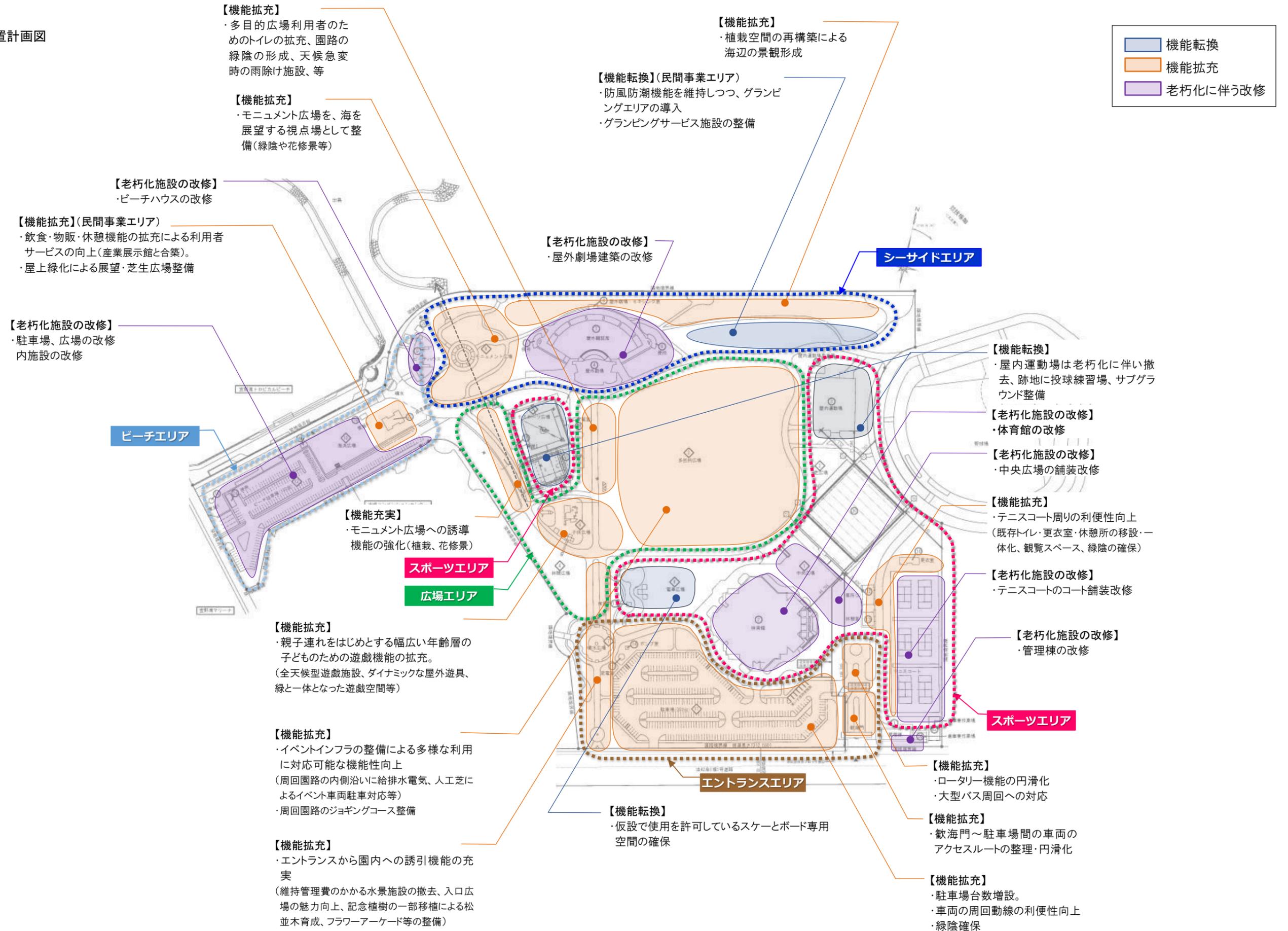


図 I-5-3-1 施設配置計画図

## 5-4 動線計画

### 5-4-1 管理車両動線

- ・本公園の園路はすべて、管理者の管理車両の通行が可能な構造とします。
- ・主要園路は工事用大型車両、緊急車両等の走行可能な最小幅員 4mに加え、歩行者等とのすれ違い等を考慮し幅員 6m以上を確保します。
- ・細園路の幅員は、小型 3トンの車の走行を想定し、3m以上を確保します。

### 5-4-2 イベント主催者等車両動線

- ・イベント主催者等車両は、歓海門側のエントランスおよびビーチ駐車場から進入することとし、屋外劇場及び多目的広場までの動線を確保します。
- ・多目的広場を囲む園路を周回できるものとします。ビーチ駐車場から進入する車両の利便性を考慮し反時計回りとします。
- ・再整備にあたって、屋外劇場南側園路や多目的広場の園路沿い植栽の内側に、イベント開催時のケータリングカー等による出店スペース等を確保することとし、車両の進入および停車が可能な構造とします。

### 5-4-3 利用者動線

#### (1) 車両

- ・利用者の車両によるアクセスに対し、従来どおり駐車場を歓海門側とビーチ側に確保し、利用者の車両走行は駐車場までとします。
- ・再整備にあたって、団体利用等に対応し、中央広場前のロータリーは大型バスの進入、旋回かつ停車可能な動線とし、大型バスの待機場所は従来どおりビーチ側の駐車場に確保します。なお、大規模イベント等に伴う来園者の集中に対しては、シャトルバス等の運行による対応を想定します。

#### (2) 歩行者等

- ・歩行者園路は、「沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」(以下、「移動円滑化基準条例」という。)に基づき基準以上の幅員、勾配を確保し、誰もが園内各施設を円滑に利用できる動線とします。

5-4-4 動線計画図

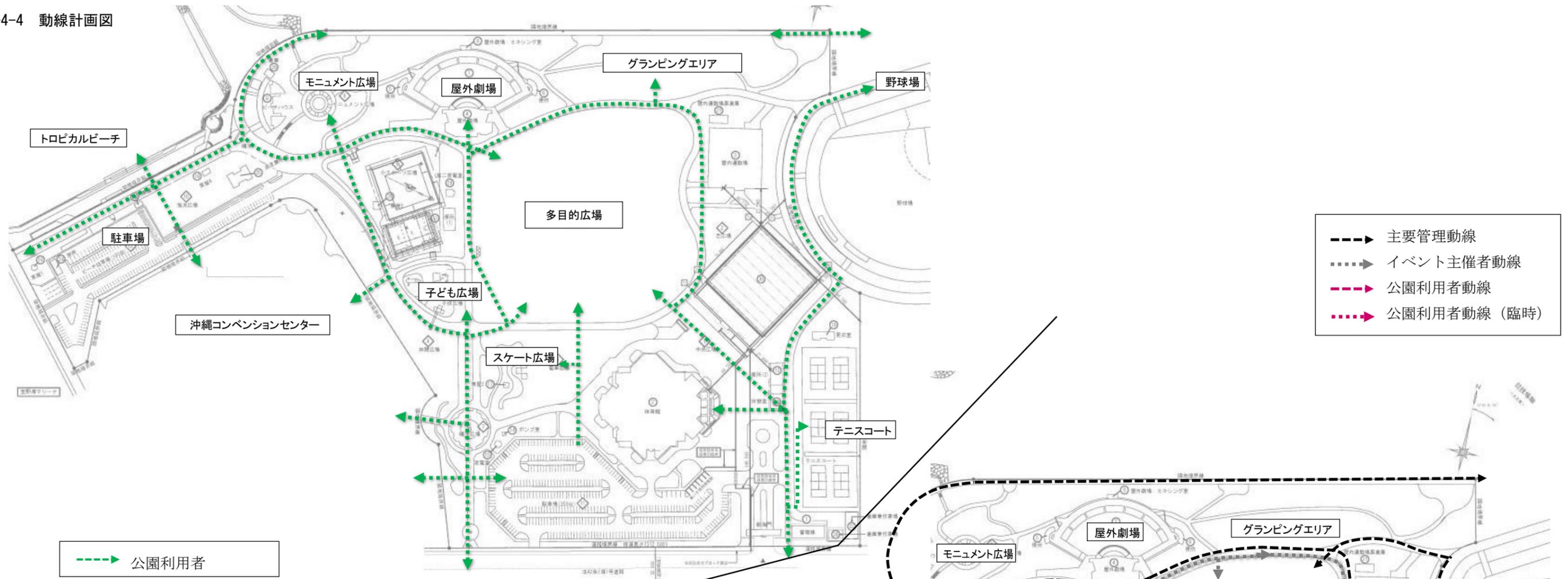


図 I-5-4-1 主要施設への主なアクセス動線（歩行者）

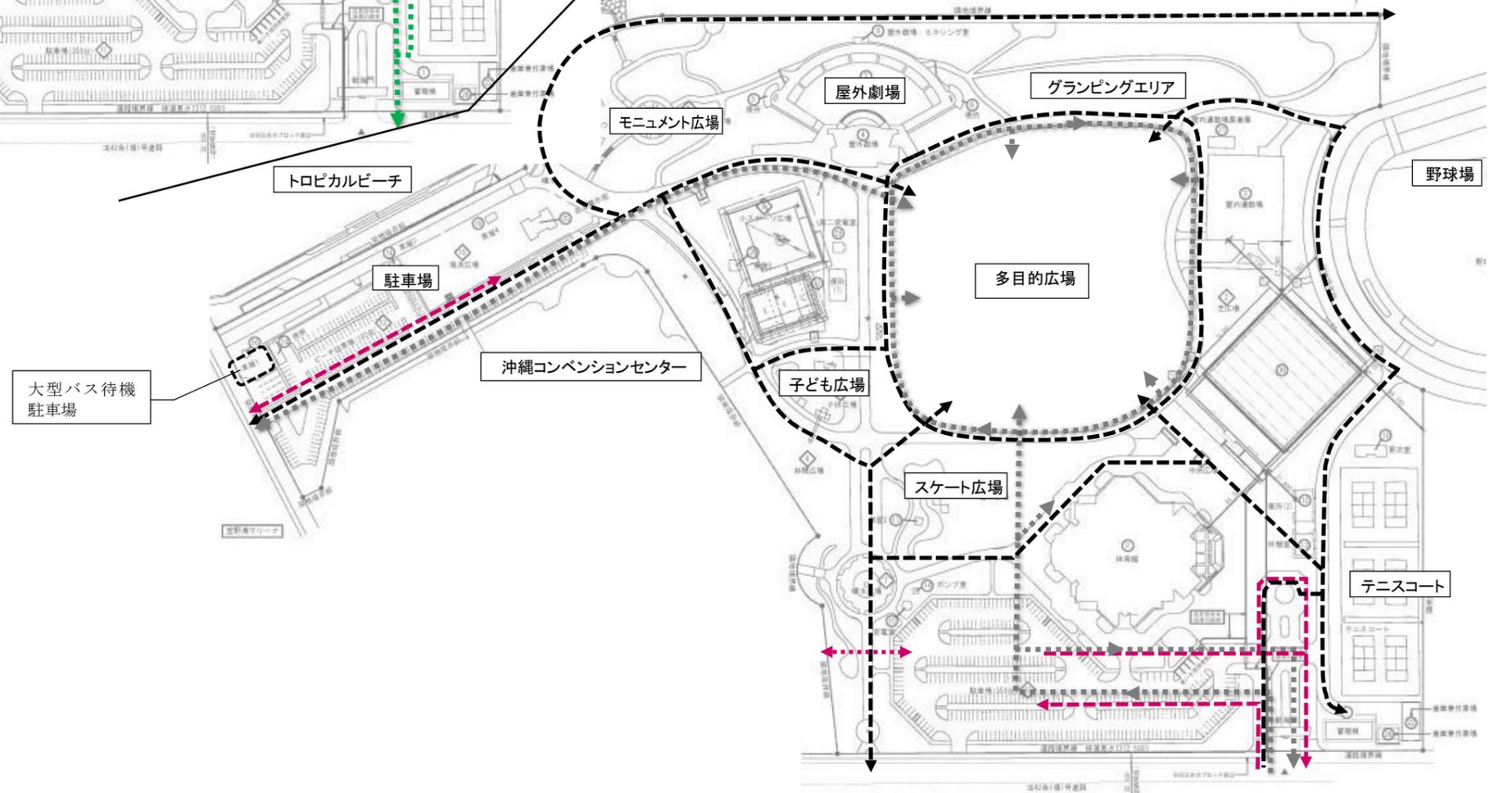


図 I-5-4-2 園内車両動線

## 5-5 市立グラウンド

### 5-5-1 施設配置の基本的考え方

- ・現位置での整備を望む意見が多いことや宜野湾海浜公園へ移転した場合に施設配置上の支障が予想されることから、現況の配置を基本とし、それぞれ機能の向上を図る改修を行います。

### 5-5-2 施設配置の検討

#### (1) グラウンド

- ・老朽化が進んでいるタータンについて、練習、競技の走行性、安全性ともに十分な水準が保てるように改修します。フィールドの芝は現状と同じく天然芝とし、投てき練習にも対応できるものとしします。

#### (2) クラブハウス

- ・老朽化が著しい既存のスタンドは、解体撤去し、クラブハウスとして再整備します。
- ・クラブハウスは、観客席の機能を持たない施設とします。
- ・倉庫、利用者の便益機能である更衣室、シャワー室、トイレ、医務室は、必要十分な設備・規模を確保します。また、利用者のミーティング兼休憩スペースを設けるとともに、大会開催に合わせた本部機能としての機能も兼ねる会議室を設置します。
- ・夏季や雨天時の利用の快適性を高めるため、屋根を設けた半屋外空間を施設に併設して整備します。
- ・あわせて、クラブハウス前面の外構についても劣化箇所の修繕等を行います。

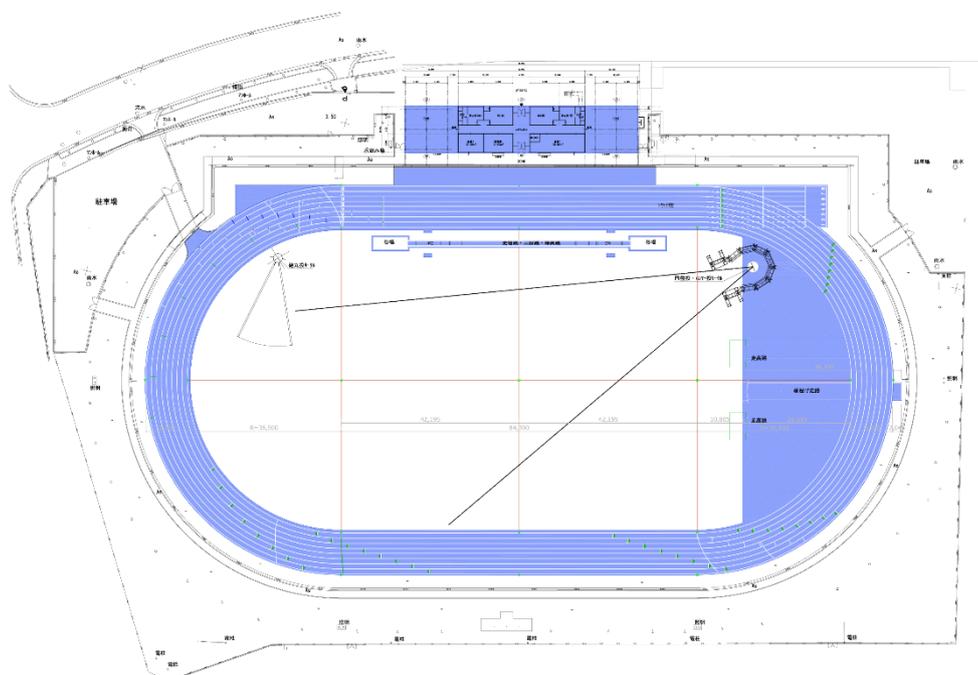


図 I-5-5-1 改修部分図面

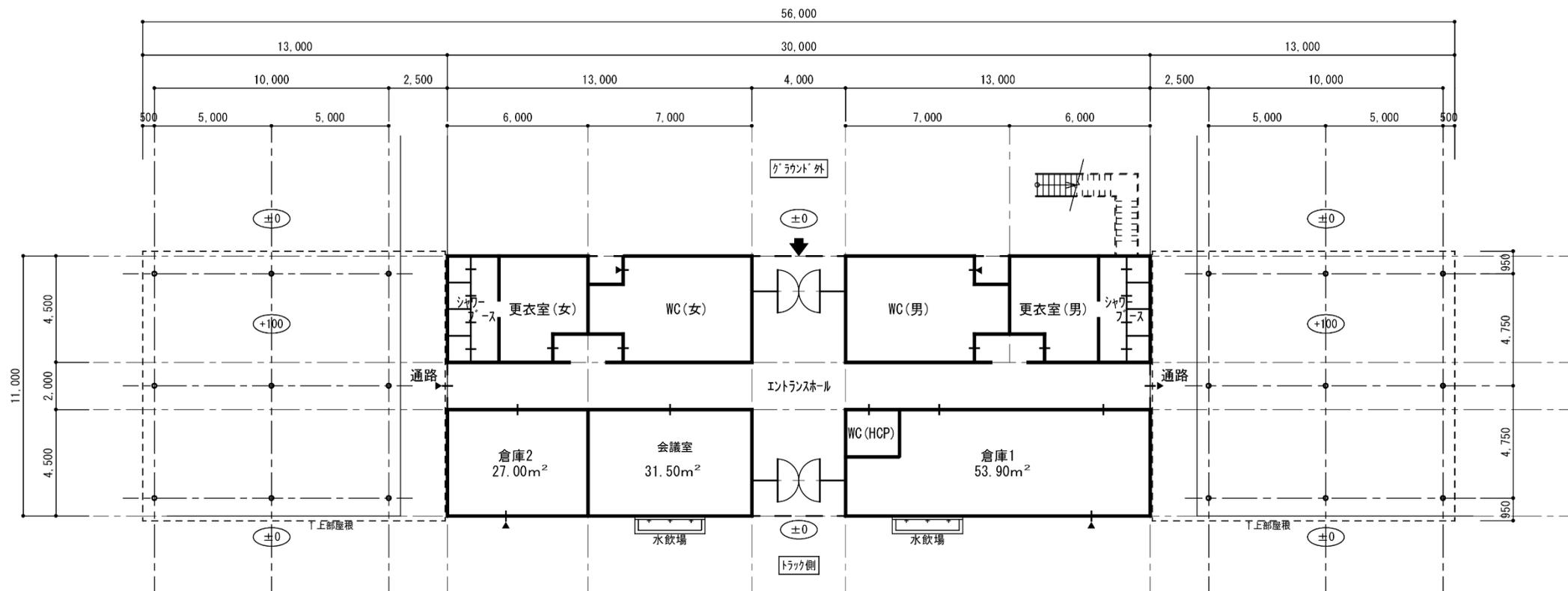


図 I-5-5-2 クラブハウス平面図

## Ⅱ 屋外劇場整備基本計画

### 1 諸条件の整理

#### 1-1 屋外劇場の基本情報

##### 1-1-1 施設の概要

海に向かって建つ約 4,000 人を収容できる屋外劇場です。野外コンサートツアーの沖縄公演で利用されることが多く、特に夏場は様々なアーティストが訪れる施設です。楽屋控室が 4 室、冷房もシャワー室も完備しております。モニュメント広場から繋がるマウンド上の芝生スペースにケータリングカー等が展開することもあります。

施設名称	宜野湾海浜公園屋外劇場
施設種別	宜野湾海浜公園施設
敷地面積	158,000.00 m <sup>2</sup>
建築面積	2,692.00 m <sup>2</sup>
延床面積	578.15 m <sup>2</sup>
建物所有状況	市所有
建物の構造 (棟別)	【宜野湾海浜公園屋外劇場】 鉄筋コンクリート造 地上 1 階 1991 年建設
観客席(席)	固定席 2,500、立見席 1,500 人分
主な付属施設	ステージ、楽屋 A~D



図Ⅱ-1-1-1 施設の概要

##### 1-1-2 施設の立地状況

屋外劇場は宜野湾海浜公園の北部、シーサイドエリアに位置しており、海に面した場所にあります。

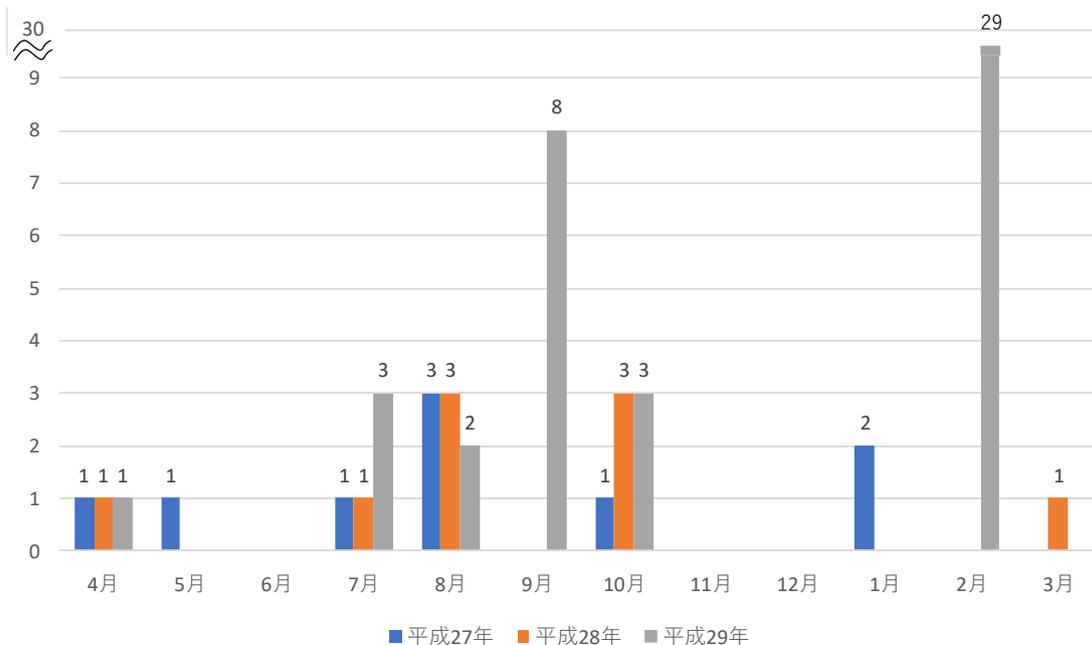
また、噴水広場からの直線的な通りの正面にあるほか、トロピカルビーチから多目的広場等を行き来する際の動線が交錯する場所でもあり、見通しの良い好立地にあります。

##### 1-1-3 施設の利用状況

直近 3 年間の利用状況は、平成 29 年度 9 件（稼働日数 46 日）、平成 28 年 7 件（稼働日数 9 日）、平成 27 年 5 件（稼働日数 6 日）となっています。

音楽ライブのコンサートや音楽イベント時の利用が最も多く、「琉球海炎祭」等の公園全体を含むお祭りにも利用されます。平成 29 年度には長期のイベントや横浜 DeNA ベイスターズ春季キャンプの使用のため、稼働日数は高くなっています。

また、平成 27 年には雨天や荒天のため、イベントの中止が 2 件発生しています。



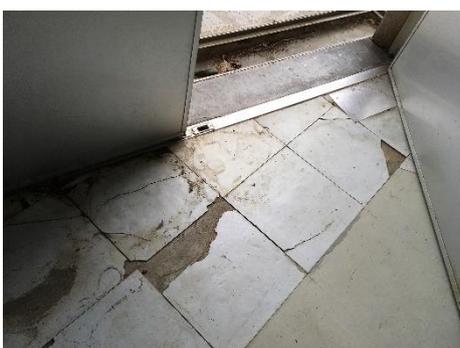
図Ⅱ-1-1-2 屋外劇場の稼働日数

#### 1-1-4 建物の劣化状況

屋外劇場の建物は築 28 年を経過しているため、外部のコンクリート、鉄部等の劣化の進行が見られます。緊急的に対応すべき課題は特にありませんが、今後も施設の使用を続ける場合は、躯体の健全性の確認を行った上で大規模改修を行い、予防保全型の修繕に切り替えていく必要があります。

[主な劣化箇所]

- ・外部のコンクリートの庇の欠落や外部・内部の壁のクラック・剥離が発生しています。
- ・舞台上の吊天井は鉄部ルーバーに重度の錆が多数発生しています。
- ・台風により舞台側の扉から雨水が侵入しており、床パネルの破損が見られます。



図Ⅱ-1-1-3 劣化箇所

## 1-2 屋外劇場の利用要望

イベントを開催する際に必要な機能・設備ニーズを把握するため、イベント事業者及び指定管理者に対しヒアリングを実施しました。

表Ⅱ-1-2-1 調査概要

調査方法	対面式のヒアリングを実施
時期	2018年12月
調査対象	屋外劇場又は宜野湾海浜公園をイベント会場として使用経験のあるイベント事業者:1社 指定管理者（屋外劇場およびその周辺エリアの維持管理責任者）:1社
主な意見	
<p>■屋外劇場の魅力</p> <p>○海に面した立地で、野外であることが魅力だ。開園前に観客がビーチ散策をし、気分が盛り上がる ことが人気の要素。</p> <p>○屋外劇場でイベント開催した場合、終演後にトロピカルビーチで1分間花火打ち上げが可能であり、アーティストと観客が一体化して花火鑑賞できるため、パフォーマー・観客の双方から好評。</p>	
<p>■必要な機能・設備</p> <p>○仮設型もぎり所（移動式） アーティストや主催者により、入場までの動線やもぎり所の位置を変えることができる移動式小屋</p> <p>○舞台面を閉鎖できる設備 台風襲来により舞台袖の扉が流される、設備機器の錆が進行するため、通常時は舞台部分が閉鎖可能な作り</p> <p>○仮設型控室設置スペース イベントスタッフ100名が収容可能な仮設型控室の設置が可能なスペース</p> <p>○吊物バトンの新設 照明、LEDスクリーン等を吊り下げる積載量1トン以上のバトン導入</p> <p>○観客席増設 最上部にスタンド席を新設</p> <p>○バリアフリー対応（車椅子スロープの見直し、障がい者用観覧スペース） 舞台全面への車椅子スペースの設置、車椅子用の入退場経路の動線見直し、車椅子用トイレの増設</p> <p>○トイレ トイレ個室の増設（舞台上手側、下手側等、複数個所）</p>	
<p>■屋外劇場への搬入や利用客の動線</p> <p>○大型トラックやトレーラーの駐車スペース 屋外劇場側へのトラック駐車スペース また、アーティストの会場周辺設備ニーズとして、イベント開催前～開催中に、大型宣伝トレーラーによる演出を行うための駐車スペース（劇場横や客動線上に配置）</p>	

### 1-3 法令等への適合

屋外劇場の整備に関連する法令として「宜野湾市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 13 号）」があり、出入口の有効幅等の基準や通路の基準等が示されています。

本施設においては、車いす使用者観覧スペースの設置基準や通路における勾配の基準について現状の性能では基準を満たしていないために、改善が必要となります。

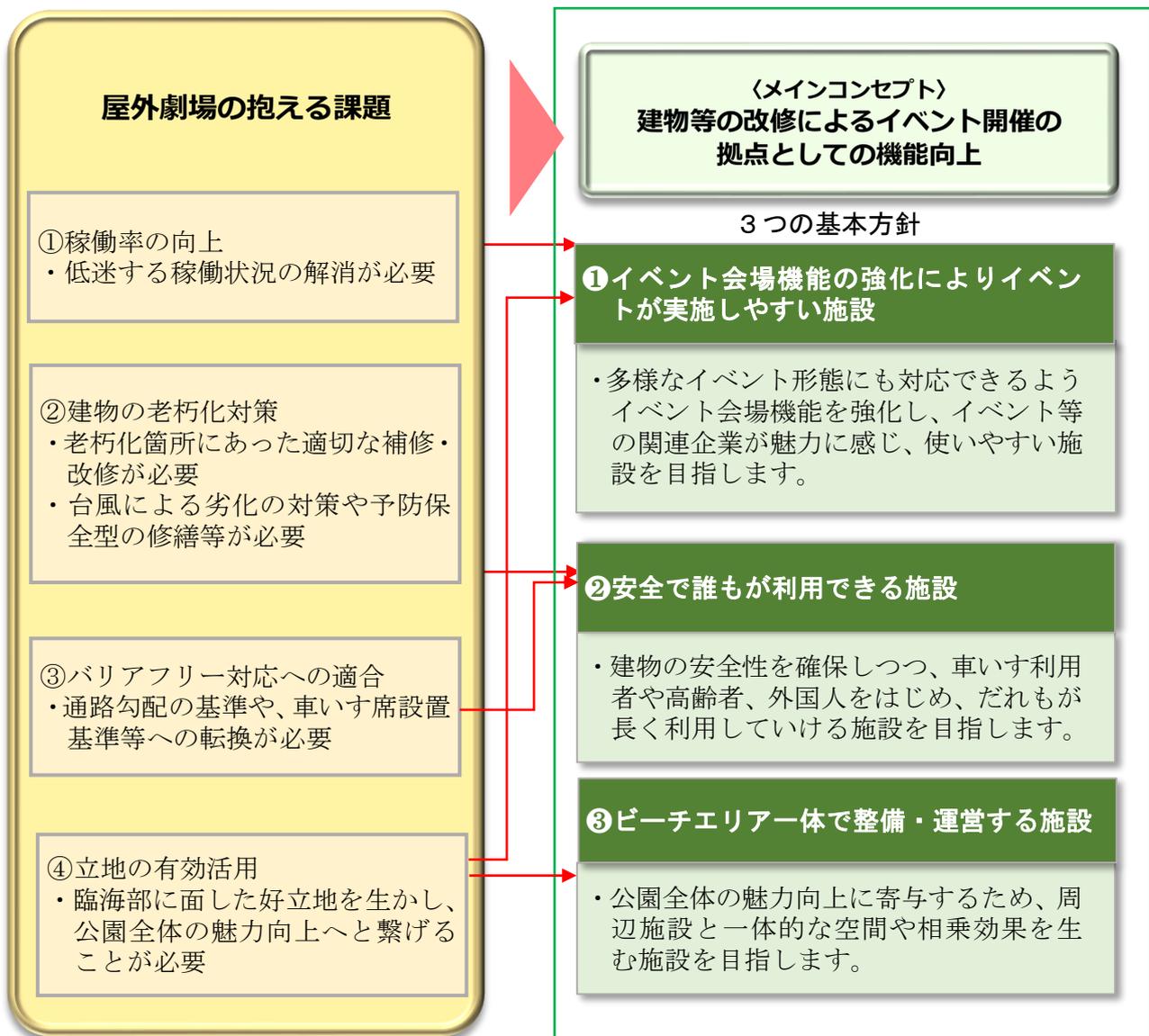
$$\text{車椅子使用者用観覧スペース} = \text{固定席 } 2500 \times 1\% + 2 = \underline{27 \text{ 席}} \text{ が必要}$$

表Ⅱ-1-3-1 宜野湾市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

<p>(野外劇場) 第 8 条</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、第 5 条第 1 号の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第 4 号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を 90 センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ <u>縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>オ <u>横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(3) <u>当該野外劇場の収容定員が 200 以下の場合には当該収容定員に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、収容定員が 200 を超える場合は当該収容定員に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</u></p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、第 11 条第 2 項から第 5 項までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は 90 センチメートル以上であり、奥行きは 120 センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
-------------------------	--

## 2 基本方針

「1 諸条件の整理」の通り、屋外劇場では以下①から④の課題を抱えています。  
課題を踏まえ、施設のコンセプトを「建物等の改修によるイベント開催の拠点としての機能向上」として設定し、整備に係る3の基本方針を定めました。



図Ⅱ-2-1-1 施設のコンセプト及び基本方針

### 3 施設計画の検討

既存の諸室構成はそのままに、基本方針等を踏まえ、以下の方策によりイベント開催の拠点としての機能向上を図ります。

#### 3-1 建物および設備の改修

##### 3-1-1 建物改修の実施

躯体の健全性の確認を行った上で大規模改修の実施を検討します。

躯体の健全度に影響する外部・内部のコンクリートの劣化（クラック・剥離等）については、補修により今後の劣化の進行を抑制するとともに、イベント開催の拠点として美観を損なわないよう配慮します。

舞台上の吊天井（鉄部ルーバー）は照明、LED スクリーンや重量のある舞台装置を使用するイベントにも対応できるよう更新等を検討します。

あわせて、浸水等により破損が見られる床パネルの更新や、屋根の防水工事等の実施を検討します。

##### 3-1-2 台風被害の防止

舞台と建物の扉について、台風による浸水防止のための止水板を設置し、イベント前後の事前準備及び復旧作業等が簡易に行えるような対策を検討します。

##### 3-1-2 設備等の更新

電気設備及び機械設備については、機器の耐用年数が経過しているため、建物の改修に合わせて、更新を図ります。

### 3-2 観客席の改修

ユニバーサルデザインに対応した改修を行います。観客席は車いす利用者のための席を最低 27 席確保します。現状の中央部通路に面する 2 列の観客席を改修し、車いすが十分に止められるスペースを確保します。改修に合わせて、観客席までの舗装部分の段差を解消するとともに、縦断勾配 5% 未満のスロープを設けます。また視覚障害者誘導用点状ブロック等を設け、だれもが安全に利用できるよう配慮します。

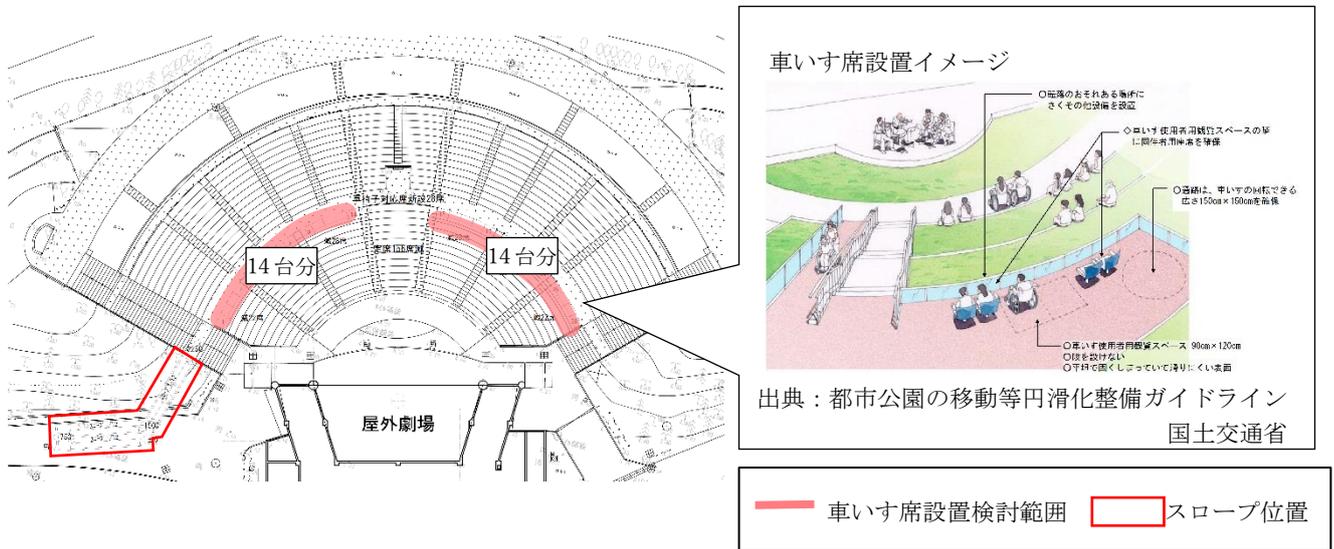


図 II-3-2-1 車いす席等の設置方法

### 3-3 周辺の外構等の改修

公園の利用状況に応じて多様な活用ができるスペースとして、モニュメント広場から屋外劇場の南側園路に沿って、余裕空間を設けます。

屋外劇場等におけるイベント開催時には、主催者の資機材運搬車両等の停車、関連グッズ販売等イベント車両による出店、イベント参加者の入場待機等に利用可能なスペースとしての活用を想定し、大型車両が停車可能な舗装構造とします。平常時は、レストスペースとして来園者が休憩利用できるように設えます。

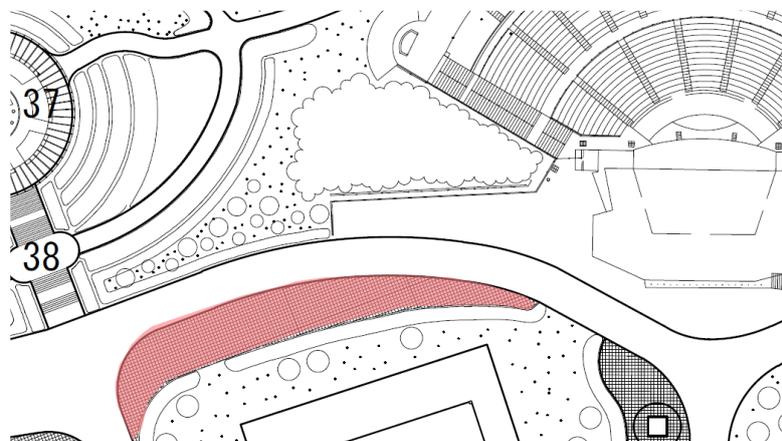


図 II-3-3-1 モニュメント広場から屋外劇場の園路沿いに設ける余裕空間

## Ⅲ 事業手法及び管理運営手法の検討

### 1 前提条件の整理

#### 1-1 宜野湾海浜公園及び市立グラウンド全体の再整備手法

宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの再整備は、原則、既存施設の改修・新設により、必要な園内施設や建物の整備を図ることとなります。

既存施設の改修・新設にあたっては、工事中も公園利用を継続していく必要があることや、大規模な範囲を改修等するための資金確保が必要となることから、公園全体を一括して改修することは難しいと想定されます。

そのため、エリア毎に工区を区分し、段階的に公園の再整備を行うことが前提となります。

#### 1-2 宜野湾海浜公園及び市立グラウンド全体の管理運営手法について

現在、宜野湾海浜公園は指定管理者制度により民間事業者が管理運営を行っており、管理運営の対象範囲は宜野湾海浜公園のほか、トロピカルビーチ、市立グラウンド及び市内に位置するいこいの市民パークを含めたものとする事で、民間事業者にとっては指定管理者制度によるスケールメリットがあります。

公園全体の管理運営手法として後述する PFI 手法の採用に際しても、選定された民間事業者が公園全体の管理運営を行う場合には、指定管理者制度の適用が必要となります。

指定管理者制度により複数の民間事業者による公園の管理運営も可能ではありますが、現状の指定管理者制度の適用範囲と比較して、管理運営を行う民間事業者のスケールメリットが失われることが想定されることから、公園全体の維持管理運営を同一事業者が行うことが望ましいと考えられます。

#### 1-3 新たに計画する収益施設の設置について

都市公園法第5条によって、公園管理者以外（民間事業者等）による公園施設の設置、管理することが認められています。更に平成29年6月の改正都市公園法では、同法第5条の2により「公募設置管理制度」が創設され公園の機能増進や利用者の利便向上を図るうえで有効と認められる場合に、公園管理者以外の者による公園内への収益施設等の設置又は管理が認められるようになりました。

そのため、本計画に基づき新たに設置し、収益性が見込まれる施設については、公園の賑わい、魅力の向上の観点から、公園全体の管理とは切り離して、同制度を活用した施設の設置・管理の可能性を検討します。

## 2 想定される事業手法及び管理運営手法の検討

### 2-1 宜野湾海浜公園及び市立グラウンドの改修・維持管理運営手法について

#### 2-1-1 宜野湾海浜公園及び市立グラウンドで想定される事業手法及び管理運営手法の抽出

宜野湾海浜公園及び市立グラウンド全体における事業手法及び管理運営手法としては、以下の①、②が想定されます。

表Ⅲ-2-1-1 公園全体で想定される事業手法等

		公園全体の公園施設等の改修・維持管理・運営を担う方式									
		方式	根拠法	事業期間 (目安)	業務範囲 ●公共 ○民間				施設所有者		備考
					設計	建設	維持 管理	運営	公共	民間	
①	従来式	設計・施工 分離発注			●	●			○		
		指定管理者制度	地方自治法	3～5年			○	○	○		
②	PFI事業	RO方式	PFI法	10～30年程度	○	○	○	○	○		※別途、指定管理者制度の適用も必要

※RO方式：RO (Rehabilitate Operate) 方式とは、既存施設の改修を行う方式です。

#### (1) 従来式【施設整備】設計・施工 分離発注 【維持管理運営】指定管理者制度

一般的な整備・管理の手法であり、公園全体の改修・整備（設計・施工）については、市が主体となって改修にかかる設計・施工を民間事業者へ個別かつ段階的に発注します。

公園全体の管理運営については、従来通り、市から指定管理者へ管理運営業務を包括的に任せる方式です。指定管理者は、施設の利用料金等を収受し、市から協定等に定められた指定管理料の支払いを受け、サービスを提供します。

表Ⅲ-2-1-2 指定管理者制度の概要

指定管理者制度は、地方自治法第 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）において規定される仕組みで、地方自治体が指定する者（指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができる制度です。

指定管理者の指定手続き、管理の基準及び業務の範囲は、条例によって規定する必要があり、指定にあたっては議会の議決が必要です。

(2) PFI 事業 【施設整備、維持管理運営】 RO 方式

PFI 事業は、PFI 法の手続きに則り民間事業者を選定し、民間資金等を活用して公共施設等の整備・運営維持管理を民間事業者に実施させる手法です。本施設の再編整備にあたっては、既存施設の改修及び管理運営を業務範囲とする RO 方式が有効と思われる手法です。

表Ⅲ-2-1-3 PFI の事業方式

事業方式	概要
公共施設等の設計、建設・改修、維持管理・運営等を担う方式	
BTO 方式	(Build-Transfer-Operate) <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。</li> <li>・サービス購入型の PFI 事業等で広く採用されている。</li> <li>・維持管理・運営期間中の民間事業者の業務範囲は、長期間の契約の対象とすることが適切か等の観点から検討・決定される。</li> </ul>
BOT 方式	(Build-Operate-Transfer) <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。</li> <li>・民間事業者が利用料金収入を直接收受する等、民間事業者の裁量の余地が広い PFI 事業等で採用されている。</li> <li>・民間事業者が維持管理・運営期間中に公共施設等の所有権を有しているため、改修等を含め、維持管理・運営等の自由度が広い。</li> </ul>
BOO 方式	(Build-Own-Operate) <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去する等、公共側への施設の所有権移転がない方式。</li> <li>・維持管理・運営期間を施設の需要期間や耐用年数等に合わせることができ PFI 事業等で採用されている。</li> <li>・損傷や陳腐化により一定のサイクルで更新すべき施設での活用が考えられる。</li> </ul>
RO 方式	(Rehabilitate-Operate) <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。</li> <li>・改修や大規模修繕が必要な既存施設について、改修及び維持管理・運営を委託する PFI 事業等において採用されている。</li> </ul>
公共施設等の設計、建設・改修等を担う方式	
BT 方式	(Build-Transfer) <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。</li> <li>・公共施設等の建設後別の公共施設等とともに一括化して、建設を行う民間事業者以外の者に維持管理・運営等を委託する PFI 事業等において採用されている。</li> </ul>

公園全体の改修を民間事業者が主体となって事業期間内に段階的に実施するとともに、別途、指定管理者制度の適用し、公園全体の管理運営を SPC が担います。サービス対価として、市から平準化したサービス購入料（施設整備費の割賦料と維持管理運営のサービス料）の支払いを受けるとともに、施設の利用料金等を収受します。

## 2-1-2 公園全体の改修・維持管理運営手法の比較

前述に述べた手法等を踏まえ、宜野湾海浜公園及び市立グラウンド全体における事業手法及び管理運営手法の比較整理します。

表Ⅲ-2-1-4 公園全体の事業手法の比較

	①従来式	②PFI 事業
	【施設整備】設計・施工 分離発注 【維持管理運営】指定管理者制度	【設計建設、維持管理運営】RO 方式
事業スキーム		
施設所有者	市	市
事業期間の目安	【設計建設】 随時 【維持管理運営】 5年程度	【設計建設、維持管理運営】 15年程度
事業者選定手続き	・従来の手法であるため、公共として実施のしやすさがある	・事業者の公募選定に時間を要する。 ・公募選定にコンサル等への委託が必要
民間事業者の資金調達	・原則、資金調達の必要がない	・民間事業者が金融機関からプロジェクトファイナンスにより資金調達を行う必要がある。
支払の平準化	・年度ごとの事業費の平準化が図りにくい	・民間事業者へサービス購入料の平準化した支払いが可能
整備費の物価変動への対応	・工事発注自体を段階的に行うため、物価変動への対応がしやすい	・入札時に整備費が決まり、施設整備が段階的かつ長期となるため、物価変動に対するリスクを官民ともに抱える
事業全体の効率化	・個別に分離発注し、管理運営も別契約となるため、事業全体を見通した効率化が図りにくい	・民間のノウハウを活用した包括的な業務実施により費用の低廉化及び質の向上が期待できる

## 2-1-3 望ましい手法の考察

「表 2-1-4 公園全体の事業手法の比較」に示したように、②PFI 事業では包括的な業務範囲により、費用の低廉化やサービス水準の向上が期待できます。しかし、段階的に公園全体の施設改修を行う本事業では、一般的な PFI 事業に比べ施設の整備期間がより長期になるため、物価変動への対応や工期延長・中断によるリスクを官民双方がより抱えることとなります。

そのため、本事業においては①従来式による施設整備及び管理運営により、上記リスクを回避することができるため、採用する事業手法としては、①従来式が望ましい手法と考えられます。

## 2-2 新たに計画する収益施設の整備・管理手法について

### 2-2-1 収益施設における整備・管理手法の抽出

民間事業者による公園内への収益施設の設置や管理については、都市公園法に基づく以下の(1)、(2)の活用が想定されます。

表Ⅲ-2-2-1 収益施設で想定される設置や管理の手法

公園全体の公園施設等の改修・維持管理・運営を担う方式										
方式	根拠法	事業期間 (目安)	民間事業者業務範囲				施設所有者		備考	
			設計	建設	維持 管理	運営	公共	民間		
(1) 設置管理許可制度	都市公園法	最長10年 (更新可)	○ ※	○ ※	○	○			○※	※管理許可のみの場合は施設の建設等及び所有は公共側となる
(2) Park-PFI (公募設置管理制度)	都市公園法	10年 (20年保証)	○	○	○	○			○※	※公募対象公園施設

#### (1) 設置管理許可制度

設置管理許可制度は、都市公園法第5条に基づき、公園管理者が公園管理者以外の者に対して、公園施設の設置や公園施設の管理を許可できる制度です。

公園管理者自らが設置・管理することが「不相当又は困難」あるいは、公園管理者以外の者が管理することが「公園の機能増進に資すると認められる」場合に許可が可能であり、民間事業者による飲食店や売店等の収益施設等の設置や管理の根拠となる制度です。

設置管理許可を得た民間事業者は、条例等で定められた使用料を地方公共団体に支払い、公園利用者 서비스에提供し収益を得ます。

#### (2) Park-PFI (公募設置管理制度)

Park-PFI (公募設置管理制度) は、都市公園法第5条の2~5に基づき、飲食店、売店等の収益施設(公募対象公園施設)の設置・管理と、その収益を活用して、周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。

民間事業者は、公募設置等計画等に基づき、自らの資金で公募対象公園施設と特定公園施設を整備し、特定公園施設の整備費の一部を負担します。

民間事業者は、公募設置等計画に記載した使用料を市に支払いつつサービスの提供を行い、利用料金の対価を得ます。

事業者へのインセンティブとして、許可期間を最長20年で設定することができること、また公募対象公園施設として便益施設、遊戯施設等に対する建蔽率の上乗せの特例が適用できること、自転車駐輪場、看板等が占用物件として設置ができることが挙げられます。



図Ⅲ-2-2-1 Park-PFI のイメージ

## 2-2-2 新たに計画する収益施設で想定される設置や管理手法の比較

収益施設における設置や管理手法の比較検討を行います。

表Ⅲ-2-2-2 収益施設で想定される設置や管理の手法

	①設置管理許可制度	②Park-PFI（公募設置管理制度）
事業スキーム	<p>※管理許可のみの場合、市が整備を担い 収益施設は市所有となる</p>	
施設所有者	民（管理許可は公共所有）	民（公募対象公園施設）
設置管理期間	10年（更新可）	10年（20年保証）
現状における 便益施設の建設 可能な残面積	・1650㎡程度（建蔽率2%）	・5770㎡程度（建蔽率12%）
事業者選定の 手続き	・公募による事業者選定を必須と していない	・公募による事業者選定が必須となる
収益施設等の 整備資金	・収益施設の整備費を民間事業者が 負担する（管理許可の場合は公共 が整備）	・収益施設及び特定公園施設の整備費を民 間事業者が負担する ・市は特定公園施設の引き渡しを受ける際 に、対価として公募設置等計画等に基づく 負担額を民間事業者に支払う
民間が支払う 使用料	・条例に定める使用料を民間事業者 が支払う	・条例で定める使用料を最低額として、公募 設置等計画に記載した使用料を支払う
収益の還元	・特に定めなし ※協定等で収益の市への還元を位置 づけることは可能	・特定公園施設の整備費等へ収益を還元で きる
その他		・利便増進施設（自転車駐輪場・広告等）の 設置も可能（占用許可）

## 2-2-3 望ましい手法の考察

設置管理許可制度に比べ、Park-PFI（公募設置管理制度）では、民間側にとって特定公園施設の整備費負担が発生しますが、建蔽率や設置管理期間の特例により、長期的視野での投資回収が期待できます。また、市側にとっては都市公園の整備等に収益施設の収益を還元できることから、財政負担の軽減につながります。

一方で、事業収益を特定公園施設に還元するスキームであることから、収益性の高い事業に限定されることが課題となります。

そのため、本事業では、特定公園施設の整備費を負担できるほどの収益が見込める施設については「Park-PFI（公募設置管理制度）」を活用し、収益は見込めるものの整備費の負担までは難しい収益施設については「設置管理許可制度」を活用することが望ましいと考えられます。

## 2-3 公園全体及び収益施設における事業手法及び管理手法の方向性

### 2-3-1 事業手法及び管理手法の考え方

公園全体の整備・管理運営は従来方式を採用し、設計施工分離発注により、段階的な整備を図ります。さらに指定管理者制度により、現状の範囲である宜野湾海浜公園及び市立グラウンド、市内に位置するいこいの市民パークを含めて一体的な管理運営を行います。

各エリアの段階的な再整備と並行し、エリアに位置する収益施設の設置等を行っていきます。サウディング等を実施したうえで、Park-PFI（公募設置管理制度）又は設置管理許可制度の活用を図ります。場合によっては、段階的な再整備とともに収益施設も市が整備し、民間事業者や指定管理者が設置管理許可制度の管理許可に基づき、収益施設の管理を行う手法も考えられます。

### 2-3-2 各事業手法等の検討範囲

各施設における主な事業手法及び管理運営手法は以下のように想定します。

表Ⅲ-2-3-1 各施設における事業手法等の検討範囲

		従来方式	公募設置管理制度	設置管理許可制度
エリア エントランス	歓海門	●		
	車両進入路	●		
	ロータリー	●		
	駐車場	●		
	サブエントランス付近	●		
	管理棟	●		
スポーツ エリア	中央広場	●		
	テニスコート	●		
	体育館	●		
	屋外運動場	●		
	サブグラウンド、投球練習場	●		
	スケート広場			●
広場 エリア	多目的広場	●		
	子ども広場			●（屋内遊戯施設） 市が整備し管理許可
	疎林広場	●		
ドシー エリア サイ	モニュメント広場	●		
	屋外劇場	●		
	グランピング施設		●・○（外構）	
エビ リー ア チ	飲食・物販・情報発信施設		●・○（外構）	
	ビーチハウス	●		
	海浜広場・駐車場	●	○	
市立グラウンド		●		

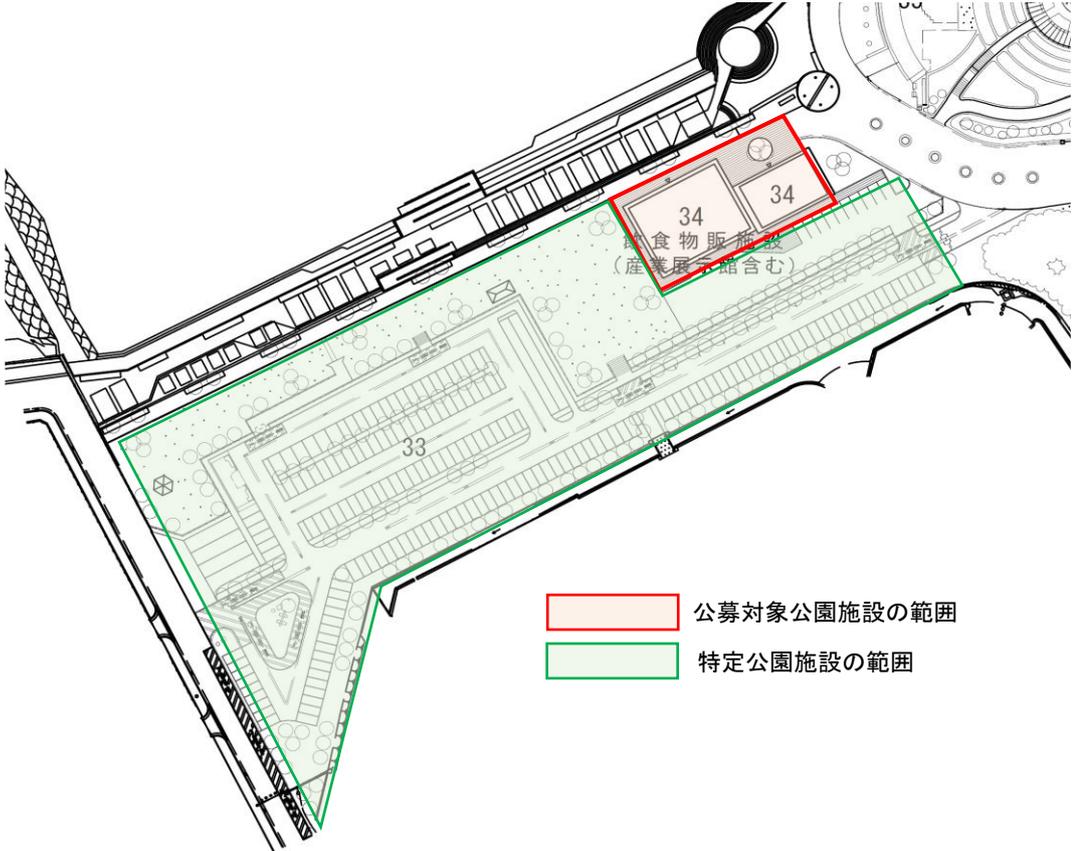
●：適用を検討する主な範囲 ●：公募対象公園施設として検討 ○：特定公園施設として検討

### 2-3-3 公募設置管理制度及び管理許可制度の検討の方向性

収益施設の事業手法等の検討にあたっては、以下の方向性が想定されます。

#### (1) Park-PFI（公募設置管理制度）の活用を図る対象施設

##### ① ビーチエリアにおける公募対象公園施設及び特定公園施設

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビーチエリアの飲食・物販・情報発信施設を公募対象公園施設とし、認定公募設置等計画有効期間を最長 20 年とする。</li> <li>・ 特定公園施設として、公募対象公園施設周辺の外構施設、業務用駐車場等施設及びビーチ駐車場、海浜広場を含めたエリア全体を想定する。</li> </ul>
<p>検討範囲</p>	 <p>34 食物販施設 (産業展示館含む)</p> <p>33</p> <p>公募対象公園施設の範囲</p> <p>特定公園施設の範囲</p>

②シーサイドエリアにおける公募対象公園施設及び特定公園施設

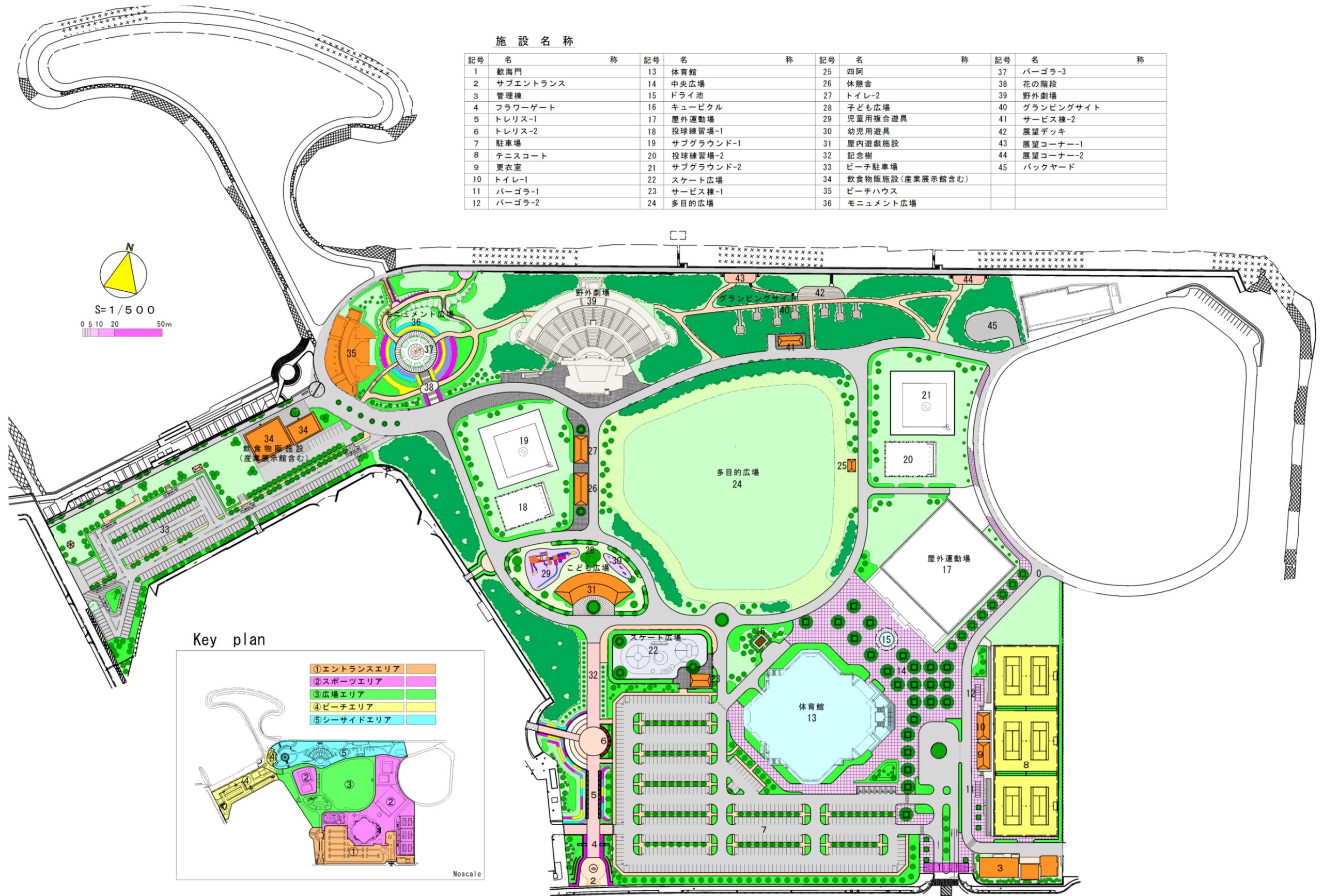
<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募対象公園施設はグランピングエリアのサービス棟を公募対象公園施設とし、認定公募設置等計画有効期間を最長 20 年とする。</li> <li>・特定公園施設として、グランピングエリア内に設置するグランピングサイトの木製デッキ、展望デッキ、その他園路改修等を想定する。</li> <li>・民間事業者の公募に向けたサウンディング段階では、シーサイドエリア全体を公募設置管理制度の対象エリアとして、モニュメント広場、屋外劇場の施設改修等についても特定公園施設として取り組む事業者の有無を探り、公募設置管理制度の対象事業の確定を行う。</li> </ul>
<p>検討範囲</p>	

(2) 設置管理許可制度の活用を図る対象施設

③子ども広場における屋内遊戯施設、スケート広場の管理許可事業者の公募

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期指定管理者制度の公募条件として、指定管理者の維持管理対象施設である子ども広場内の屋内遊戯施設、スケート広場に都市公園法第 5 条第 1 項による管理許可制度を活用する。</li> <li>・民間ノウハウの積極的な導入を図るとともに、維持管理費の削減を図る。</li> </ul>
<p>検討範囲</p>	

# IV 基本計画図の作成



施設名称

記号	名	称	記号	名	称	記号	名	称	記号	名	称
1	歓海門		13	体育館		25	四阿		37	バーゴラ-3	
2	サブエントランス		14	中央広場		26	休憩舎		38	花の階段	
3	管理棟		15	ドライ池		27	トイレ-2		39	野外劇場	
4	フラワーゲート		16	キュービクル		28	子ども広場		40	グランピングサイト	
5	トレリス-1		17	屋外運動場		29	児童用複合遊具		41	サービス棟-2	
6	トレリス-2		18	投球練習場-1		30	幼児用遊具		42	展望デッキ	
7	駐車場		19	サブグラウンド-1		31	屋内遊戯施設		43	展望コーナー-1	
8	テニスコート		20	投球練習場-2		32	記念樹		44	展望コーナー-2	
9	更衣室		21	サブグラウンド-2		33	ビーチ駐車場		45	バックヤード	
10	トイレ-1		22	スケート広場		34	飲食物販施設(産業展示館含む)				
11	バーゴラ-1		23	サービス棟-1		35	ビーチハウス				
12	バーゴラ-2		24	多目的広場		36	モニュメント広場				



計画範囲全体のイメージ



宜野湾海浜公園：【広場エリア】子ども広場・屋内遊戯施設のイメージ



宜野湾海浜公園：【ビーチエリア】飲食・物販・情報発信施設のイメージ



## 市立グラウンドのイメージ



## V 事業計画

### 1 概算事業費

概算工事費は以下の通りである。

表V-1-1-1 宜野湾海浜公園再整備工事概算事業費 ※単位：百万円

エリア	概算事業費 * 消費税別途	
エントランスエリア	一式	730
スポーツエリア	一式	945
広場エリア	一式	1,387
シーサイドエリア（公募設置公園施設除外）	一式	360
屋外劇場改修費	一式	107
ビーチエリア（公募設置公園施設除外）	一式	195
市立グラウンド	一式	586
うちクラブハウス整備費	一式	252
上記エリアごとの合計：分割発注ケース	合計	4,310

※上記概算事業費には、既存運動施設等の改修工事費（体育館、ビーチハウス、管理棟、倉庫等）及び投球練習場、サブグラウンド及び屋外練習場については、未計上。あわせて、公募設置公園施設は民間事業者による公園施設整備のため、本概算事業費から除外。

### 2 事業スケジュール及び年度別事業費の設定

#### 2-1 事業スケジュール及び年度別事業費

事業スケジュール及び年度別の事業費は、以下の通りとする。

表V-2-1-1 事業費年度別区分 ※単位：百万円

整備対象エリア	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① エントランスエリア	730					
② ビーチエリア			195			
③ スポーツエリア				945		
④ 広場エリア					1,387	
⑤ シーサイドエリア	107					360
⑥ 市立グラウンド	252		334			
全体事業費計（累計）	1,089		1,618	2,563	3,950	4,310

\* 消費税別途

## 2-2 事業スケジュールの考え方

### 2-2-1 初年度～2年度

本公園の玄関口であるエントランスエリアにおいて、駐車場等を中心に利用者等の要望に対応するため、初年度に着手します。あわせて老朽化の著しい屋外劇場や市立グラウンドのスタンドについて、改修・改築の対応を行います。

- ・駐車場及びロータリーの拡張、車両のアクセス動線の改良。
- ・サブエントランス（現西側入口部分）の入口としての修景性を高める再整備。
- ・屋外劇場や市立グラウンドの改修・改築。

### 2-2-2 3年度

当公園内の人気の高いトロピカルビーチに面するビーチエリアにおいて、利用者サービスの向上を図る再整備及び新規施設導入を行います。

- ・Park-PFI（公募設置管理制度）に基づく公募対象公園施設として飲食・物販・情報発信施設の整備及び管理を行う民間事業者の公募を行い、併せて特定公園施設等についても事業実施します。
- ・老朽化した既存のビーチ駐車場の改修。
- ・市立グラウンドのタータンの改修。

### 2-2-3 4年度

運動公園の中核をなすスポーツエリアについては、屋外練習場、投球練習場、サブグラウンド等の施設先行整備により当面のニーズに対応することから、その他の運動施設と附属施設等は4年目に事業着手します。

- ・老朽化したテニスコートおよび中央広場の改修、広場周辺の便益施設等の更新。
- ・西側入口付近の園路上で行われているスケートボード等の専用スペースとして、スケート広場の新規整備。
- ・体育館、管理棟等、建築物の老朽化対策については、現状では未定。

### 2-2-4 5年度

広場エリアについては5年目に事業着手し、公園利用の一層の活性化を図ります。

- ・多目的広場の利便性を高める園地改修および各種イベントインフラ（広場照明、給排水、電気、キュービクル等はこの年度に整備）の再整備。
- ・ジョギングコース等に利用可能な空間としての多目的広場周回園路の再整備。
- ・ファミリー層の利用促進を図るため、本公園の目玉施設の一つとなる子ども広場の拡充整備。
- ・休憩舎、トイレの更新。

### 2-2-5 6年度

シーサイドエリアは、最終年度に公園滞在時間の延長を図る魅力づくりを行います。

- ・本公園のシンボル性を高めるモニュメント広場の改修（花の階段、展望場所に緑陰を提供する大円形パーゴラ等の整備）。
- ・Park-PFI（公募設置管理制度）によるグランピングサイトの整備。公募対象公園施設としてサービス棟の整備及び管理を行う民間事業者を公募、特定公園施設として各種デッキ類他を整備。
- ・バックヤードの再整備。

## 2-3 公募設置管理制度活用による民間活力導入施設の整備費

Park-PFI（公募設置管理制度）に基づく公募対象公園施設は以下の2か所とします。

特定公園施設については、民間事業者が公募対象公園施設と一体的に整備を実施し、譲渡契約により民間事業者が公募設置等計画等に基づく整備費を支払い（交付金充当）、市所有とします。

ただし、特定公園施設整備にかかる費用のうち、最低1割は民間事業者が負担することが求められます。（事業内容によって、民間負担額は提案事項とすることができます。）

表V-2-3-1 公募対象公園施設・特定公園施設 概算事業費想定

対象施設		概要	事業費想定	備考
シーサイドエリア	公募対象公園施設	グランピングサイトサービス棟 建築面積 100 m <sup>2</sup>	27,500 千円	S造 100 m <sup>2</sup> × 22 万/m <sup>2</sup> × 諸経費 25%
	特定公園施設	グランピングサイト木製デッキ、展望デッキ	93,060 千円	
ビーチエリア	公募対象公園施設	飲食・物販・情報発信施設 建築面積 700 m <sup>2</sup> トイレ改修含まず	262,500 千円	RC造 700 m <sup>2</sup> × 30 万/m <sup>2</sup> × 諸経費 25%
	特定公園施設	公募対象公園施設を除くエリア全体 (公募対象公園施設の外構、業務用駐車場、ビーチ駐車場、海浜広場、トイレ改修等)	195,000 千円	

### 3 事業化にあたっての今後の課題

宜野市海浜公園施設等再整備における今後の課題を以下に示します。

#### 3-1 海浜公園の事業実施に先立ち、公園インフラ等の情報整理

今後、事業実施にあたっては、基本設計、実施設計に必要となる公園敷地（地形・地質）や公園施設の詳細な情報（現況測量関連図書、公園敷地内の埋設物調査図書、既存公園施設構造図（特に建築物）等）収集、整理を先行し、設計を行うことが必要です。

なお、これらの図書は、次項の民間活力導入にあたっての事業者に対する情報提供としても必要不可欠なデータとなります。

#### 3-2 収益施設等民間活力導入に際しての事業者のニーズの把握等

本再整備基本構想・基本計画では、従来方式の事業手法とあわせ、民間事業者による公園の賑わいの創出、ノウハウの活用を図りながら、再整備事業を進めることとしています。

通例では、こうした取り組みに際しては、当該施設整備時期より以前にサウンディング調査による、民間事業者の発掘、意向確認、事業手法提案等を踏まえ、事業内容を確定し公募を実施します。

民間事業者の創意工夫を十分引き出し実現可能性を確認するためにも、事前に事業者ニーズの十分な把握が必要となります。

#### 3-3 利用者への負担軽減のための事業実施手順の精査

事業実施にあたっては、既存施設を活用しながら新規施設の再編整備を行うこととなります。現在利用している利用者の利用に支障が出ないように、慎重な事業実施手順の検討が必要となります。

それぞれのエリアの基本設計あるいは実施設計段階において、適切な工程管理計画の立案が求められます。

#### 3-4 関連機関との調整等

現在、沖縄コンベンションセンター開催催事に際して宜野湾海浜公園の駐車場利用がされる等、公園利用に際して利用者が公園内施設を利用できないといった声が聞かれます。今後本公園の再整備に際しては所管部署との調整が求められると考えます。

モニュメント広場の有効利用を図ることを想定し、平和記念モニュメントの設置者である沖縄県との調整が求められます。

公園利用促進について、多目的広場等を利用した催事開催に際し、民間事業者や関係機関との調整を進めることが求められます。

上記対応について設計段階から関連団体等との協力体制を構築していくことが求められます。